
江戸川区
熟年しあわせ計画
(老人福祉計画) 及び
第8期介護保険事業計画

令和3年3月



江戸川区

策定にあたって



平成12年に発足した介護保険制度も21年を経過し、この4月から第8期を迎えます。厳しい社会・経済情勢の中、制度を支えてこられた関係者の皆様、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも事業を継続していただいている皆様に深く敬意を表します。

江戸川区はこれまで人口の増加基調が続いてきましたが、今後、少子高齢化が進展する中で、社会経済活動の担い手である現役世代が減少に転じ、急速な社会の変化が避けられない局面を迎えます。

このため、本区では、持続可能な社会に向けてSDGsに関わる施策を推進するとともに、本区が目指す共生社会「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、2100年を見据えて「(仮称)江戸川区共生社会ビジョン」を策定しているところです。

本計画は、これらの共生社会の実現に向けた本区のビジョンと方向性をともにするものです。熟年者をはじめ、誰もが安心して自分らしく暮らし続けるために、保健・医療・福祉など関係機関のさらなる連携を図り、持続可能な制度を構築するとともに、「支える・支えられる」の関係を越えた地域の支え合いを区民の皆様とともに創り上げていきます。また、感染症や災害が発生した場合でも、必要な方に必要なサービスが安定的かつ継続的に提供できる体制を関係者の皆様とともに構築していきます。

現在、本区の高齢化率は21%を超えましたが、介護保険の認定率は低く、元気な熟年者が多いことが特長です。熟年者が、その豊かな人生経験を活かして生きがいを持ち、いくつになっても輝き続けることが、本区の地域力をさらに高めていくことにつながると考えます。区民や関係機関の皆様のご協力を得ながら、一人ひとりが自分らしく活躍できる地域づくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様をはじめ、長期間にわたり精力的にご審議をいただいた熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

江戸川区長 齊藤 猛

目 次

第 1 部 総 論.....	1
----------------	---

第 1 章 計画の目的と性格.....	3
1 計画改定の目的.....	3
2 計画の性格.....	4
3 計画期間.....	6
4 計画改定のための取組.....	7
(1) 調査概要.....	7
(2) 計画改定のための体制.....	8
(3) 情報公開及び意見募集.....	8
第 2 章 基本理念と施策の体系.....	9
1 基本理念と基本目標.....	9
2 施策の体系.....	10

第 2 部 区の現状と課題.....	13
--------------------	----

第 1 章 区の現況と推計.....	15
1 将来の人口構成.....	15
(1) 高齢化率の推移・推計.....	15
(2) 年齢 3 区分別の人口構成比の推移・推計.....	16
(3) 日常生活圏域別の高齢化率の推移・推計.....	17
2 高齢者の世帯の状況.....	19
3 住まいの状況.....	21
4 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計.....	22
5 認知症の方（疑い含む）の状況.....	24
6 新型コロナウイルス感染症について.....	25
第 2 章 介護保険サービス等の現状と課題.....	26
1 介護保険サービス利用者.....	26
2 居宅サービス.....	28
(1) サービス別利用者数・利用割合.....	28
(2) 居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合.....	31
3 居住系サービス.....	32
4 地域密着型サービス.....	33
5 施設サービス.....	36

第 3 部 地域共生社会の実現に向けて..... 39

第 1 章 地域共生社会の実現に向けて..... 41

1 江戸川区が目指す地域共生社会..... 41

(1) 地域共生社会とは..... 41

(2) 地域共生社会構築の拠点「なごみの家」..... 41

(3) 今後の目標・方向性..... 43

2 区の具体的な取組..... 44

(1) 住み慣れたまちで自分らしく..... 44

(2) 「熟年しあわせ計画及び第 8 期介護保険事業計画」施策の 5 つの柱.... 44

I 生きがいに満ちた地域づくり..... 45

II 生涯現役の健康づくり..... 46

III 安心と信頼のサービスづくり..... 47

IV みんなにやさしいまちづくり..... 48

V 生活を支える体制づくり..... 49

第 4 部 熟年者保健福祉施策の展開..... 51

第 1 章 熟年しあわせ計画..... 53

《 施策の柱と事業計画 》..... 53

1 生きがいに満ちた地域づくり..... 53

(1) ふれあいと支え合いのまち..... 53

(2) 熟年パワーのあふれるまち..... 58

2 生涯現役の健康づくり..... 63

(1) 健康長寿のまち..... 63

(2) 介護予防推進のまち..... 73

3 安心と信頼のサービスづくり..... 76

(1) 地域生活を支援するまち・介護する家族を支えるまち..... 76

(2) 安心介護のまち【介護保険事業計画部分に相当】..... 81

4 みんなにやさしいまちづくり..... 82

(1) 安全・快適、心のバリアフリーのまち..... 82

(2) いつまでも住み続けることのできるまち..... 88

5 生活を支える体制づくり..... 92

(1) 安心してサービスが利用できるまち..... 92

(2) 連携により円滑なサービスを提供するまち..... 99

第2章 介護保険事業計画	103
1 介護保険サービス量等の見込み	103
(1) 居宅サービス	103
(2) 居住系サービス	113
(3) 施設サービス	114
(4) 地域密着型サービス	119
(5) 介護予防・生活支援サービス	132
(6) 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み	133
2 介護保険財政の実績と見込み	134
(1) 介護保険財政の3年間のまとめ	134
(2) 保険給付費財源の財源構成及び内訳	135
(3) 保険料の収納状況及び使途	137
(4) 介護給付費準備基金	137
3 保険給付費等及び保険料の見込み額	138
(1) 保険給付費を推計する上での主な留意点	138
(2) 計画期間における保険給付費等見込み額	138
(3) 介護給付費準備基金の活用	139
(4) 第8期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉	140
(5) 第1号被保険者の所得段階別保険料	140
(6) 2025年、2040年のサービス水準の推計	143
4 介護保険事業を円滑に推進するための施策	146
(1) サービス利用等における低所得者への配慮	146
(2) 介護人材の確保に向けた各種事業の実施	147
(3) サービスの質の向上のための方策	149
5 権利擁護事業の充実	155
(1) 判断能力が低下した人への支援	155
(2) 高齢者虐待への対応	156
6 介護保険事業の推進	157
(1) 公平・公正な要介護認定の実施	157
(2) 各種介護保険事業の指定事務の実施	158
(3) 業務効率化に向けた取組	158
(4) 共生型サービスの推進	159
(5) 介護保険事業計画の推進・評価	159

資 料.....	161
----------	-----

1 江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱 .	163
2 江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会委員名簿....	165
3 検討委員会開催日程と検討内容.....	166
4 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要..	167
5 令和3年度（2021年度）介護報酬改定の概要.....	169
6 介護保険制度の変遷.....	172
7 用語解説（あいうえお順）.....	177

第 1 部

総論

第1章 計画の目的と性格

1 計画改定の目的

わが国の総人口は約1億2,700万人で、平成21年をピークに10年連続で減少している状況にあります(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」)。一方、65歳以上の高齢者数は令和元年10月1日現在で約3,589万人(総務省統計局人口推計)となっており、平成27年(2015年)以降は年少人口(0～14歳)の2倍以上で推移し、世界でも1、2位を争う長寿社会となっています。

一方、江戸川区においても高齢化は進み、令和2年10月1日現在(認定者数は9月末現在)、65歳以上の高齢者数は147,739人で平成12年度同期比1.9倍、介護保険の要介護認定者数は27,638人で3.6倍に増加しています。

平成30年度～令和2年度の「江戸川区熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第7期介護保険事業計画」では、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、地域包括ケアシステムを深化・推進し、自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護の連携等の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、計画を推進してきました。

令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図り、包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が求められています。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みて、健康危機管理体制の充実や新しい生活様式に対応した取組の工夫が必要です。

こうした背景を踏まえ、これまでの区の熟年者施策や介護保険事業の動向とともに、すべての団塊の世代*が75歳以上となる令和7年(2025年)、そして、団塊ジュニア世代*がすべて65歳以上となる令和22年(2040年)までの見通しを十分に検討した上で、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの「江戸川区熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第8期介護保険事業計画」として、計画の改定を行います。

*団塊の世代とは、昭和22年～昭和24年生まれ「戦後のベビーブーム世代」をいいます。

*団塊ジュニア世代とは、昭和46年～昭和49年生まれ世代をいいます。

2 計画の性格

「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「区市町村老人福祉計画」であり、熟年者の保健福祉施策の充実を図るための計画です。

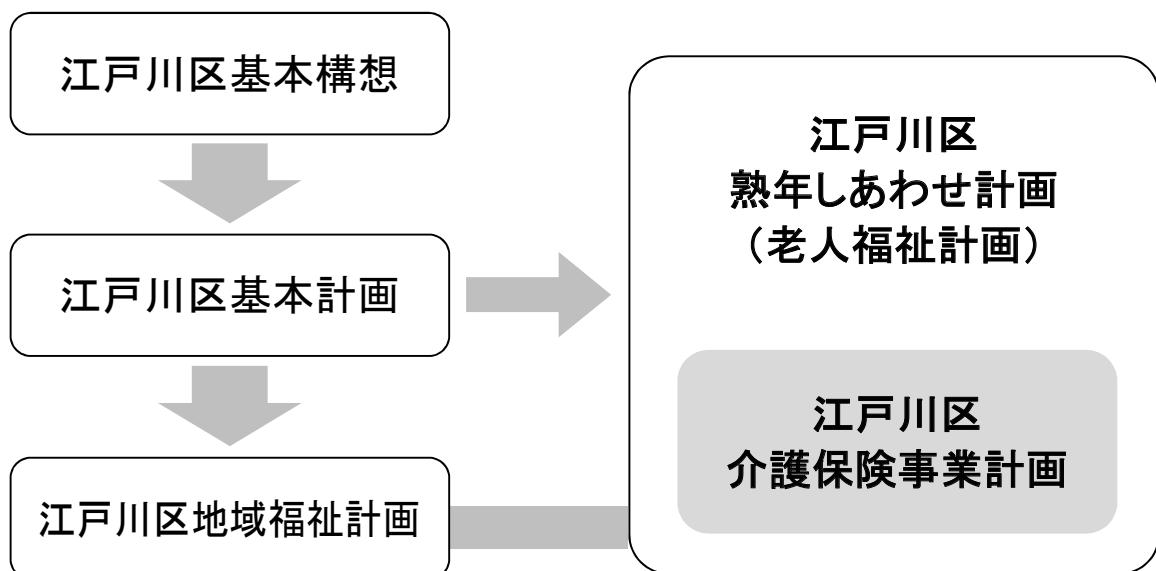
また、「江戸川区介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条によりすべての区市町村に策定が義務づけられている「区市町村介護保険事業計画」であり、介護サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び効率的な運営を実現するための計画です。

「江戸川区介護保険事業計画」は、「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」の部分計画に位置づけられ、両計画一体となって、熟年者施策の総合的な推進を図ります。第 8 期は、第 6 期、第 7 期に引き続き、令和 7 年（2025 年）を見据えるとともに、令和 22 年（2040 年）を展望して、地域共生社会の実現に向けた、中長期的な視点に立った施策の方向性を定めるものとします。

なお、両計画は、「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにし、SDGs（持続可能な開発目標。次ページ参照）と関連づけ、区民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、目標達成につなげることを目指しています。同時に、社会福祉法第 107 条の規定による「江戸川区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定されています。

さらに、東京都が策定する「東京都高齢者保健福祉計画」や「東京都保健医療計画」との整合性も保つこととしています。

〔 江戸川区熟年しあわせ計画・介護保険事業計画の位置づけ 〕



SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs (エスディージーズ) (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。
- 「誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までの間に達成すべき 17 のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。
- 共生社会の実現に向けて、(仮称) 共生社会推進条例のもと、2100 年までの区政の方向性を表す「(仮称) 共生社会ビジョン」、令和 12 年(2030 年)までに取り組む施策をまとめた「(仮称) 共生社会=SDGs ビジョン」を策定し、さまざまな施策を展開していきます。
- 江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けて SDGs に積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画改定のための取組

(1) 調査概要

区民等の意見や要望などを計画の改定に反映するため、令和元年度に次の①～⑧の8種類の調査を行いました。

各調査結果の詳細は、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和2年5月）として公表しています。

〔 江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査 〕

調査名	①熟年者の健康と生きがいに関する調査	②介護予防に関する調査	③介護保険サービス利用に関する調査
調査方法	郵送配布－郵送回収		
調査対象者	65歳以上の要介護認定を受けていない区民 (令和元年11月1日現在)	フレイル予防質問票に該当する65歳以上の区民 (令和元年11月1日現在)	65歳以上の要介護認定を受け、施設サービス、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームを利用していない区民 (令和元年11月1日現在)
抽出方法	介護保険被保険者台帳より無作為抽出	健康診査等の結果より無作為抽出	介護保険被保険者台帳より無作為抽出
調査期間	令和元年12月6日～12月26日		
対象者及び回収率	対象者数：2,200 有効回収数：1,385 有効回収率：63.0%	対象者数：150 有効回収数：112 有効回収率：74.7%	対象者数：1,400 有効回収数：808 有効回収率：57.7%

調査名	④熟年者のお元気度チェック調査	⑤介護保険制度と介護予防に関する調査
調査方法	活動場所での配布－回収 (郵送回収を含む)	郵送配布－郵送回収
調査対象者	リズム運動、くすのきクラブ、くすのきカルチャー教室、シルバー人材センター、ウォーキング、にこにこ運動教室の参加者	50歳以上65歳未満の区民
抽出方法	—	住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和元年12月6日～ 令和2年1月10日	令和元年12月6日～ 12月26日
対象者及び回収率	対象者数：648 有効回収数：510 有効回収率：78.7%	対象者数：800 有効回収数：356 有効回収率：44.5%

調 査 名	⑥介護保険サービス事業者調査	⑦介護支援専門員調査	⑧在宅介護実態調査
調 査 方 法	郵送配布一郵送回収		認定調査員による聞き取り
調 査 対 象 者	区内で介護保険サービスを提供している事業所	居宅介護支援事業所等に属する介護支援専門員	在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
抽 出 元	事業者名簿		—
調 査 期 間	令和元年12月6日～12月26日		令和元年12月2日～令和2年2月25日
対 象 者 及 び 回 収 率	対象者数： 442 有効回収数： 261 有効回収率：59.0%	対象者数： 508 有効回収数： 357 有効回収率：70.3%	対象者数：1,000 有効回収数： 706 有効回収率：70.6%

(2) 計画改定のための体制

江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者、保健・医療・社会福祉関係者、区民代表、区議会議員、行政代表からなる「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」を設置し、検討委員会での議論をとおして計画の改定を行いました。

(委員名簿は165ページを参照)

(3) 情報公開及び意見募集

①「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」の公開

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」を公開するとともに、区ホームページに各回の議事録を掲載しました。

②「中間のまとめ」の公表・意見募集

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画中間のまとめ」を関係機関や区民希望者に配布するとともに、広報紙、ホームページ等により周知を図り、区民からの意見を募りました。

③意見公募手続（パブリックコメント）の実施

中間のまとめに対する意見や検討委員会での議論を踏まえて作成した計画案について、江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき意見公募手続を実施しました。

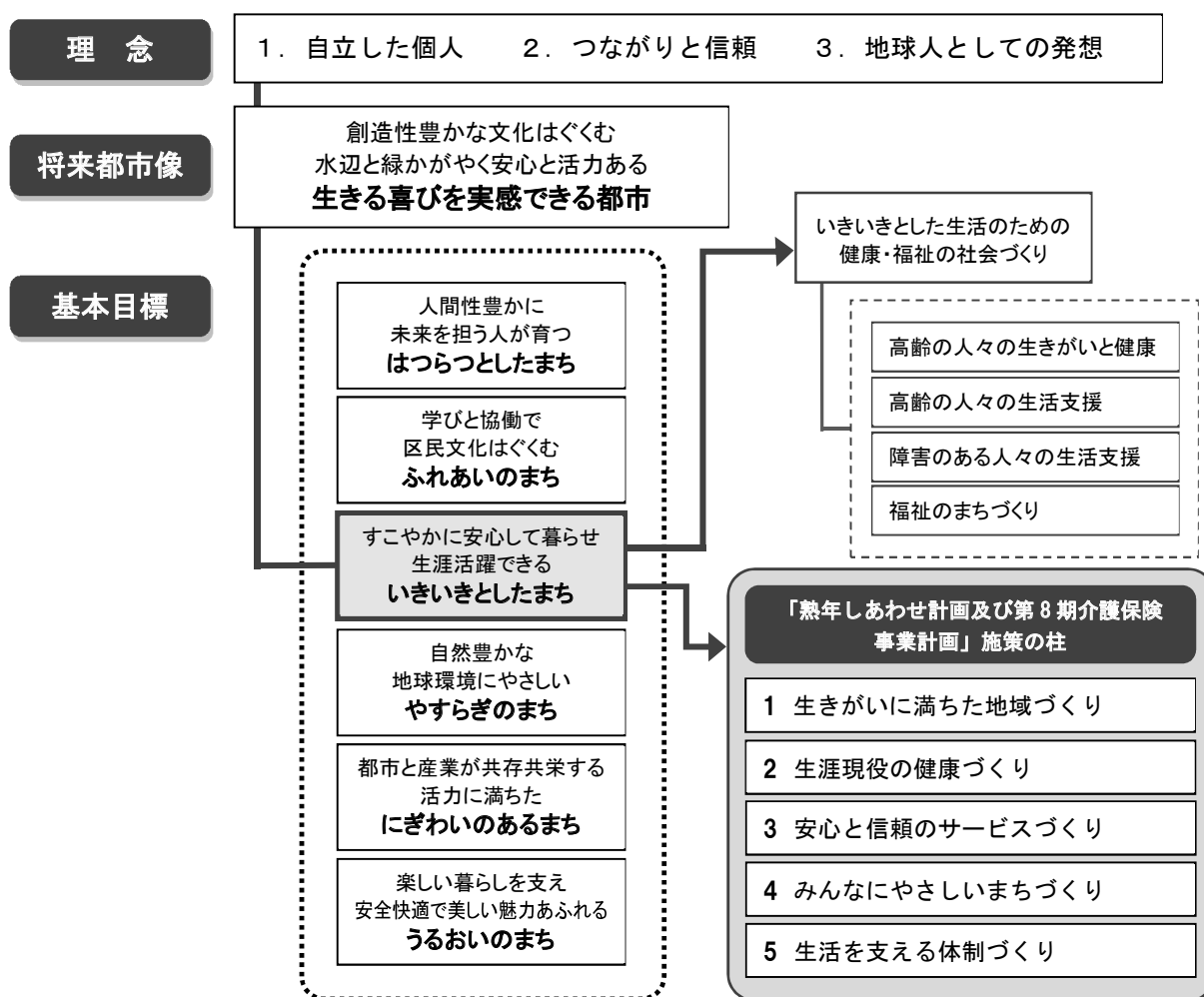
第2章 基本理念と施策の体系

1 基本理念と基本目標

「江戸川区基本構想・基本計画」（平成24年度～令和3年度）では、「1. 自立した個人」「2. つながりと信頼」「3. 地球人としての発想」の理念を掲げ、将来都市像「生きる喜びを実感できる都市」実現のための6つの基本目標を定めています。

熟年者を対象とした本計画においても、「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにしており、「すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち」を基本目標とします。

〔江戸川区基本構想・基本計画（平成24年度～令和3年度）〕



2 施策の体系

理 念

1. 自立した個人
2. つながりと信頼
3. 地球人としての発想

将来都市像

創造性豊かな文化はぐくむ
水辺と緑かがやく安心と活力ある

生きる喜びを
実感できる都市

基本目標

すこやかに安心して暮らせ
生涯活躍できる

いきいきとしたまち

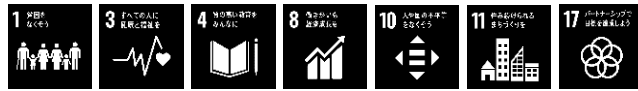
施策の柱

施策項目

1 生きがいに
満ちた地域づくり

1 ふれあいと支え合いのまち

2 熟年パワーのあふれるまち



2 生涯現役の
健康づくり

1 健康長寿のまち

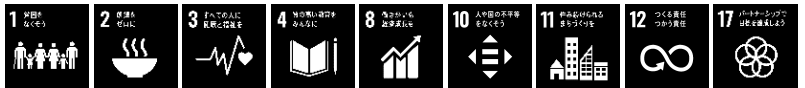
2 介護予防推進のまち



3 安心と信頼の
サービスづくり

1 地域生活を支援するまち
介護する家族を支えるまち

2 安心介護のまち
(介護保険事業計画部分に相当)



4 みんなにやさしい
まちづくり

1 安全・快適、
心のバリアフリーのまち

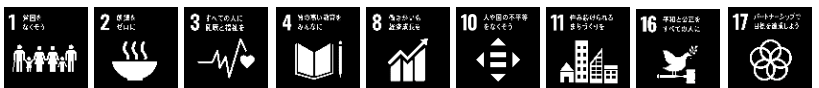
2 いつまでも住み続ける
ことのできるまち



5 生活を支える
体制づくり

1 安心してサービスが
利用できるまち

2 連携により円滑なサービス
を提供するまち



事業名

①ボランティア立区の推進 ②ボランティア活動の活性化に向けた取組の推進 ③すくすくスクールでのボランティア活動	④学校における交流の推進 ⑤町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化 ⑥くすのきクラブへの支援	⑦ふれあい訪問員活動の充実 ⑧ジュニア訪問員活動の充実 ⑨熟年介護サポーターの育成
①みんなの就労センターへの支援 ②文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供 ③江戸川総合人生大学での学びの推進	④くすのきカルチャー教室の充実 ⑤熟年者のスポーツ・レクリエーション活動の推進 ⑥スポーツ活動支援の充実	⑦熟年者の参加を促進する行事の実施 ⑧シルバー人材センターへの支援 ⑨「シルバーお助け隊」の実施
①「健康サポートセンター」の機能の充実 ②健康寿命延伸のための健診(検診) ③健康寿命延伸のための相談等の充実 ④後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ⑤8020運動の推進・成人歯科健診 ⑥江戸川区口腔保健センターの運営支援	⑦感染症予防対策の充実 ⑧食を通じた心とからだの健康づくり ⑨健康学習の場と機会の提供 ⑩健康づくりリーダーが活躍できる仕組みの整備 ⑪フレイル予防の推進 ⑫リハビリテーション支援の実施	⑬リズム運動の推進 ⑭多様な健康運動・健康体操の推進 ⑮ウォーキングの推進 ⑯健康長寿協力湯の推進 ⑰三療サービスの実施
①介護予防教室の充実 ②地域ミニデイサービス実施への支援	③出前健康講座の実施 ④認知症の専門相談	⑤介護予防を必要とする区民の把握と啓発の推進 ⑥介護予防ケアマネジメントへの取組
①配食サービスの実施 ②紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成 ③徘徊探索サービスの実施 ④ケア機器等の給付・助成の実施 ⑤寝具乾燥消毒等サービスの実施	⑥福祉理美容サービスの実施 ⑦民間緊急通報システムの拡大 ⑧介護者交流会の開催 ⑨消費生活相談と情報提供の充実	⑩戸別訪問収集の実施 ⑪生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) ⑫不動産担保型生活資金の貸付(社会福祉協議会)
①居宅サービス ②居住系サービス ③施設サービス ④地域密着型サービス	⑤介護予防・生活支援サービス ⑥サービス利用等における低所得者への配慮 ⑦介護人材の確保に向けた各種事業の実施	⑧サービスの質の向上のための方策 ⑨権利擁護事業の充実 ⑩介護保険事業の推進
①福祉のまちづくりの推進 ②だれもが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進 ③公共施設のバリアフリー化の推進	④駅施設のバリアフリー化の推進 ⑤人にやさしい道づくりの推進 ⑥区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実	⑦だれにもやさしい公園づくりの推進 ⑧区民との協働による防災体制の強化 ⑨災害時要支援者への支援強化 ⑩交通安全対策への取組
①居住支援協議会の取組 ②有料老人ホームの整備指導 ③特別養護老人ホーム待機者への支援の実施 ④高齢者向け賃貸住宅の供給促進	⑤都市型軽費老人ホームの整備支援 ⑥住まいの改造助成の実施 ⑦民間賃貸住宅家賃等の助成	⑧住まい関連ボランティアへの支援 ⑨戸建住宅耐震改修工事助成 ⑩家具転倒防止ボランティアへの支援
①情報提供の多様化と充実 ②相談・助言に関する窓口機能強化 ③認知症サポーターの養成 ④認知症地域ネットワーク活用事業	⑤認知症早期発見・早期対応への取組 ⑥熟年者緊急短期入所実施事業 ⑦認知症徘徊等緊急一時保護実施事業	⑧権利擁護の推進 ⑨民生・児童委員との連携強化 ⑩社会福祉士等卒後連携事業
①熟年相談室(地域包括支援センター)の機能強化 ②保健・医療・介護の連携強化	③社会福祉協議会との連携強化 ④熟年者を見守るネットワークの強化	⑤なごみの家による地域づくりの推進

第 2 部

区の現状と課題

第1章 区の現況と推計

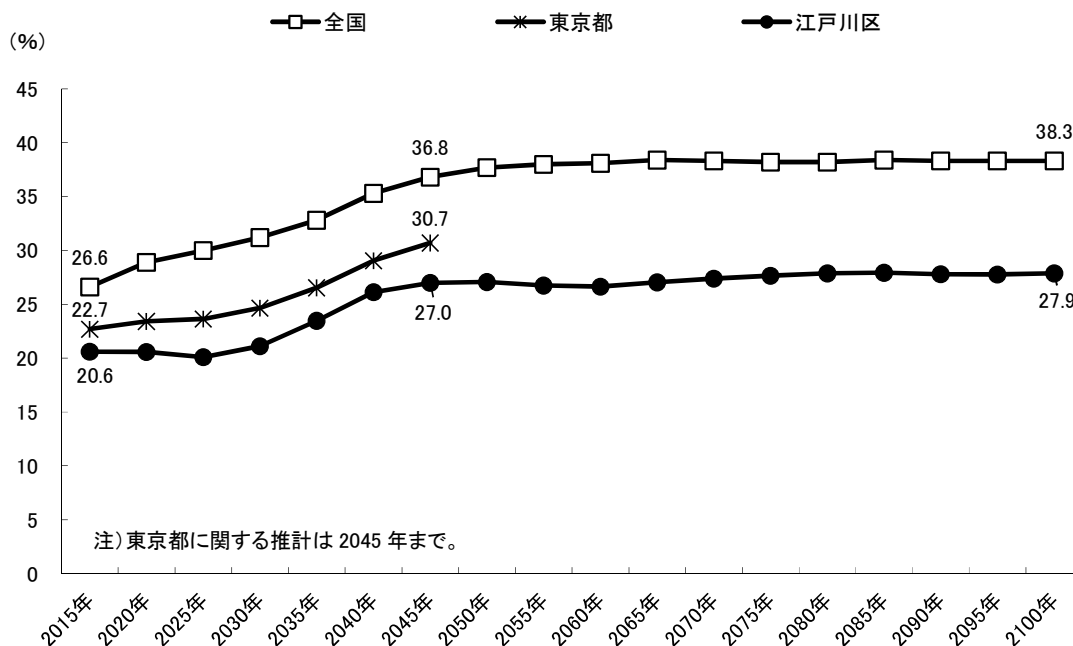
1 将来の人口構成

(1) 高齢化率の推移・推計

江戸川区の高齢化率は、ますます高まっていくと推計されています

- ・ 65歳以上の高齢者人口の割合は、約20%とおおむね横ばい傾向が続きますが、令和7年（2025年）頃から増加していく見込みです。
- ・ 全国や東京都の高齢化率ほど高まらないものの、2045年には27.0%まで上昇、その後も高齢化は続き、2100年には27.9%に達すると推計されています。

〔 全国、東京都及び江戸川区の高齢化率の比較 〕



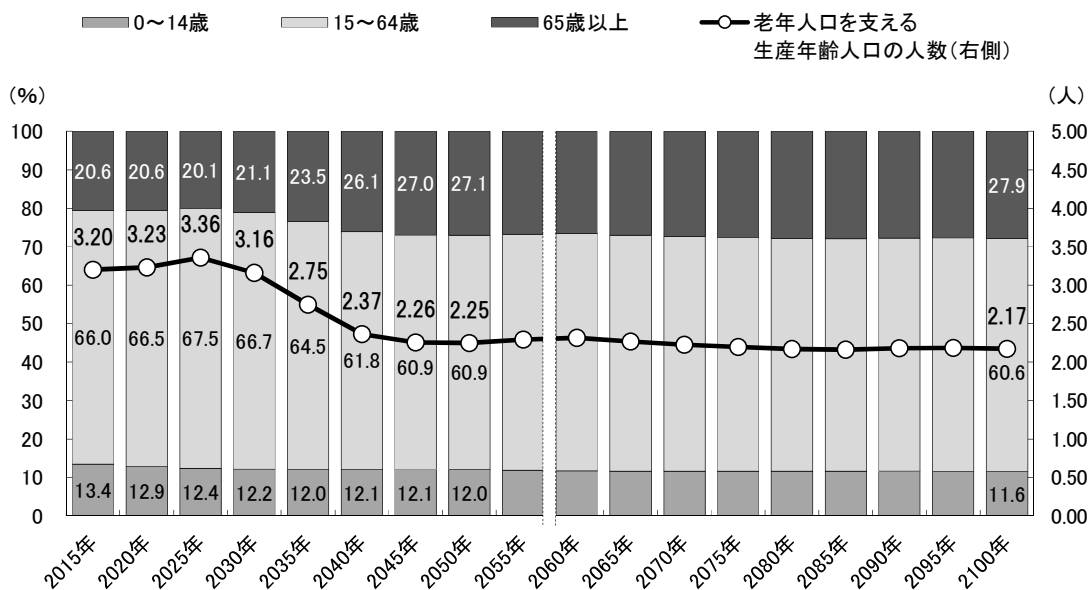
※全国の推計は、社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」より作成
 ※東京都の推計は、社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より作成
 ※江戸川区の推計は、「施策策定のための人口等基礎分析（中位推計値）」

(2) 年齢3区別の人口構成比の推移・推計

現役世代の減少により、社会経済活動の担い手の不足が大きな課題となります

- ・ 令和7年（2025年）以降、高齢化の進行に加え、現役世代（生産年齢人口15～64歳）の急減に人口構造の局面は変化していきます。
- ・ 高齢者一人に対する現役世代は、平成27年（2015年）の3.2人から、2045年以降は2.2人へと大きく落ち込むことから、現役世代の負担が大きくなります。
- ・ 現状の介護人材不足に加え、令和7年（2025年）を境に、担い手となる現役世代の減少が顕著となり、介護人材の確保が大きな課題となります。

〔江戸川区年齢3区別の将来人口構成比の推移〕



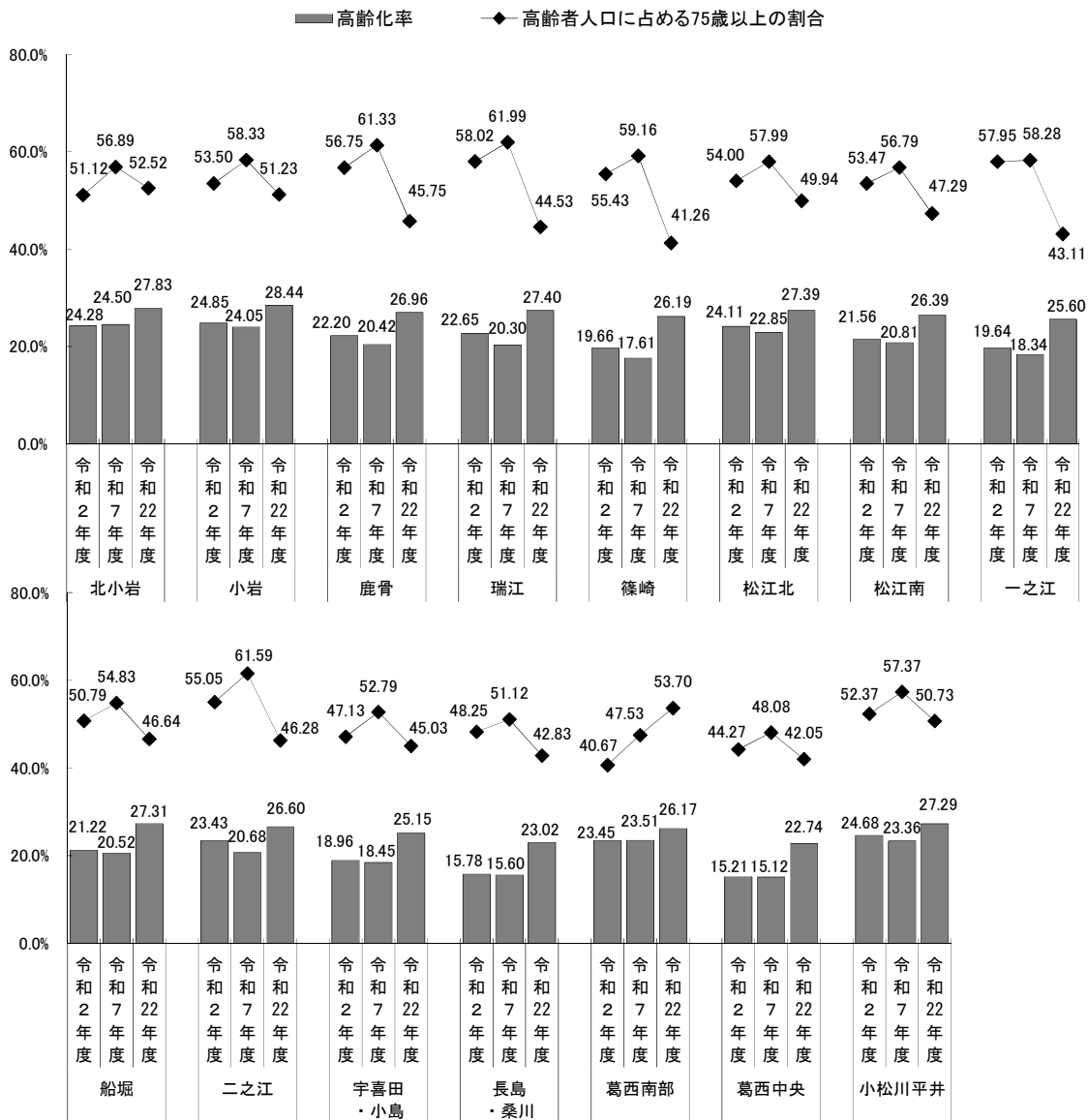
※江戸川区「施策策定のための人口等基礎分析（中位推計値）」

(3) 日常生活圏域別の高齢化率の推移・推計

高齢化率は、小岩・小松川平井・北小岩・松江北圏域で24%を超えています

- ・令和2年10月1日現在、高齢化率が高い地域は小岩、小松川平井、北小岩、松江北圏域で24%を超えています。一方、高齢者人口に占める75歳以上の方の割合は、瑞江、一之江圏域で約58%と高くなっています。
- ・令和7年度には、瑞江、二之江、鹿骨圏域で、75歳以上の高齢者の割合は6割を超える見込まれます。

〔 日常生活圏域別高齢化率(令和2年度・令和7年度・令和22年度) 〕
(2020年度) (2025年度) (2040年度)

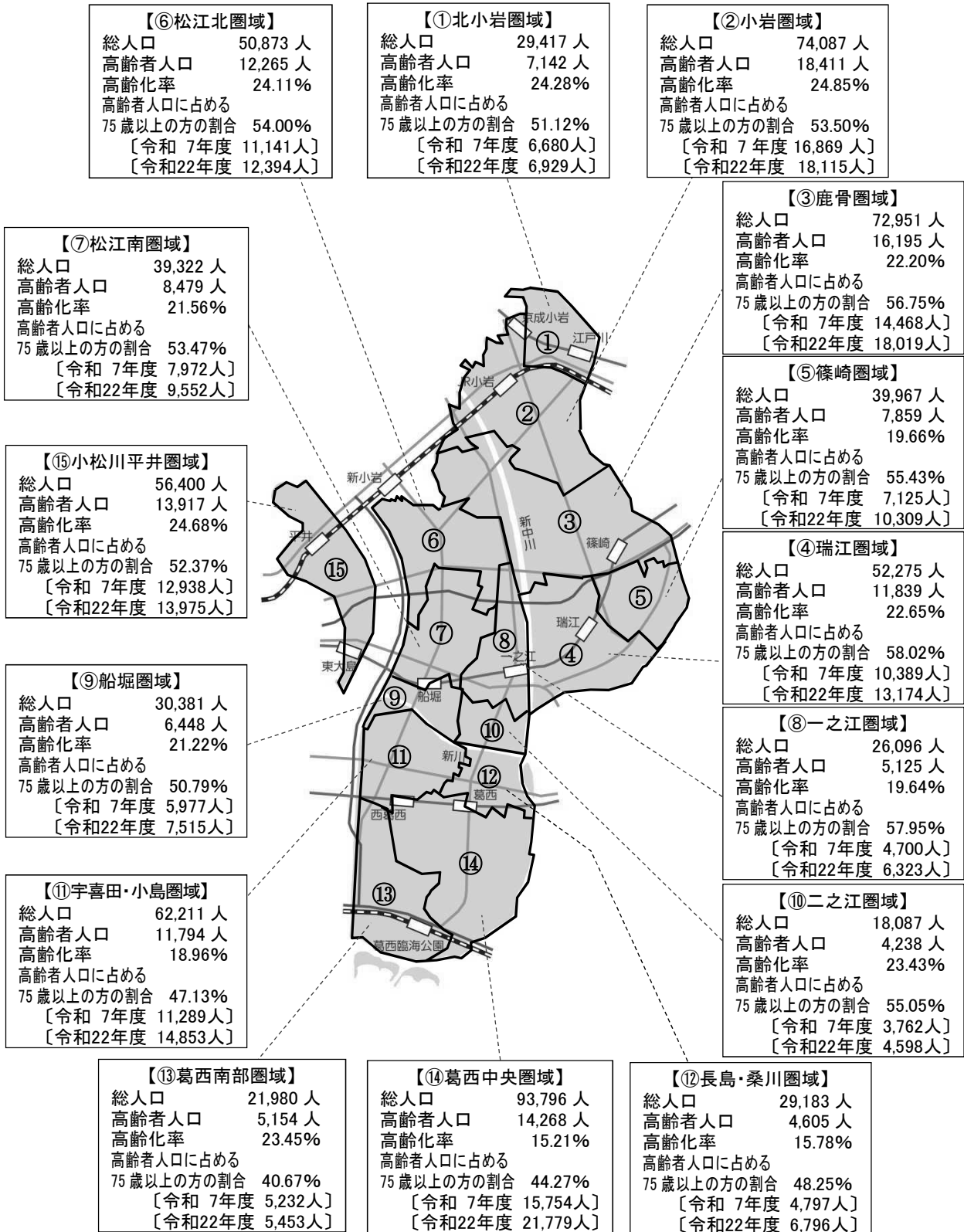


※図中の令和7年度は2025年度、令和22年度は2040年度を表す
 ※令和2年度は住民基本台帳（令和2年10月1日現在）による
 ※江戸川区「施策策定のための人口等基礎分析（中位推計値）」

■日常生活圏域とは・・・

・日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように地理的
 条件、人口、施設の整備状況等を勘案して設定を行うものです。

〔 15 の日常生活圏域と特性 〕



※総人口・高齢者人口及び高齢化率は、住民基本台帳（令和2年10月1日現在）による

江戸川区全体の高齢化率は、21.20%

※ □ 内は、令和7年度、令和22年度の推計高齢者人口

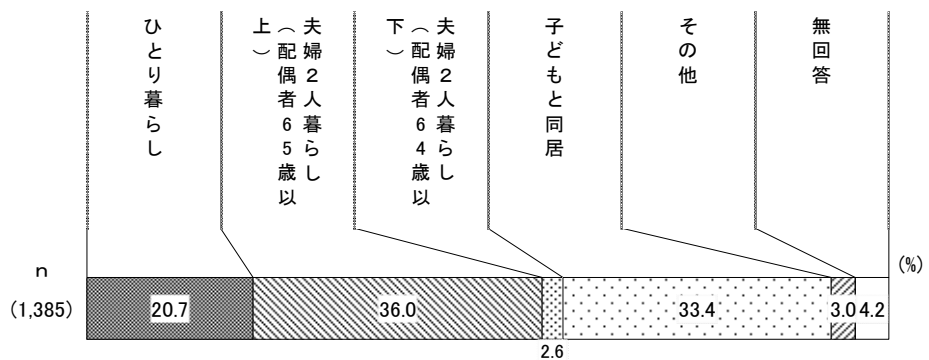
2 高齢者の世帯の状況

高齢者の過半数は、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯です

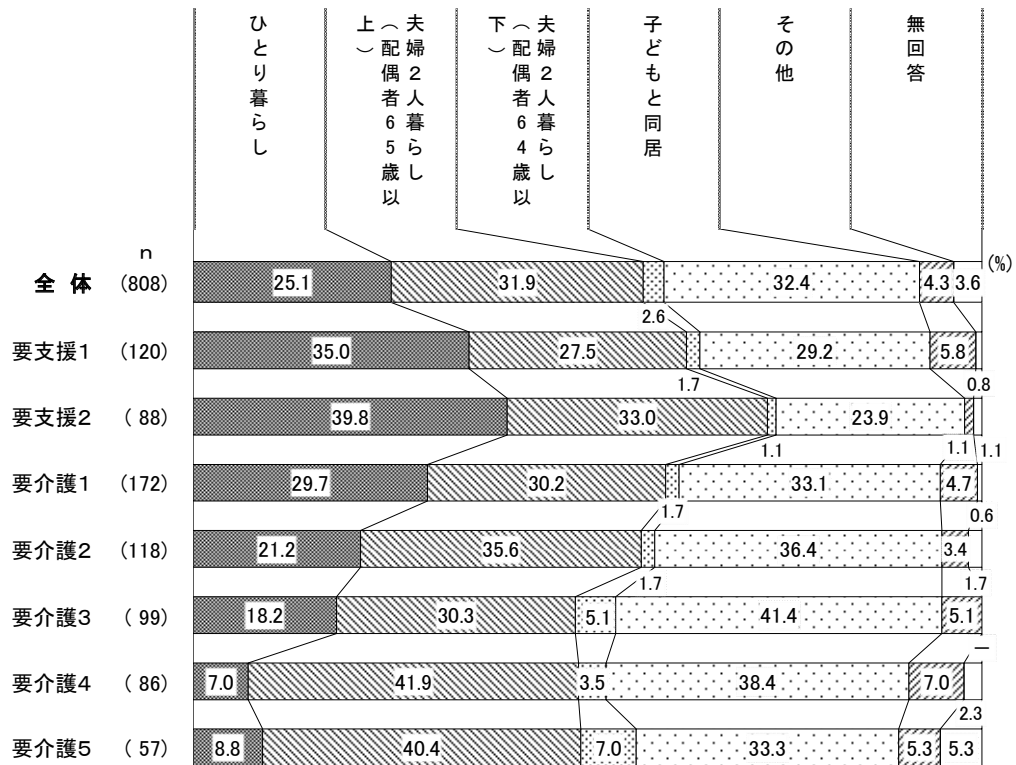
- ・ 要介護認定を受けていない一般高齢者の 56.7%、要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者の 57.0%が、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯です。
- ・ 要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者のうち、要支援1～2の人の3割台半ばから約4割はひとり暮らしです。高齢夫婦2人暮らし世帯を加えると要支援1で約6割、要支援2で約7割となります。

第2部

〔 要介護認定を受けていない高齢者の世帯状況 〕



〔 要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者の世帯状況 〕

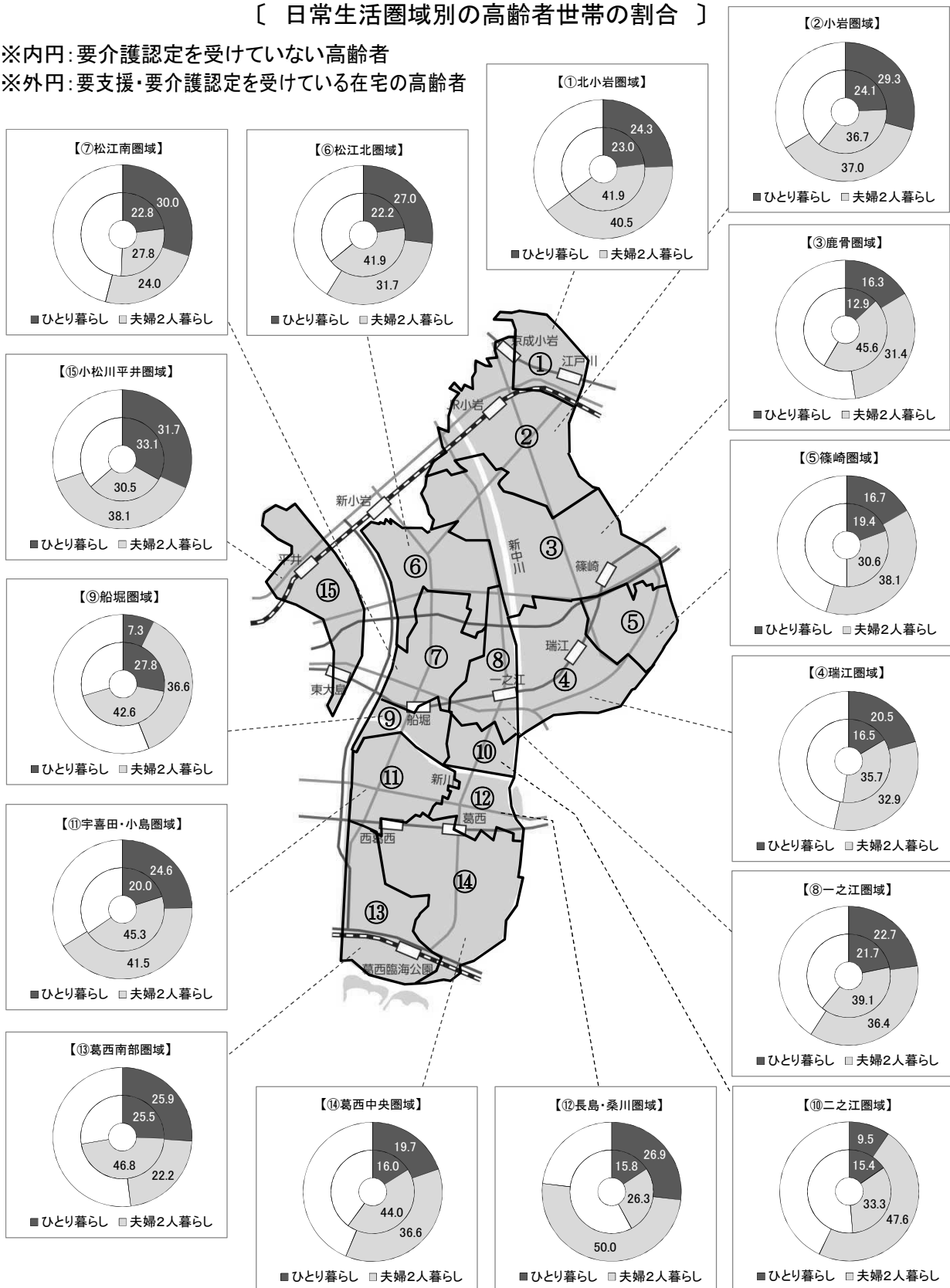


※「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和2年5月)より

- ・日常生活圏域別にみると、要介護認定を受けていない高齢者のうち、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯の割合は、葛西南部圏域、船堀圏域、宇喜田・小島圏域の順に高くなっています。

〔 日常生活圏域別の高齢者世帯の割合 〕

※内円:要介護認定を受けていない高齢者
 ※外円:要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者

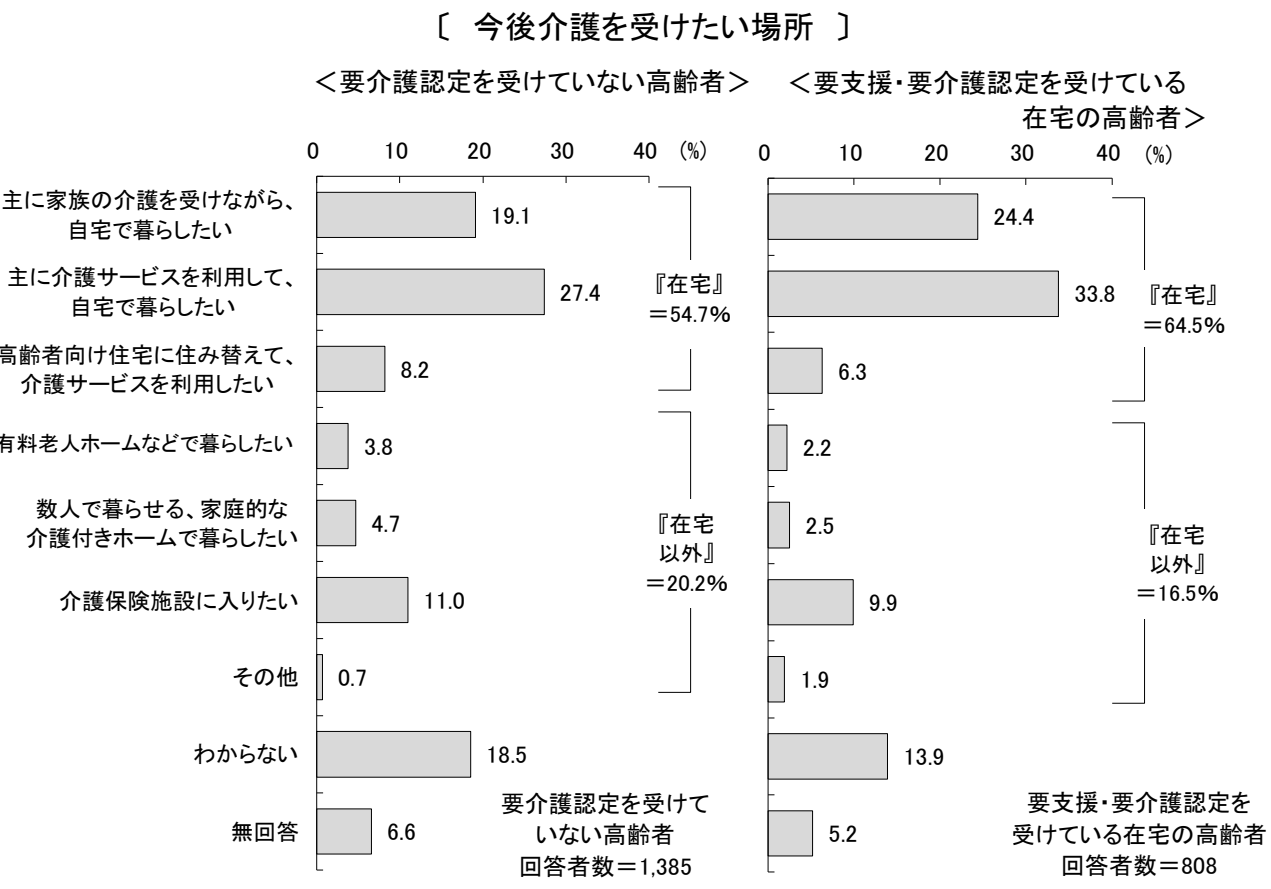
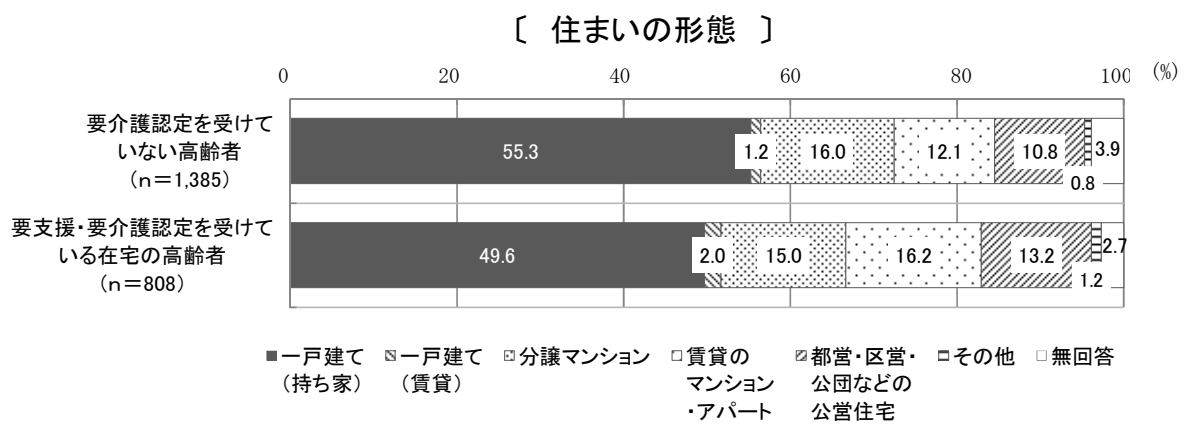


※「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和2年5月）より

3 住まいの状況

約半数が持ち家の一戸建てに居住しています

- 要介護認定を受けていない高齢者の約 55%、要支援・要介護認定を受けている高齢者の約 50%が、持ち家の一戸建てに居住しています。
- 今後介護を受けたい場所としては、半数以上が在宅を希望しています。



※「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和2年5月)より

4 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計

要介護認定者数及び要介護認定率が増加しています

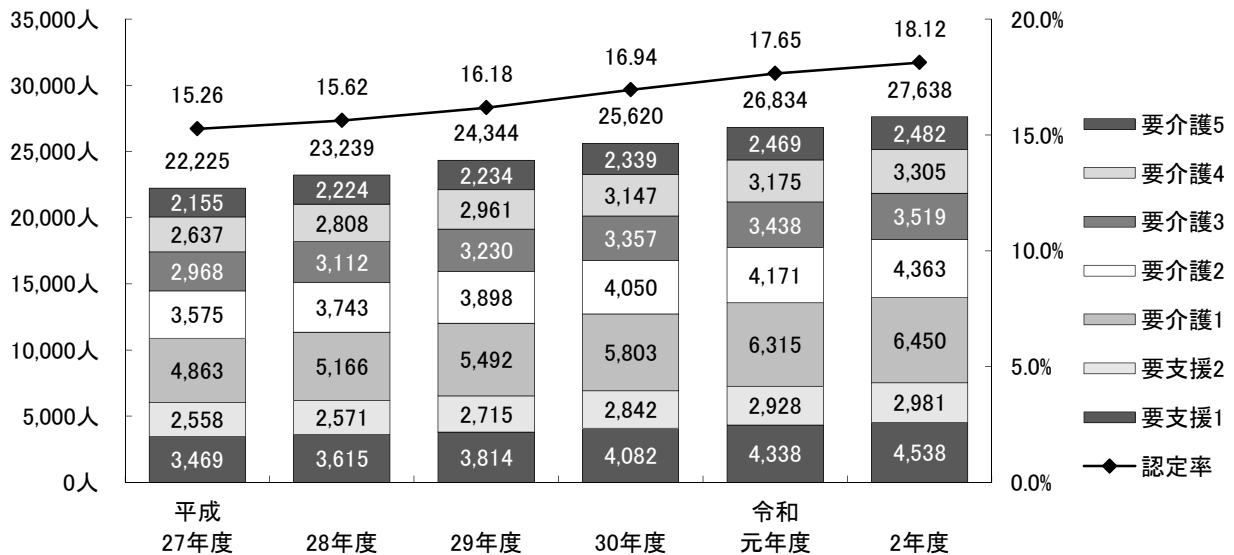
- ・ 65 歳以上の第 1 号被保険者数は、平成 30 年度の 147,259 人から令和 2 年度には 148,514 人に増加しています。
- ・ 要介護認定者数は、平成 30 年度に 25,000 人を超え、令和 2 年度には 27,638 人、要介護認定率は 18.12% に増加しています。
- ・ 要介護度別にみると、要支援 1 から要介護 2 までの軽度認定者は、全認定者数の 65% 以上を占めています。

〔 第 1 号被保険者数の推移 〕

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
第 1 号被保険者数	147,259 人	148,119 人	148,514 人
65～74 歳	73,214 人	71,353 人	70,782 人
75 歳以上	74,045 人	76,766 人	77,732 人

※「介護保険事業状況報告」（各年度 9 月末現在）より

〔 要介護認定者数・要介護認定率の推移 〕



※「介護保険事業状況報告」（各年度 9 月末現在）より

※要介護認定率=65 歳以上の要介護認定者数÷第 1 号被保険者数

※要介護認定者数は、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の要介護認定者を合計したもの

令和5年度の要介護認定者数は30,078人、認定率は20.30%になると見込まれます

【推計】

- ・第1号被保険者数は、令和5年頃まで減少傾向が見込まれますが、その後は再び増加に転じ、令和22年度には174,790人になると推計されます。
- ・第8期計画期間中は第1号被保険者数が減少傾向にあります。後期高齢者数は増加するため、要介護認定者数はさらに増えることが予想されます。そのため、令和5年度には第1号被保険者における要介護認定率は20.30%まで上昇すると見込まれます。

〔第1号被保険者数の推計〕

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	148,577人	148,178人	148,154人	148,282人	174,790人
65～74歳	70,724人	67,330人	64,475人	60,831人	93,672人
75歳以上	77,853人	80,848人	83,679人	87,451人	81,118人

※各年度9月末現在

※江戸川区「施策策定のための人口等基礎分析（中位推計値）」を基に算出

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号要介護認定者数	27,838人	29,019人	30,078人	31,620人	33,117人
要支援1	4,512人	4,745人	4,954人	5,258人	5,206人
要支援2	3,067人	3,146人	3,207人	3,282人	3,623人
要介護1	6,526人	6,848人	7,134人	7,545人	7,981人
要介護2	4,278人	4,441人	4,586人	4,796人	4,936人
要介護3	3,591人	3,721人	3,836人	4,009人	4,263人
要介護4	3,442人	3,599人	3,742人	3,960人	4,308人
要介護5	2,422人	2,519人	2,619人	2,770人	2,800人
第1号要介護認定率	18.74%	19.58%	20.30%	21.32%	18.95%
第2号要介護認定者数	765人	803人	843人	929人	758人
要介護認定者数合計	28,603人	29,822人	30,921人	32,549人	33,875人

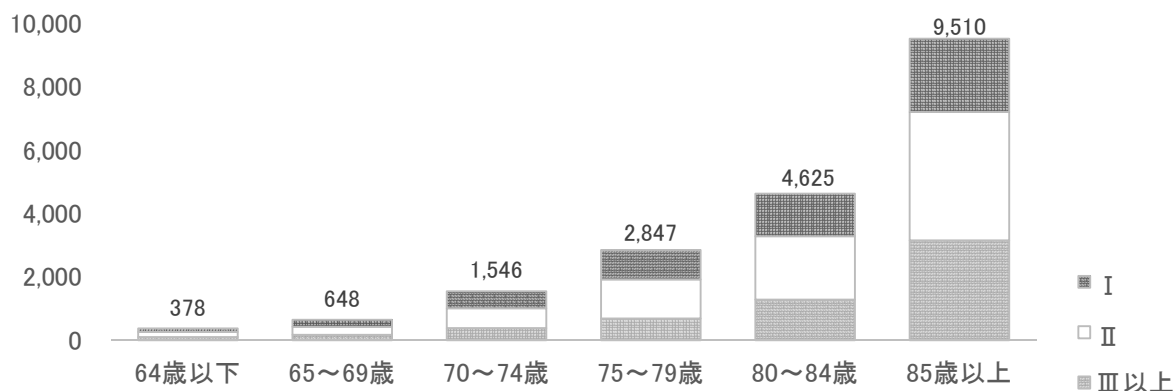
※各年度9月末現在

5 認知症の方（疑い含む）の状況

要介護認定を受けている方のうち、約7割の方は、認知症です

- ・ 要介護認定を受けている方の認知症の状況をみると、加齢とともにその数は上昇していきま。65歳～69歳の方の648人に対し、85歳以上では、1万人近くの方が認知症を有しており、全体では、約2万人が認知症を有しています。この数は高齢化に伴って、今後も増える見込みです。
- ・ すべての年代で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる日常生活自立度Ⅱの方が最も多くなっていますが、Ⅱの症状に加え、介護を必要とする日常生活自立度Ⅲ以上の方は5,790人となっています。

〔 要介護認定を受けている方の認知症の状況 〕



	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合計
Ⅰ	114人	218人	529人	928人	1,339人	2,314人	5,442人
Ⅱ	158人	259人	625人	1,231人	2,001人	4,048人	8,322人
Ⅲ以上	106人	171人	392人	688人	1,285人	3,148人	5,790人
合計	378人	648人	1,546人	2,847人	4,625人	9,510人	19,554人

※要介護認定情報（令和2年9月末現在）より

※日常生活自立度の区分が、Ⅰ～Ⅴに該当しない自立又は不明の方を除く

〔 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 〕

ランク	判定基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる
Ⅲ	ランクⅡの症状が見られ、介護を必要とする（徘徊、失禁などが見られる）
Ⅳ	ランクⅡの症状が頻繁に見られ、常に介護を必要とする
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

6 新型コロナウイルス感染症について

緊急事態宣言の発令後、介護サービスの利用控えや熟年者の通いの場の休止、外出の自粛など様々な影響が生じました

【現状】

- ・全世界で流行する新型コロナウイルス感染症は、国内でも新規感染者数が高止まりするなど、いまだに収束の目途が立たない状況にあります。
- ・熟年者は、新型コロナウイルスに感染すると重症化することが多く、区内の介護事業所などでも感染例が報告されました。
- ・緊急事態宣言の発令後、通所系サービスを中心に介護サービスの利用控えが見られたほか、熟年者の通いの場や様々な地域活動は休止を余儀なくされました。
- ・感染防止のための外出自粛の長期化は、熟年者の孤立化や認知機能、運動機能の低下を招くおそれがあります。
- ・なごみの家では、地域に暮らす熟年者の生活や健康上の困りごとを確認するため、「緊急困りごと調査」を実施し、コロナ禍における熟年者の不安な想いを受け止め、適切な支援につなげてきました。
- ・区内の介護事業所に対し、新型コロナウイルス感染症対策連携会議の実施、マスクや手袋など衛生用品の配布、介護事業所の従事者を対象とした巡回PCR検査の実施など、事業継続のための支援を行ってきました。

【課題】

- ・感染防止のため、対面での交流が制限される中、「コロナウイルスとの共存・共生」が求められています。
- ・こうした状況においても、熟年者が健康で生きがいを持った生活を継続できるよう、三密の回避、こまめな手洗いなどの新しい生活様式を取り入れた社会参加の場や通いの場、見守り活動など地域住民の支え合い活動の継続が課題となっています。
- ・今後も、日々変化する状況に対応し、必要とする人に安定した介護サービスが供給されるよう、国や都、関係機関と連携し、適切な対策を講じていきます。

第2章 介護保険サービス等の現状と課題

1 介護保険サービス利用者

居宅サービス利用者数が大きく増加しています

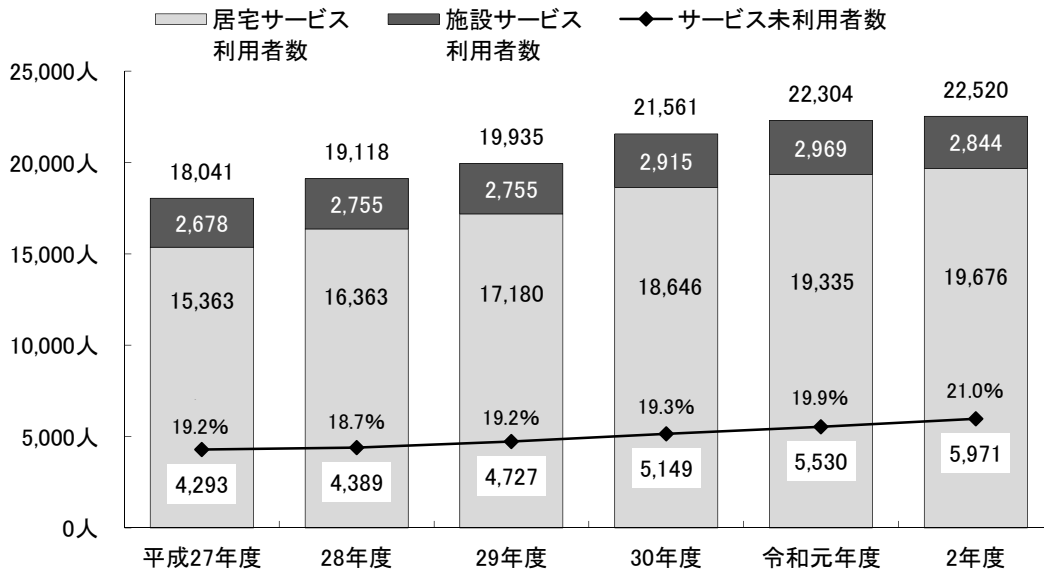
【現状】

- ・介護保険サービス利用者数は、年々増加傾向にあります。主に増えているのは居宅サービス利用者数で、令和2年度は、平成29年度時点の1.15倍、施設サービス利用者数は1.03倍となっています。
- ・居宅サービスも施設サービスも利用していないサービス未利用者数の割合は2割前後とほぼ横ばいで推移しており、令和2年度現在は21.0%となっています。
- ・要介護度別にみると、サービス未利用者の割合は軽度認定者において高くなっています。

【課題】

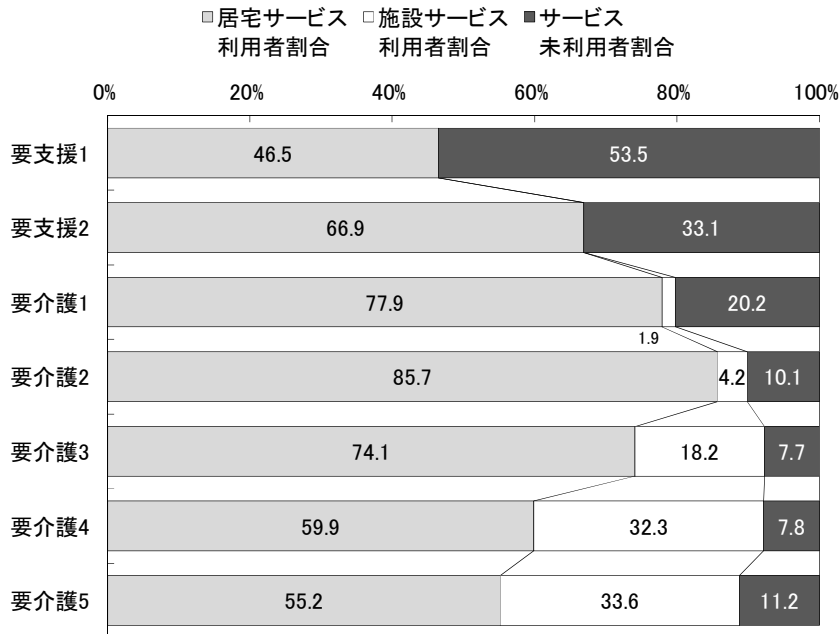
- ・要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用者数の増加が見込まれます。サービス提供量の充実に向けて、今後も介護サービス基盤を強化していく必要があります。
- ・要支援1～2についてはサービス未利用者の割合が高くなっていますが、多くは「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用者と考えられます。今後も適切なケアマネジメントのもとに、予防給付や総合事業の利用につなげることを基本とする一方、その方の状況に応じてインフォーマルサービスの利用や一般介護予防事業の充実により、選択肢を増やすことも必要です。これにより重度化予防を推進していく必要があります。

〔 介護保険サービス利用者数の推移 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(各年度10月審査分)より
 ※居宅サービスには、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスを含んでいる
 ※サービス未利用者数=(要介護認定者数+事業対象者数)-サービス利用者数

〔 要介護度別介護保険サービスの利用状況 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和2年10月審査分)より

2 居宅サービス

(1) サービス別利用者数・利用割合

介護給付の居宅サービスは、福祉用具貸与や居宅療養管理指導の利用者数が多くなっています

【現状】

- ・要介護 1～5の方が利用する介護給付では、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問介護、通所介護の利用者数が多くなっています。
- ・推移をみると、特に訪問看護、居宅療養管理指導が大きく増加しています。
- ・要支援 1～2の方が利用する予防給付では、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて標準的居宅サービス利用者が増加しています。

【課題】

- ・令和 2 年度にショートステイ（短期入所生活介護）や訪問リハビリテーションのサービス利用者が減少していますが、新型コロナウイルス感染症が影響した可能性も考えられます。そのため、減少は一時的なものであり、需要そのものは減少していないと捉えています。引き続き、訪問介護やショートステイ等の在宅介護を支えるサービスの充実を図っていくことが重要です。
- ・予防給付も含めて、需要の増加に対応するため、訪問看護等の医療系サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携をより推進し、在宅療養を支える環境整備を進めていく必要があります。

〔 サービス別居宅サービス利用者数の推移(介護給付) 〕

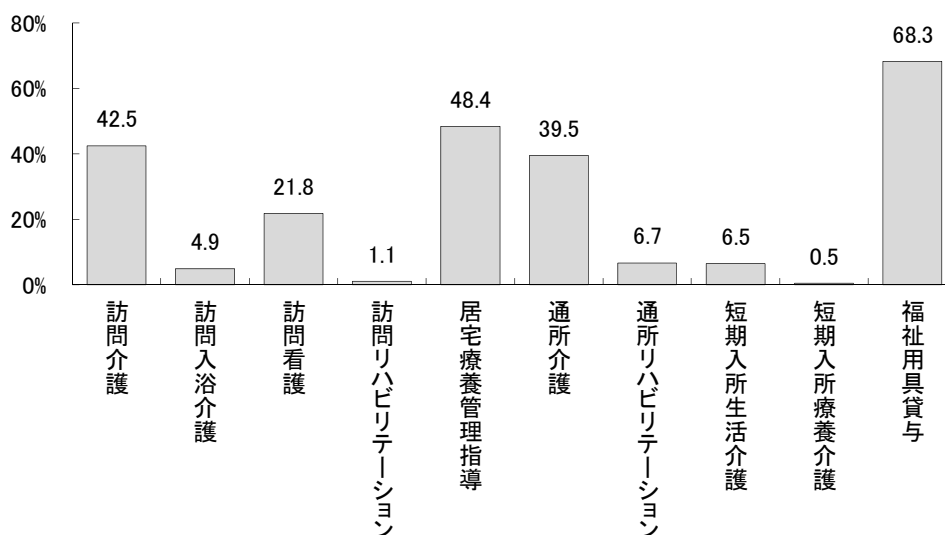
介護給付	利用者数			増加率 (平成30→ 令和2年度)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
標準的居宅サービス利用者	11,307人	11,841人	12,189人	7.8%	-	-	-
訪問介護	4,911人	5,050人	5,183人	5.5%	43.4%	42.6%	42.5%
訪問入浴介護	546人	554人	600人	9.9%	4.8%	4.7%	4.9%
訪問看護	2,073人	2,387人	2,654人	28.0%	18.3%	20.2%	21.8%
訪問リハビリテーション	177人	180人	140人	-20.9%	1.6%	1.5%	1.1%
居宅療養管理指導	4,922人	5,374人	5,904人	20.0%	43.5%	45.4%	48.4%
通所介護	4,680人	4,944人	4,813人	2.8%	41.4%	41.8%	39.5%
通所リハビリテーション	963人	995人	811人	-15.8%	8.5%	8.4%	6.7%
短期入所生活介護	1,030人	1,048人	795人	-22.8%	9.1%	8.9%	6.5%
短期入所療養介護	104人	109人	61人	-41.4%	0.9%	0.9%	0.5%
福祉用具貸与	7,436人	7,894人	8,324人	11.9%	65.8%	66.7%	68.3%

※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4~11月審査分平均実績)より

※標準的居宅サービス利用者とは、在宅介護サービス(居宅サービス・地域密着型サービスのうち、グループホーム等居住系のサービスを除く。)のうち、いずれか1種類以上のサービスを利用している人

※標準的居宅サービス利用者における利用割合=各サービス利用者数÷標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者における利用割合(介護給付) 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和2年4~11月審査分平均実績)より

〔 サービス別居宅サービス利用者数の推移(予防給付) 〕

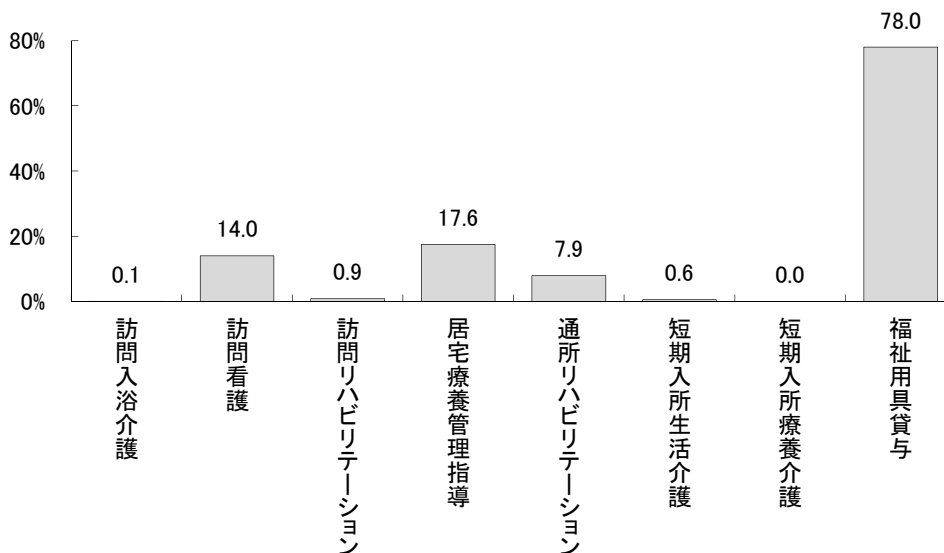
予防給付	利用者数			増加率 (平成30→ 令和2年度)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
標準的居宅サービス利用者	1,677人	1,807人	1,870人	11.5%	-	-	-
訪問入浴介護	2人	2人	2人	0%	0.1%	0.1%	0.1%
訪問看護	203人	246人	261人	28.6%	12.1%	13.6%	14.0%
訪問リハビリテーション	11人	15人	16人	45.5%	0.7%	0.8%	0.9%
居宅療養管理指導	285人	310人	329人	15.4%	17.0%	17.2%	17.6%
通所リハビリテーション	135人	164人	147人	8.9%	8.1%	9.1%	7.9%
短期入所生活介護	19人	21人	12人	-36.8%	1.1%	1.2%	0.6%
短期入所療養介護	0人	1人	0人	0%	0.0%	0.1%	0.0%
福祉用具貸与	1,307人	1,402人	1,459人	11.6%	77.9%	77.6%	78.0%

※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4～11月審査分平均実績)より

※標準的居宅サービス利用者とは、在宅介護サービス(居住サービス・地域密着型サービスのうち、グループホーム等居住系のサービスを除く。)のうち、いずれか1種類以上のサービスを利用している人

※標準的居宅サービス利用者における利用割合=各サービス利用者数÷標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者における利用割合(予防給付) 〕



※「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和2年4～11月審査分平均実績)より

(2) 居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合

居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合は、5割台となっています

【現状】

- ・令和2年度の支給限度基準額に対する利用割合は、利用者全体では52.3%と全国平均の51.6%を若干上回っており、近年はおおむね横ばいで推移しています。
- ・要介護度別にみると、要支援2の24.1%から介護度が高くなるほど高くなり、要介護5では71.0%となっています。

【課題】

- ・現在のサービスの利用量が利用者にとって必要十分かを点検しながら、引き続き居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合の動向に留意していく必要があります。

〔居宅サービスの支給限度基準額に対する利用割合〕

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
平成30年度	34.8%	25.9%	42.5%	54.2%	60.3%	63.9%	69.2%	52.1%
令和元年度	34.2%	25.2%	42.5%	54.8%	59.7%	65.2%	70.1%	52.1%
令和2年度	32.9%	24.1%	42.4%	54.0%	59.6%	64.8%	71.0%	52.3%
令和2年度 全国	36.6%	26.1%	45.6%	54.0%	59.5%	63.4%	67.2%	51.6%

※江戸川区：「東京都国保連介護給付実績分析システム」（平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4～11月審査分平均実績）より

※全国：「介護給付費実態調査月報」（令和2年11月審査分）より

※居宅サービスの支給限度基準額に対する利用割合＝事業対象者及び各要支援・要介護度の平均給付単位数÷事業対象者及び各要支援・要介護度の支給限度基準単位数

3 居住系サービス

介護付有料老人ホーム等の利用者数が伸びています

【 現 状 】

- ・区内の特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）は、第7期計画期間中に7か所増加し、令和2年10月現在、計43か所となっています。
- ・令和2年度の1か月あたり平均利用者数は、平成29年度と比較して282人増の1,769人となっています。
- ・有料老人ホームに対しては、良好な居住環境の確保を目的に制定した「江戸川区有料老人ホーム設置指導要綱」に基づき、有料老人ホームの適正な整備と運営の確保に努めています。

【 課 題 】

- ・熟年者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けられるよう、引き続きサービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいや有料老人ホームの適正な量と質の確保に努めていく必要があります。

〔 居住系サービスの整備及び利用者数 〕

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減 (平成29→ 令和2年度)
特定施設入居者 生活介護	区内施設数	36か所	41か所	42か所	43か所	+7か所
	利用者数(1か月あたり)	1,487人	1,588人	1,697人	1,769人	+282人

※区内施設数は、各年度3月末現在（令和2年度は10月1日現在）

※利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（平成29～令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4～11月審査分平均実績）より

※利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

4 地域密着型サービス

認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の利用者数が伸びています

【現状】

- 令和2年度の1か月あたり平均利用者数を平成29年度と比較すると、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は58人増の674人、小規模多機能型居宅介護は25人増の269人などとなっており、サービス利用が伸びています。

【課題】

- 日常生活圏域ごとの高齢者人口を踏まえ、ある程度均等な整備がなされるよう誘導していくことが課題となります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用状況に変化がみられるサービスがありますが、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯、重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、「認知症対応型共同生活介護」や住み慣れた地域での生活の継続を支援するために包括的なサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」などの整備をさらに促進していく必要があります。
- 高齢化の進展に伴って、医療ニーズのある要介護者が増加していくと予測されることから、特に「看護小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備をしていく必要があります。

〔 地域密着型サービスの整備及び利用者数 〕

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減 (平成29→ 令和2年度)
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	区内施設数	2か所	2か所	2か所	1か所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	30人	38人	46人	46人	+16人
夜間対応型 訪問介護	区内施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	87人	95人	61人	52人	-35人
地域密着型 通所介護	区内施設数	92か所	84か所	76か所	74か所	-18か所
	利用者数(1か月あたり)	2,225人	2,215人	2,200人	1,912人	-313人
認知症対応型 通所介護	区内施設数	16か所	16か所	15か所	15か所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	288人	287人	283人	252人	-36人
小規模多機能型 居宅介護	区内施設数	13か所	13か所	13か所	13か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	244人	258人	277人	269人	+25人
認知症対応型 共同生活介護	区内施設数	37か所	38か所	39か所	39か所	+2か所
	利用者数(1か月あたり)	616人	637人	663人	674人	+58人
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	区内施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	17人	16人	18人	17人	0人
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	区内施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	49人	50人	49人	48人	-1人
看護小規模多機 能型居宅介護 (複合型サービス)	区内施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	17人	21人	20人	19人	+2人

※区内施設数は、各年度3月末現在（令和2年度は10月1日現在）

※利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（平成29～令和元年度は年度平均実績（ただし、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）のみ平成29年度は3月審査分）、令和2年度は4～11月審査分平均実績）より

※利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

[地域密着型サービス整備状況]

日常生活圏域		訪問介護 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	看護小規模多機能型 居宅介護
全区	施設数(か所)	1	1	74	15	13	39	1	2	1
	定員(人)	-	-	915	204	357	699	18	49	29
①北小岩	施設数(か所)	1	0	7	1	1	1	0	0	0
	定員(人)	-	/	96	12	25	18	/	/	/
②小岩	施設数(か所)	0	0	11	0	0	5	0	0	1
	定員(人)	/	/	127	/	/	81	/	/	29
③鹿骨	施設数(か所)	0	0	13	3	2	7	0	1	0
	定員(人)	/	/	156	38	54	124	/	20	/
④瑞江	施設数(か所)	0	0	6	3	1	3	0	0	0
	定員(人)	/	/	84	60	25	54	/	/	/
⑤篠崎	施設数(か所)	0	0	5	0	1	3	1	0	0
	定員(人)	/	/	58	/	29	63	18	/	/
⑥松江北	施設数(か所)	[1]サテライト	0	7	1	2	3	0	0	0
	定員(人)	-	/	78	10	50	54	/	/	/
⑦松江南	施設数(か所)	0	1	6	1	1	2	0	1	0
	定員(人)	/	-	70	12	29	45	/	29	/
⑧一之江	施設数(か所)	0	0	3	0	0	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	38	/	/	9	/	/	/
⑨船堀	施設数(か所)	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	定員(人)	/	/	/	/	29	/	/	/	/
⑩二之江	施設数(か所)	0	0	1	0	1	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	7	/	29	17	/	/	/
⑪宇喜田・小島	施設数(か所)	0	0	1	1	0	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	18	12	/	36	/	/	/
⑫長島・桑川	施設数(か所)	0	0	1	0	0	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	10	/	/	36	/	/	/
⑬葛西南部	施設数(か所)	0	0	0	1	1	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	/	12	29	18	/	/	/
⑭葛西中央	施設数(か所)	0	0	11	2	1	5	0	0	0
	定員(人)	/	/	149	24	29	90	/	/	/
⑮小松川平井	施設数(か所)	0	0	2	2	1	3	0	0	0
	定員(人)	/	/	24	24	29	54	/	/	/

※施設数及び定員は、令和2年10月1日現在

5 施設サービス

施設整備に伴い、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者が増えています

【現状】

- ・第7期計画期間中は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1か所140床が整備され、施設サービス利用者数は増加傾向となっています。
- ・令和2年度の1か月あたり平均利用者数の内訳をみると、平成29年度と比較して、介護老人福祉施設利用者数は150人、介護医療院利用者数は93人増加した一方、介護老人保健施設利用者数は86人減少しています。
- ・令和元年度に区内全ての介護療養型医療施設2か所126床が介護医療院に転換しました。
- ・令和2年10月1日現在、900人強の方が介護老人福祉施設への入所を希望している状況であり、そのうち約6割は要介護4または要介護5の要介護者となっています。

【課題】

- ・施設サービスについては、居宅における介護・医療・生活支援サービスや、高齢者向けの住まいの充実を重視した上で、施設利用希望者の世帯状況や認知症の状況等を踏まえ、計画的な整備を進めていく必要があります。
- ・今後、介護老人福祉施設は、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設として、介護老人保健施設は、在宅復帰や在宅療養を支援する施設としての機能を充実・強化していく必要があります。
- ・日常的な医学管理や看取り等の機能と、生活施設としての機能等を兼ね備えた介護医療院については、適切な運営を支援していきます。

〔 施設サービスの整備及び利用者数 〕

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減 (平成29→ 令和2年度)
介護老人福祉 施設	区内施設数	17か所	18か所	18か所	18か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	1,555人	1,692人	1,745人	1,705人	+150人
介護老人保健 施設	区内施設数	11か所	11か所	11か所	11か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	1,089人	1,081人	1,058人	1,003人	-86人
介護療養型 医療施設	区内施設数	2か所	2か所	0か所	0か所	-2か所
	利用者数(1か月あたり)	136人	115人	44人	10人	-126人
介護医療院	区内施設数	0か所	0か所	2か所	2か所	+2か所
	利用者数(1か月あたり)	0人	2人	61人	93人	+93人
合計	区内施設数	30か所	31か所	31か所	31か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	2,780人	2,890人	2,908人	2,811人	+31人
	要介護4～5の割合	61.6%	63.0%	65.1%	66.4%	+4.8%

※区内施設数は、各年度3月末現在（令和2年は10月1日現在）

※利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（平成29～令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4～11月利用分平均実績）より

※利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

〔 第7期計画期間中の介護保険施設の整備支援 〕

施設の種類	名称	開設の時期	定員
介護老人福祉施設	春江さくらの杜	平成30年4月	140
介護医療院(転換)	介護医療院 松寿会病院	平成31年4月	90
介護医療院(転換)	一盛病院介護医療院	令和元年12月	36

第 3 部

地域共生社会の実現に向けて

—誰もが安心して自分らしく暮らし続けるために—

第1章 地域共生社会の実現に向けて

1 江戸川区が目指す地域共生社会

(1) 地域共生社会とは

少子高齢化や核家族化の進展などにより、地域の助け合いや家族の支え合いなど、お互いを助け合う機能が弱まってきているといわれています。様々な社会保障制度が、この支え合い機能の一部を代替してきましたが、ゴミ屋敷問題や8050問題など、昨今の地域の課題は複雑化・複合化してきています。

こうした地域の課題の解決のため、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現していくことが求められています。

区は、地域に暮らす人たちが受け手と支え手に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりを進めていきます。

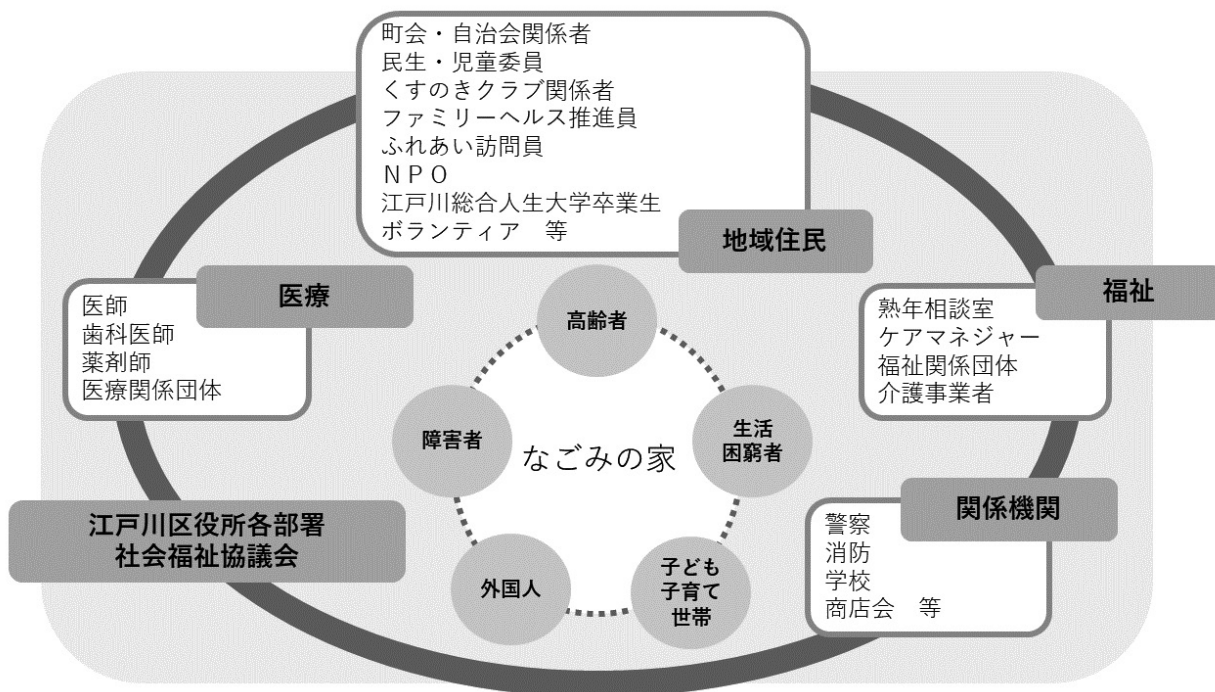
(2) 地域共生社会構築の拠点「なごみの家」

なごみの家(主な機能は①～③)は、地域共生社会の実現に向けて、地域の課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組むための仕組みづくりを進めています。

- ①「なんでも相談」…子どもから熟年者まで、分野を問わず相談を受け止め、専門機関と連携して支援します。
- ②「ネットワークづくり」…町会・自治会や民生・児童委員等の地域住民、医療関係者、熟年相談室等の福祉関係者、警察・消防等による顔の見える関係づくりを進め、地域の課題の把握・解決を図ります。
- ③「居場所」…誰でも気軽に立ち寄り交流のできる場を提供します。

なごみの家が主催する「地域支援会議」では、地域住民や医療・福祉関係者、関係機関等が集まり、地域課題の把握と解決に向けた取組について議論を重ねています。その結果、見守り支援や居場所づくりなど住民主体の様々な活動が創設されてきています。

なごみの家がつなぐネットワーク



なごみの家の取組から創出した活動

なごみの家の3つの機能

- 1 なんでも相談
- 2 ネットワークづくり
- 3 居場所

居場所の取組から

地域資源マップづくり
介護予防運動教室
編み物サロン
手話講習
親子カフェ 等

地域のネットワークづくりの取組から

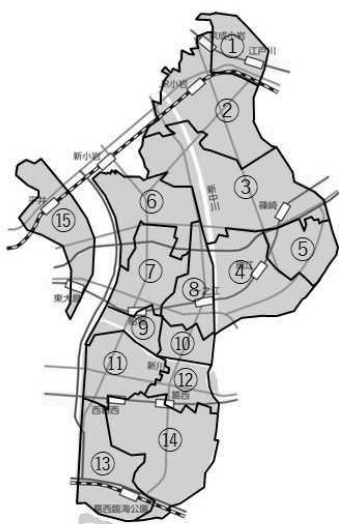
居場所としてのサロンの開設（町会・自治会）
ボランティアによる見守り支援活動
認知症についての講演会（江戸川区医師会）
健口教室（江戸川区歯科医師会）
お薬相談会（江戸川区薬剤師会）

何でも相談の取組から

ゴミ屋敷改善の支援
8050問題等の課題を抱えた家族への伴走型支援

子ども支援の取組から

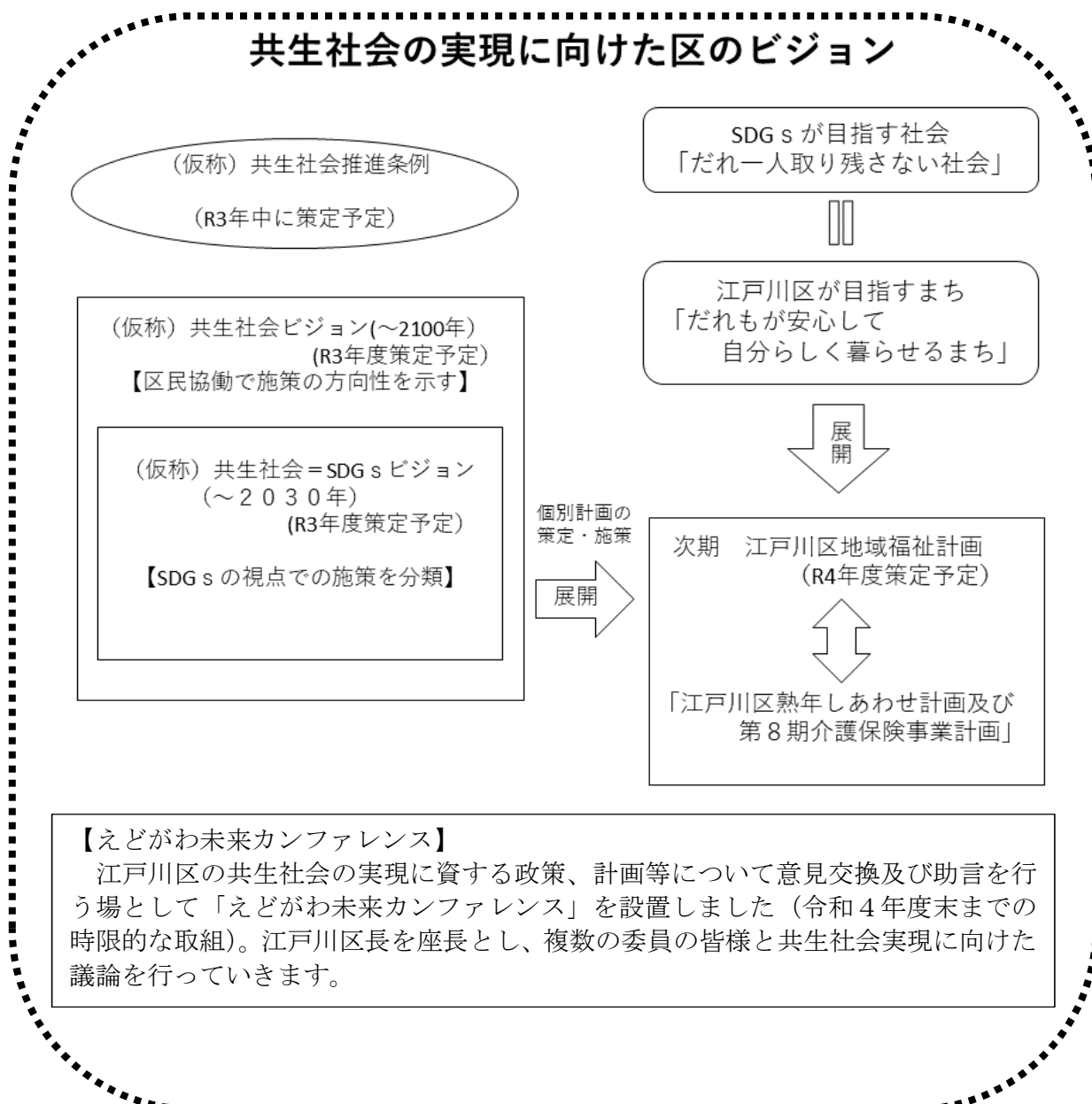
小学校との地域連携
食の支援活動（なごみの家食堂）
子育てサロン



- ① なごみの家北小岩
- ② なごみの家小岩
- ③ なごみの家鹿骨
- ④ なごみの家瑞江
- ⑥ なごみの家松江北
- ⑧ なごみの家一之江
- ⑫ なごみの家長島桑川
- ⑬ なごみの家葛西南部
- ⑮ なごみの家小松川平井

(3) 今後の目標・方向性

区は、2025年を目途に、区内の15の日常生活圏域すべてになごみの家の設置を目指します。また、行政を中心とした「公助」や介護保険などの「共助」だけでなく、「自助」を基本としつつ、多様な主体と区が協働しながら地域全体を支えあう「互助」の体制づくりを進めていきます。特に多様化する相談に対応するためのアウトリーチや伴走型の支援、また、地域住民が自ら地域の課題について積極的に取り組む住民同士の支え合い活動づくりの支援を更に強化していきます。このように、なごみの家では地域共生社会構築の拠点としての機能を高めていくとともに、ますます複雑化・複合化する地域住民の課題を包括的に受け止め、地域のあらゆる関係者・関係機関をつなぎ、伴走的な支援を可能とする重層的な支援体制の中心を担うことで、江戸川区における地域共生社会の実現を目指します。



【えどがわ未来カンファレンス】
江戸川区の共生社会の実現に資する政策、計画等について意見交換及び助言を行う場として「えどがわ未来カンファレンス」を設置しました（令和4年度末までの時限的な取組）。江戸川区長を座長とし、複数の委員の皆様と共生社会実現に向けた議論を行っていきます。

2 区の具体的な取組

(1) 住み慣れたまちで自分らしく

高齢になり医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で適切なサービスを利用する等、尊厳を保持しながら自立した日常生活を送ることは、多くの区民の願いです。

少子高齢化が進行する中で、この願いを実現するために、地域において、「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」の支援やサービスを切れ目なく一体的に提供し、「地域共生社会」の構築に必要な基盤を築いていきます。

それぞれの分野の支援やサービスを充実させるとともに、保健・医療・福祉など関係機関のさらなる連携、区民との協働による地域の支え合いをさらに進め、住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けることができるよう取り組んでいきます。

(2) 「熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画」施策の5つの柱

区は、地域の実情に応じた「地域共生社会」を構築し、すこやかに安心して暮らせ生涯活躍できるいきいきとしたまちを実現することを目標として、区民、地域団体・組織、企業等との連携のもと、以下の取組を展開していきます。

施策の5つの柱

1. 生きがいに満ちた地域づくり
2. 生涯現役の健康づくり
3. 安心と信頼のサービスづくり
4. みんなにやさしいまちづくり
5. 生活を支える体制づくり

I 生きがいに満ちた地域づくり

社会参加と支え合い・助け合いの地域づくり

－生きがいは生きる力－

■現状と課題

- ・定年退職などで、生活の中心が職場から地域社会へ移行する熟年者が増加していますが、地域社会へ参加するきっかけをつかめない熟年者が多く、外出や社会参加の機会が減少することは、運動機能や認知機能の低下など健康を阻害する要因になっています。
- ・これまで江戸川区では、地域コミュニティを活かした活動やサークル活動など「生きがい」づくりに取り組んできました。しかし、価値観の多様化により、くすのきクラブの会員数は漸減し、くすのきカルチャーセンターの利用者も女性が中心であり、男性の利用者は数少なくなっています。
- ・過半数の熟年者が「地域の支え手としてできないことがない」と考えているなど、熟年者の活力が地域社会で活かしきれていない状況です。

■今後の方向性

- ・「様々な形での就労」、「地域活動や趣味活動」、「役割のある活動」など、一人ひとりが自分らしく自己実現ができる場において「生きがい」を見つけ、「生きる力」としていけるよう支援していきます。
- ・熟年者のボランティア活動を支援する取組をより充実させ、多くの人材が地域で活躍できるよう支援します。
- ・元気な熟年者が地域の支え手となっていくよう促すことにより、地域の活性化とともに、熟年者自身の生きがいや介護予防につながるよう支援します。

■重点施策

○ 生きがい施策の充実・推進

- ・ボランティア活動の活性化に向けた取組や文化・スポーツコンシェルジュによる情報提供など、熟年者の社会参加のさらなる促進
- ・誰もが安心して自分らしく働くことを支援するみんなの就労センターへの支援

Ⅱ 生涯現役の健康づくり

健康づくりへの意識向上による健康寿命の延伸 —健康長寿と介護予防推進のまちを目指して—

■現状と課題

- ・江戸川区の生活習慣病による死亡割合は56.0%(平成30年)であり、全国や東京都に比べて高くなっています。
- ・生活習慣病の予防・早期発見のための健診は、受診率が特定健診47.5%(平成30年度)、長寿健診60.0%(令和元年度)と、約半数の方が受診していない状況です。
- ・一方、区内の要介護認定率は年々上昇傾向にあります。要支援1から要介護2までの軽度認定者が65%以上を占めています。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、介護事業所等における感染の発生や介護サービスの利用控え、通いの場等の中止、外出自粛など、熟年者を取り巻く環境に様々な影響が生じる恐れがあります。

■今後の方向性

- ・筋力や認知機能等の心身の活力が低下した状態である「フレイル」を予防することで、要介護認定を受けることのない、健康で自立した期間を延ばしていきます。
- ・生活習慣病やフレイルを予防するための最有効策である運動と適正な栄養、社会参加を促すため、区をあげて「健康づくりの文化」を醸成していきます。
- ・区民の「自分のからだは、自分でまもる」という日々の健康に対する意識を向上させるとともに、健診受診を促すことで、健康寿命の延伸を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症が流行する状況においても、えどがわ筋力アップトレーニングや健口体操、脳トレ等の動画配信など、熟年者が自宅での健康増進に取り組めるように工夫していきます。また、感染症予防対策のリーフレットの配布など、感染予防のための普及啓発をしていきます。

■重点施策

○ 介護予防・健康づくり施策の推進

- ・フレイル予防の推進
- ・後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

Ⅲ 安心と信頼のサービスづくり

介護基盤の強化による安心と希望のある地域づくり —誰もが地域で暮らせるまちを目指して—

■現状と課題

- ・高齢化の進行とともに、今後ますます要介護認定率の上昇が予想され、介護給付費の増加が見込まれています。
- ・介護の担い手となる介護人材は、現役世代の減少等によりますます減少していくことから、担い手の機能分化によるサービス提供体制が求められています。
- ・働いている介護者の多くが「労働時間」等を調整しながら働いており、介護者の不安や負担を軽減するなどフォローする体制の構築やサービス基盤の整備などを推進していく必要があります。

■今後の方向性

- ・財政面、保険料負担、介護人材の確保、介護離職の防止など、介護保険制度の持続可能性を多面的な観点から十分に考慮し、居宅サービス、居住系サービス、施設サービスをバランスよく整備していきます。
- ・元気な熟年者の活躍の場を確保し、専門性に特化した介護職とともに介護を支える体制の整備を推進していきます。
- ・医療ニーズのある利用者に対応することができるサービスの充実を目指します。

■重点施策

○ 介護人材の確保

- ・介護職員初任者研修等受講費用助成事業の拡充等による人材の確保
- ・介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業の実施による職員の育成・定着支援
- ・介護の担い手研修の実施による人材の裾野の拡大

○ 2025・2040年を見据えたサービス基盤の整備

- ・特別養護老人ホーム及び地域密着型サービス等の計画的な整備

○ 介護保険事業の適正化

- ・給付の適正化に向けたケアプランの点検

IV みんなにやさしいまちづくり

安心して住み続けられる住まいの確保

—地域での暮らしを支える基盤として—

■現状と課題

- ・ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の熟年者が増加する中、多くの熟年者が在宅生活の継続を希望しています。
- ・江戸川区の熟年者夫婦世帯の持ち家率は、約8割となっています。
- ・一方、借家に住む熟年者は、単身世帯の4割強、夫婦世帯の2割ほどを占めます。借家はバリアフリー化への対応が困難なことや、家賃の負担感が高い傾向にあることから、単身高齢者にも対応した施策が求められています。
- ・近い将来に発生が予測される首都直下型地震や、温暖化の影響による大型台風・ゲリラ豪雨など、常に地震や風水害への備えが必要とされている中、通常の避難所での生活が難しい熟年者への支援が求められています。

■今後の方向性

- ・日常生活や介護に不安を抱くことなく、安心して住み続けることができる住環境を整備していきます。
- ・区内の福祉施設等と連携し、一次避難所での避難生活が困難な要支援者も安心して避難所での生活を送ることのできる環境を整えていきます。

■重点施策

○ 住まいに対する相談・情報提供

- ・住宅確保要配慮者に関する関係団体との連携強化（居住支援協議会）

○ 福祉避難所の充実

- ・区内の福祉施設等との災害時協力協定の締結による福祉避難所の拡大
- ・協定団体との連携強化

V 生活を支える体制づくり

在宅療養を支える医療と介護の連携

—連携により円滑なサービスを提供するまちを目指して—

■現状と課題

- ・今後、認知症やひとり暮らし、夫婦のみ世帯の高齢者の増加が見込まれます。
- ・それに伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ熟年者も増加していきます。
- ・多くの熟年者が望む、住み慣れた地域での生活を継続していくためには、在宅医療の提供体制の整備が不可欠です。そのためには、医療と介護の関係機関の連携が必要となります。
- ・熟年者の増加により、成年後見制度の利用者も増加傾向にあります。
- ・認知症の高齢者の増加が見込まれる中、発症を遅らせ、希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すため、認知症の予防や症状に合わせた適切なサービスの提供体制を構築する必要があります。
- ・高齢者虐待について、近年通報件数が増えていますが、虐待の認識がなく通報に至らないケースがあると思われ、深刻なケースが増加しています。

■今後の方向性

- ・医療の必要性の高い要介護者も、安心して在宅療養を続けることのできる在宅療養支援体制を整備し、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の各場面で医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- ・成年後見制度について、①利用者が実感できる制度・運用の改善②権利擁護の地域連携ネットワークづくり③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を推進し、必要な方が利用しやすい環境をつくります。
- ・認知症の高齢者が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きることのできる社会の構築を目指します。
- ・高齢者虐待について、区民への普及啓発、地域の関係機関や事業者等とのネットワーク強化、相談支援の充実により、早期発見・早期対応に取り組みます。

■重点施策

○ 医療と介護の連携のさらなる推進

- ・在宅医療・介護連携推進事業会議や連携研修の充実

○ 判断能力が低下した人への支援

- ・「親族申立て」や「本人申立て」など成年後見申立ての支援
- ・おひとり様支援事業の充実

○ 地域共生社会実現のための関係機関の連携

- ・なごみの家や熟年相談室を中心とした重層的な支援体制の整備と地域支援ネットワークの充実

○ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症初期集中支援チームや認知症あんしん検診事業の実施などによる、認知症の早期発見・診断・対応の仕組みづくりの推進
- ・認知症サポーター養成講座や区民・事業者向け講演会、イベント等による普及啓発及びえどがわオレンジ協力隊等による認知症バリアフリーの推進

第 4 部

熟年者保健福祉施策の展開

第1章 熟年しあわせ計画

《 施策の柱と事業計画 》

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）の実績値が増減している場合があります。

1 生きがいに満ちた地域づくり

（1）ふれあいと支え合いのまち

地域での支え合いを基盤とし、ボランティア立区を推進していくとともに、くすのきクラブへの支援やふれあい訪問員活動、地域で活躍できる人材の育成など、心のふれあう地域づくりを推進していきます。

①ボランティア立区の推進

- ・誰もが安心して、心豊かに暮らし続けていける地域をつくるため、子どもから熟年者まで、誰もがそれぞれのできることで地域社会に貢献できる仕組みを広げていくことが求められます。
- ・ボランティア活動は、地域社会に対する貢献を通じて自己実現を図る重要な活動であり、個人や団体でのボランティア活動のほか、町会・自治会をはじめとした地域活動やNPO、市民活動、企業による社会貢献活動など様々な活動があります。
- ・今後もボランティアセンターを中心に、情報提供、相談支援等を行うとともに、ボランティア活動へのきっかけづくりとなる機会を提供し、ボランティア立区の形成を一層推進していきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ボランティア団体登録数	211 団体	220 団体	230 団体	230 団体	230 団体
ボランティア活動・依頼相談	779 件	300 件	700 件	700 件	700 件
各種講座 (ボランティア人材育成)	8 講座	5 講座	9 講座	9 講座	9 講座
ボランティア出前講習	29 回	1 回	40 回	40 回	40 回
夏のボランティア体験	205 人	9 人	200 人	200 人	200 人
ボランティアフェスティバル 参加団体数・来場者数	89 団体 4,500 人	中止	80 団体 4,000 人	80 団体 4,000 人	80 団体 4,000 人
ボランティア保険料助成	4,048 人	3,800 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人
ボランティア団体活動費助成	111 団体	113 団体	118 団体	118 団体	118 団体

②ボランティア活動の活性化に向けた取組の推進

- ・ICTを活用し、高齢者、障害者、子ども関連等、分野ごとのボランティアを繋げるとともに、学生など今まで地域活動に関わりのなかった方も参加しやすい仕組みの構築を検討していきます。なごみの家を拠点として、地域のニーズとのマッチングを行い地域活動の活性化を図るとともに、新たな人材の発掘など、地域で活躍している方の次の世代を育てる視点で取り組んでいきます。

③すくすくスクールでのボランティア活動

- ・区内全小学校の「すくすくスクール」では、熟年者を含む地域の方がボランティアとして、お手玉やベーゴマ等の昔遊び、手芸、工作、児童の見守り活動に取り組んでいます。児童の健全育成の一役を担うとともに、熟年者の生きがいや地域貢献活動の場として充実を図っていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ボランティアの延人数	16,026 人	3,000 人	約 18,500 人	約 18,500 人	約 18,500 人

④学校における交流の推進

- ・幼稚園や小・中学校の行事に熟年者を招待し、熟年者と幼児・児童・生徒の交流を通じ、熟年者との豊かなふれあいを推進していきます。また、小・中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、熟年者の長年の経験や能力を活かし、地域の歴史や伝統文化などを学ぶ機会を増やしていくなど、熟年者とのふれあいを一層進めて、交流を充実していきます。

⑤町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化

- ・ 熟年者をはじめ区民の暮らしに身近な町会・自治会を基本とする、コミュニティの活性化を進めます。
- ・ 地域ミニデイサービスや防災活動といった地域活動が注目される中、区民と区によるパートナーシップを基本とした、地域の各種団体相互の連携や情報提供の強化、役割分担の検討などに、地域が一体となって課題に取り組める体制づくりを目指します。
- ・ こうした地域活動を支援するため、区ホームページに「地域活動情報」を掲載しています。
- ・ また、地域が自主的に運営を行っている地区会館の維持管理をはじめ、より活用しやすいコミュニティ活動の「場」の提供を積極的に行っていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動情報の掲載 (区ホームページ)	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新
活動の場の整備	継続	継続	継続	継続	継続

⑥くすのきクラブへの支援

- ・ 「くすのきクラブ」の活動をとおして、熟年者が地域において健康で生きがいのある生活が送れるよう、クラブの活動に対して助成を行います。また、クラブ間の連携を深め、より効果的に事業目的が達成できるよう、「くすのきクラブ連合会」への助成を行います。
- ・ さらに、熟年者による見守りや清掃・リサイクルなどの地域社会との関わりを一層深めるボランティア活動の支援に加え、会員増強への取り組みやボッチャ競技等の新たな活動を推進することで、「くすのきクラブ」全体の活性化を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
クラブ数	200 団体	195 団体	195 団体	195 団体	195 団体
会員数	16,278 人	15,358 人	15,400 人	15,500 人	15,600 人

⑦ふれあい訪問員活動の充実

- ・ 60 歳以上のひとり暮らしや熟年者のみの世帯、あるいは日中ひとりになる熟年者等を対象に、ボランティアによる訪問員を派遣し、見守りを行い、話し相手や悩みごとの相談にのるなど孤独感の解消と事故の未然防止に努めます。
- ・ また、訪問員の質の向上につながる研修についても、積極的に取り入れます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問員数	118 人	130 人	130 人	140 人	140 人
訪問対象世帯数	150 世帯	220 世帯	220 世帯	230 世帯	240 世帯

⑧ジュニア訪問員活動の充実

- ・ 中学生（ジュニア訪問員）が熟年者と交流することにより、地域の絆の構築や見守りにつなげ、誰もが安心して住みやすいまちづくりを目指します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問員数	180 人	中止	180 人	180 人	180 人

⑨熟年介護サポーターの育成

- ・ 元気な 65 歳以上の方を対象に、介護施設における補助的支援や、なごみの家の見守り活動等を行う熟年介護サポーターを育成します。熟年介護サポーターの活動にポイントを付与することにより継続を促し、介護予防に繋げるとともに、地域で介護を支える人材を拡充していきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護サポーター登録者数	448 人	430 人	470 人	510 人	550 人

(2) 熟年パワーのあふれるまち

くすのきカルチャー教室やスポーツ活動等、熟年者の主体的な活動支援を進めるとともに、多様な就労への支援など、熟年者の生きがいをづくりを推進します。

①みんなの就労センターへの支援

- ・誰もが安心して暮らしていくために、就労は欠かせないものです。しかしながら就労したくてもその機会に恵まれない方もいます。また、一人ひとりが望む就労スタイルは多様化しています。
- ・熟年者をはじめ、就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供するみんなの就労センターを支援することにより、就労による生活感の充実、福祉の増進を図るとともに、人材が不足している分野の人材確保を推進します。

②文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供

- ・熟年者の「何かやってみたい気持ち」や「活動したいという思い」に応えるため、文化・スポーツ施設に相談窓口を設置し、一人ひとりにあった「イベント」「教室」「サークル活動」などの情報を提供することで、熟年者の具体的な活動に繋がります。
- ・誰もが文化・スポーツに関する情報を取得できるよう、インターネット検索サイトを公開し、広く熟年者に情報提供を行います。
- ・熟年者に外出の機会や仲間づくりのアプローチを行うことで、ひきこもりを防ぎ、健康で生きがいのある人生を送ることのできる環境づくりを進めます。

③江戸川総合人生大学での学びの推進

- ・ 人生経験や知識を活かして、社会貢献を志す方を応援するための学びの場であり、これまでに 991 人の卒業生を輩出しています。多くの卒業生が生きがいを見つけ、仲間とともにボランティア団体を設立し地域で活躍しています。多種多様な社会貢献活動が実践されるよう、学びの場・生きがいづくりの場として充実を図っていきます。

学部名	学科名	主要テーマ
地域デザイン学部	江戸川まちづくり学科	まちづくり
	国際コミュニティ学科	国際交流・共生
人生科学部	子育てささえあい学科	子育て支援・地域教育
	介護・健康学科	地域と高齢社会

④くすのきカルチャー教室の充実

- ・ 熟年者が、健康で充実したしあわせな人生を送ることができるよう、生きがいや仲間づくりのきっかけとなる、趣味や教養の学習の機会と場を提供していきます。正規教室終了後は、自主性・自立性を高めて生涯現役として活躍できるよう、自主活動教室を支援します。また習得した知識や経験を活かして社会貢献ができるよう情報の提供と機会の拡大を図ります。
- ・ 今後も熟年者が生きがいを持ち、知識や教養を身につけながら元気に通うための、魅力ある教室編成に努めます。
- ・ また、年齢制限の撤廃、夜間教室の実施等を行い、幅広い世代が利用しやすい環境づくりを進めていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
正規教室	1,904 人 106 教室	1,491 人 75 教室	2,000 人 100 教室	2,000 人 100 教室	2,000 人 100 教室
自主教室	3,914 人 215 教室	3,838 人 226 教室	3,646 人 226 教室	4,000 人 220 教室	4,000 人 220 教室

⑤熟年者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・熟年者がいきいきと健康に暮らせるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会づくりを進めます。特に、誰にでも取り組みやすいウォーキングやグラウンドゴルフなどの講座の開催をはじめ、活動の普及を進めている関係諸団体への支援を行います。
- ・参加者の増加を目指し、魅力ある講座の内容や周知方法の改善に努めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
講座の開催及び 後援等の支援の実施	106回 4,246人	30回 2,402人	127回 4,420人	127回 4,420人	127回 4,420人

⑥スポーツ活動支援の充実

- ・生涯にわたってスポーツに親しみ、生活習慣病の一因ともなる運動不足を解消するため、地域スポーツ講座や体力測定を行い、スポーツやレクリエーションに親しむ層の拡大に努めます。現在行われている講座については、世代を超えて誰もが参加できるように、種目の工夫・検討を行います。
- ・また、スポーツ活動支援のための情報提供、区内スポーツ大会等の支援・後援の充実により、区民がスポーツに親しみやすい環境づくりを進めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域スポーツ講座等 開催回数・参加者数	26回 483人	中止	24回 480人	24回 480人	24回 480人
区内大会					
・区民大会					
春季参加者数	20,617人	中止	20,000人	20,000人	20,000人
秋季参加者数	17,184人	中止	18,000人	18,000人	18,000人
・マラソン大会参加者数	3,514人	中止	3,000人	3,000人	3,000人
・ウォーキングフェスタ えどがわ参加者数	137人	中止	1,000人	1,000人	1,000人

⑦熟年者の参加を促進する行事の実施

- ・ 熟年者が日頃の学習・活動成果を発表する「熟年文化祭」や、自らの健康増進と世代間交流を図る「さわやか体育祭」等の開催をとおして、熟年者の社会参加や地域交流を推進し、生きがいを支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リズム運動大会	5,000 人	中止	5,000 人	5,000 人	5,000 人
さわやか体育祭	雨天中止	中止	8,000 人	8,000 人	8,000 人
熟年文化祭	6,000 人	中止	6,000 人	6,000 人	6,000 人

⑧シルバー人材センターへの支援

- ・ 熟年者の「知識・経験・能力」を活かし、就業機会を確保・提供している公益社団法人シルバー人材センターの事業を支援することにより、熟年者の生きがいをと社会参加を促進します。
- ・ 区内公園・児童遊園の清掃や一般家庭の樹木剪定、事業所から依頼される作業など、「親切・ていねい・誠実」をモットーに、事業を継続します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
会員数	3,741 人	3,800 人	3,850 人	3,900 人	3,950 人
就業延実人員数 (派遣事業人員含む)	34,880 人 (35,372 人)	29,300 人 (29,605 人)	36,500 人 (37,140 人)	38,200 人 (38,870 人)	40,000 人 (40,700 人)

⑨「シルバーお助け隊」の実施

- ・短時間で終わる簡易な仕事（例：電球取替え、家具移動、浴槽清掃など）について、人手の確保が困難な熟年者のみの世帯等を対象に、シルバー人材センターの会員を派遣します。利用した熟年者世帯等からは一定の負担金を徴収します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施件数	499 件	200 件	522 件	547 件	573 件
就業延会員数	519 人	210 人	534 人	559 人	585 人

2 生涯現役の健康づくり

(1) 健康長寿のまち

高齢になっても生き生きと自立して生活するためには、がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病や、身体機能や咀嚼・嚥下機能が低下するフレイルの早期発見につながる各種の健（検）診を定期的に受診して、熟年者自らが予防や早期治療に取り組むことが大切です。健康に関する身近な相談窓口である健康サポートセンターは、地域での健康教育による啓発や生活習慣病・フレイル予防のための食事や身体活動、社会参加に関する相談機能を充実させ、熟年者自らが健康の増進に取り組めるような環境の整備を進めます。

① 「健康サポートセンター」の機能の充実

- ・ 医療専門職が健康づくりやフレイル予防に関する情報を提供することで、区民の健康づくりの拠点となります。
- ・ 生活習慣病予防やフレイル予防を推進するための健康相談や、地域に出向いての健康教育を実施します。
- ・ 熟年者が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、フレイル予防の視点から、心身の健康、社会性の維持等の高齢化に対応した事業を展開します。

②健康寿命延伸のための健診（検診）

- ・ 区民の健康増進のため、年齢や対象にあわせた健康診査(健診)やがん検診を実施し、生活習慣病の予防及びがんの早期発見・早期治療を促進します。国保健診及び長寿健診の対象者へは個別に受診券を送付します。
- ・ 65歳以上の方には体重や筋肉量の減少、低栄養、口腔機能の低下等によるフレイル等の予防・改善に着目した健康診査を行います。
- ・ 健診制度の定着、受診率の向上を目指し啓発活動を実施します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
長寿健診 対象者:75歳以上及び 後期高齢者医療制度加入 の65歳以上	42,867人	43,000人	45,200人	45,300人	46,600人
国保健診 対象者:国保加入の 40～74歳	43,132人	39,000人	43,000人	43,000人	43,000人
40歳未満の区民健診 対象者:40歳未満	6,963人	3,270人	7,000人	7,000人	7,000人
胃がん検診 対象者:30歳以上(年1回)	18,247人	14,200人	18,400人	18,500人	18,600人
肺がん検診 対象者:40歳以上(年1回)	22,492人	19,000人	23,000人	23,000人	23,000人
大腸がん検診 対象者:40歳以上(年1回)	20,654人	18,200人	20,800人	20,900人	21,000人
前立腺がん検診 対象者:60・65・70歳	2,478人	2,100人	2,400人	2,400人	2,400人
乳がん検診 対象者:30歳以上(年1回) マンモグラフィ検査は2年に1回	24,103人	19,000人	24,200人	24,200人	24,450人
子宮頸がん検診 対象者:20歳以上(2年に1回)	14,840人	13,200人	15,000人	15,000人	15,000人
口腔がん検診 対象者:40歳以上(2年に1回)	3,287人	2,100人	3,000人	3,000人	3,000人
口腔ケア健診 対象者:65歳以上(年1回)	7,540人	6,000人	9,800人	10,500人	11,200人

③健康寿命延伸のための相談等の充実

- ・生活習慣病やフレイルの予防のために、年齢等に応じた食事や運動などの生活習慣改善支援を行います。
- ・一人ひとりにあった健康相談を行います。
- ・区内にあるウォーキング資源や健康資源を活用し、区民が自然に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・若い世代からの生活習慣病予防を図るため、母子事業を活用した個別相談や健康教育を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
区民健診等随時相談 (電話・面接相談)	132人	90人	130人	130人	130人
国保健診 特定保健指導 対象者:国保加入の 40～74歳	3,368人	3,251人	3,391人	3,391人	3,391人
保健指導 対象者:40歳未満の区民	55人	325人	465人	465人	465人
ファミリー健康アップ事業	延 35,993人	延 18,251人	延 25,948人	延 25,000人	延 25,000人

④後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・高齢者は、複数の疾患の合併だけでなく、加齢に伴う身体機能低下を基にしたフレイルやサルコペニア、認知症の進行など個人差が大きくなります。そのため高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談を行う必要があります。
- ・フレイルなど高齢者の心身の多様な課題・状態に対応した保健事業を行うことで健康寿命の延伸を図ります。健康課題の把握は大学と連携し、事業実施は企画の段階から三師会等で構成される「健康づくり推進協議会」で情報共有します。
- ・具体的な取組として、医療専門職が糖尿病重症化予防や低栄養などのハイリスク者への個別支援及び15か所の日常生活圏域の通いの場に積極的に関与します。
- ・普及啓発については、様々な機会をとおして高齢者がフレイル予防に関心を持ち、重要性に理解を示すよう努めます。

⑤8020運動の推進・成人歯科健診

- ・ 歯と口の健康は、食事や会話を楽しみ、生きがいのある生活を送る基礎となります。歯周疾患やむし歯などの口腔疾患の予防と、熟年者の歯の保持を目標とする「8020（ハチマルニイマル）運動」の推進に、歯科医師会や地域と連携して取り組みます。区民一人ひとりが歯と口の健康づくりの重要性を理解し、主体的に取り組めるよう、健口体操、口腔ケアの重要性などの普及に努めるとともに、健診のPRを強化します。
- ・ 歯科医療機関の協力による区民への予防啓発と、かかりつけ歯科医の更なる普及の啓発を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
8020 運動の周知・啓発	3,766 人	600 人	充実	充実	充実
成人歯科健診 受診者数	6,673 人	6,660 人	7,440 人	7,440 人	7,440 人

⑥江戸川区口腔保健センターの運営支援

- ・ 江戸川区歯科医師会は、障害者(児)や介護を必要とする高齢の方等も受診できる歯科診療所を運営しています。区は、事業運営を支援し、障害者等の口腔保健の向上を目指します。同センターでは診療のほか、口腔ケア及び口腔機能の維持・改善に関する知識・技法の普及啓発を進めます。
- ・ 介護事業所職員等を対象とした口腔ケア研修や地域医療機関との連携を進めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
受診者数	3,998 人	3,800 人	3,900 人	3,900 人	3,900 人
口腔ケア研修 ベーシックコース	4 回 60 人	中止	4 回 80 人	4 回 80 人	4 回 80 人
口腔ケア研修 アドバンスコース	2 回 42 人	中止	2 回 60 人	2 回 60 人	2 回 60 人

⑦感染症予防対策の充実

- ・ 毎年、熟年者に健康被害を及ぼすインフルエンザや結核などの感染症を予防するため、国等の感染症に関する調査や、かかりつけ医、関係機関等から得られる感染症に関する情報を集約し、医療機関や区民などに提供します。
- ・ 結核の早期発見・治療のため、65歳以上の熟年者を対象に結核健康診断（X線検査）を健康診査とともに実施します。
- ・ 65歳以上の熟年者を対象にインフルエンザ予防接種を一部公費負担（新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、令和2年度のみ全額公費負担）で実施します。インフルエンザ流行前に予防接種を受けることで、熟年者のインフルエンザの感染、発症、重症化の予防が確認されています。また、肺炎球菌による肺炎予防のため、65歳の方に高齢者肺炎球菌の一部公費負担も実施します（ただし経過措置として令和5年度までは当該年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方に実施）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、介護事業者向けホームページ「ケア倶楽部」を活用し、国及び都、区の最新情報や感染予防対策など必要かつ適切な情報提供の実施や、江戸川区医師会の協力の下、介護事業所の参加する対策連携会議の開催などにより、予防対策の徹底を図ります。
- ・ 介護保険施設などにおける集団感染の発生を想定した、職員の相互派遣の枠組みを構築し、サービスを継続して提供できる体制づくりを進めます。また、江戸川区ケアマネジャー協会が、新型コロナウイルス感染症にケアマネジャーが感染した場合、介護サービスが中断しないように、事業所間で支援する体制を構築するなど、事業者団体の独自の取組も行われています。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
情報提供(HPなど)、関係機関との連携	継続	継続	継続	継続	継続
結核健康診断の受診者	72,334 人	71,315 人	70,716 人	70,085 人	69,453 人
熟年者インフルエンザ 予防接種接種者	64,853 人	72,485 人	66,952 人	68,000 人	69,000 人
熟年(高齢)者肺炎球菌 予防接種接種者	3,241 人	3,210 人	3,422 人	3,400 人	3,400 人

⑧食を通じた心とからだの健康づくり

- ・健康の保持・増進のためには適切な栄養の摂取が大切です。さらに食事を美味しく食べる楽しみ、家族や仲間と会話を楽しみながら食べることも健康づくりには欠かせません。低栄養によるフレイルを予防するため、バランスのとれた栄養・食事を美味しく楽しむ、長寿を支える食生活の普及・啓発に努めます。
- ・江戸川区内の給食施設に従事する管理栄養士、栄養士を対象に、それぞれの施設での食事や健康教育を通じて区民の生活習慣病予防・健康づくりができるよう地域栄養士のネットワークづくりを進めます。
- ・地域密着型サービスを利用する熟年者に対し、食を通じた健康づくりが適切に行われるように、地域密着型サービス事業者への研修を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
給食施設栄養士連絡会 開催回数	3回	1回	3回	継続	継続
給食施設栄養士連絡会 参加協力給食施設数	152か所	80か所	160か所	継続	継続
地域密着型サービス事業所 研修会	1回	1回	1回	継続	継続

⑨健康学習の場と機会の提供

- ・健康知識や健康に過ごす方法などを幅広く学ぶ場として、区民が必要とする知識を、より身近な地域で得られるような場の設定と機会の提供等を行い、区民一人ひとりの健康づくりを支援していきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域健康講座 開催回数・参加者数	63回 4,905人	2回 78人	30回 1,170人	60回 4,680人	60回 4,680人
ファミリーヘルス健康講座 開催回数・参加者数	58回 2,512人	5回 107人	30回 645人	60回 2,580人	60回 2,580人

⑩健康づくりリーダーが活躍できる仕組みの整備

- ・身近な地域で健康づくりを推進できるよう、医療関係者やスポーツ団体、ファミリーヘルス推進員などが、健康づくりのリーダーとして活躍する場をさらに充実します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ファミリーヘルス推進員	298 人	277 人	277 人	277 人	277 人

⑪フレイル予防の推進

- ・フレイルの概念の普及と早期の気づきを促すとともに、予防の取組への働きかけや実践のための支援を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
健診を活用したフレイル予防の普及啓発	74,244 人	73,100 人	72,200 人	72,300 人	73,600 人
えどがわ筋力アップトレーニング出張講座	105 回	20 回	50 回	100 回	100 回
フレイル予防セミナー	—	16 回	16 回	16 回	16 回
健口体操の普及啓発	25,668 人	26,000 人	充実	充実	充実
栄養かぞえ歌普及	FM えどがわ、FH 推進員、地域ミニデイで普及	FM えどがわ、FH 推進員、地域ミニデイで普及	FM えどがわ、地域ミニデイ等の通いの場で普及	充実	充実
低栄養予防普及啓発 (元気においしく)	3,500 人	3,500 人	3,500 人	充実	充実

⑫リハビリテーション支援の実施

- ・ 熟年者の疾病予防やフレイル予防のために大切な体力や筋力の保持の必要性を周知するとともに、運動実践の支援を行います。また、身体機能の低下等がみられる区民の生活の質の向上や自立のためのリハビリテーションの取組を支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リハビリ・運動 相談回数	660 回	500 回	600 回	600 回	600 回

⑬リズム運動の推進

- ・ リズム運動の実施をとおして、熟年者の健康増進や仲間づくりを支援します。また、リズム運動参加者の拡大を図るため、PRの強化を図るとともに、経験のない方や男性のみを対象とした各種初心者教室や地区リズム運動教室などを開催します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施会場数	211 か所	214 か所	214 か所	214 か所	214 か所
参加団体数	227 団体	228 団体	228 団体	228 団体	228 団体
参加者数	10,468 人	10,024 人	10,100 人	10,200 人	10,300 人

⑭多様な健康運動・健康体操の推進

- ・地域共生社会構築の拠点「なごみの家」で行う「にこにこ運動教室」、指導員が出向き身近な場所で気楽に参加できる「にこにこ運動楽RAKU出前教室」、シルバー人材センター会員等が参加する「シルバー健康体操」など、熟年者の生活スタイルに合わせた運動や体操を推進し、健康で豊かな生きがいのある暮らしを支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
なごみの家 にこにこ運動教室	9会場	9会場	9会場	9会場	9会場
にこにこ運動 楽 RAKU 出前教室	—	6会場	10会場	15会場	20会場
シルバー健康体操	8会場	8会場	8会場	8会場	8会場

⑮ウォーキングの推進

- ・熟年者でも無理なく手軽に行え、健康増進効果が高いウォーキングを、地域における健康づくり運動として推進します。ウォーキングを通じて地域に自主的な健康づくりの輪が広がるよう、情報や活動の機会を提供し、生涯スポーツとしてのウォーキングの普及を図るための講座や「健康ウォーキング大会」を開催します。
- ・スポーツイベント「ウォーキングフェスタえどがわ」の開催、地域の自主的なウォーキングサークルへの支援等を通じ、生涯スポーツとしてのウォーキングの定着を目指します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
健康ウォーキング大会 参加者数	中止	中止	4,800人	4,800人	4,800人
ウォーキングフェスタ えどがわ参加者数	137人	中止	1,000人	1,000人	1,000人

⑩健康長寿協力湯の推進

- ・ 65 歳以上の方に、熟年者の健康増進と地域の人々との交流の促進のため、区内銭湯を通常の半額程度で利用できる入浴証の引換券を発送しています。
- ・ 令和 3 年度に、対象年齢を 60 歳に引き下げ、対象者へ引換券を一斉発送します。また、銭湯のすいている時間の料金を 100 円に引き下げた「お湯わりタイム」を実施します。
- ・ ふれあいづくり、健康づくりの視点から、公衆浴場の活用を進め、一層の利用の促進に努めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
入浴証引換人数	1,519 人	1,560 人	9,920 人	2,070 人	2,220 人
利用回数(延)	1,038,952 回	1,020,000 回	1,311,000 回	1,316,000 回	1,321,000 回

⑪三療サービスの実施

- ・ 75 歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージの施術を 1 回 200 円で受けられる三療券を、65 歳以上の方には 1 回 2,200 円で受けられる三療割引券を希望により配付し、疲労回復と熟年者の健康増進を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
三療券申請者数 (75 歳以上)	8,098 人	8,000 人	8,000 人	8,100 人	8,200 人
三療券利用枚数	55,250 枚	50,000 枚	65,000 枚	65,500 枚	66,000 枚
三療割引券申請者数 (65～74 歳)	1,716 人	1,400 人	1,400 人	1,420 人	1,440 人

(2) 介護予防推進のまち

虚弱化を防ぎ、介護を必要としない状態を維持するため、介護予防教室や地域ミニデイサービス等、介護予防に資する事業を推進していきます。

① 介護予防教室の充実

- ・ 熟年相談室において、認知症の啓発や予防に着目した内容を盛り込んだ教室を身近な地域で開催します。認知症予防や介護予防に対する知識の向上と意識づくりを進めることにより、熟年者の体力低下や閉じこもりを防ぎます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	113回	114回	114回	114回	114回
参加者数	2,026人	1,167人	2,000人	2,000人	2,000人

② 地域ミニデイサービス実施への支援

- ・ 虚弱な熟年者の閉じこもり予防と、地域住民との交流をとおした仲間づくりを支援するため、身近な町会会館などを利用して会食や趣味活動、健康づくりなどを行う地域ミニデイサービスの実施を支援します。
- ・ 地域ミニデイサービスボランティア交流研究会を開催し、ボランティア同士の情報交換や相談し合える場をとおして、地域ミニデイサービス活動を発展・充実します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域ミニデイサービス か所数	35か所	35か所	35か所	35か所	35か所
地域ミニデイサービス ボランティア交流研究会 の開催回数	0回	1回	1回	1回	1回

③出前健康講座の実施

- ・ 熟年者を対象に保健師等が地域に出向き、日常の健康生活・運動器の機能向上・口腔ケア・栄養等についての知識を深め、健康意識の向上を図り健康長寿の一助とします。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	36回	中止	35回	35回	35回
参加者数	1,095人	中止	1,100人	1,100人	1,100人

④認知症の専門相談

- ・ 地域の熟年者等を対象に、認知症の早期発見・早期治療のため、専門医による相談を行うとともに、予防法や本人・家族に対する必要な支援・助言を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
物忘れ相談人数	23人	30人	30人	30人	30人

⑤介護予防を必要とする区民の把握と啓発の推進

- ・ 要介護状態になることを予防するため、生活機能の低下が心配される熟年者を早期に発見し、介護予防事業等への参加につなげていきます。
- ・ 65歳以上の熟年者に対して、区が実施する国保健診・長寿健診等の際に、「フレイル質問票」により虚弱（フレイル）、認知症などの疑いがある方を把握する調査を実施し、早い段階でフレイル予防や介護予防事業等への参加を促すなど、熟年相談室と連携し、適切なサービスや地域での活動などにつなげていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防把握事業実施者数	74,244人	72,684人	72,200人	72,300人	73,600人

⑥介護予防ケアマネジメントへの取組

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防・生活支援サービスを利用する方（介護予防・日常支援総合事業対象者）や要支援 1～2 の方を対象に、熟年相談室等において介護予防ケアマネジメントを実施し、要介護状態にならないよう生活機能の維持・向上を目指します。個々の生活や心身の状態にあわせたプランを作成し、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防ケアマネジメント 件数	39,206件	37,150件	43,200件	44,900件	46,300件

3 安心と信頼のサービスづくり

(1) 地域生活を支援するまち・介護する家族を支えるまち

熟年者が在宅で安心して生活できるよう、介護保険外サービスを展開するとともに、情報提供や消費生活相談の充実を進めていきます。また、介護者が交流する場などを設けることにより、介護による負担や悩みの軽減を図るとともに、介護離職の防止にも努めていきます。

①配食サービスの実施

- ・ 65 歳以上で食事づくりが困難な熟年者に対して、区内仕出し弁当組合による一般食の配食サービスを行い、熟年者の食生活の支援を行います。また、身体的理由により栄養や調理法に配慮が必要な熟年者に対して、低カロリー食や減塩食など利用者の個別ニーズに対応した特別食の配食サービスを、社会福祉法人に委託し実施します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
一般食 ・配食利用者数 ・配食数(延)	420 人/月 113,311 食	427 人/月 131,926 食	430 人/月 142,480 食	440 人/月 153,880 食	440 人/月 166,190 食
特別食 ・配食利用者数 ・配食数(延)	335 人/月 84,408 食	275 人/月 76,626 食	270 人/月 75,100 食	260 人/月 73,590 食	260 人/月 72,120 食

②紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成

- ・ 60 歳以上で失禁がある方に対して、紙おむつ等を支給することにより、清潔な生活の保持と経済的負担・介護負担の軽減を図ります。また、入院等により区が支給する紙おむつが使用できない場合は、おむつ使用料の助成を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
紙おむつ支給者数(延)	70,565 人	76,867 人	80,370 人	83,990 人	87,770 人
おむつ使用料助成件数(延)	5,992 件	5,307 件	6,400 件	6,450 件	6,500 件

③徘徊探索サービスの実施

- ・認知症等により、徘徊行動のある熟年者が行方不明となったとき、GPSを使って現在位置を家族に知らせる探索サービスの利用料を助成し、早期発見、早期保護につなげるとともに、家族の不安感を解消します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(延)	398人	673人	960人	980人	1,000人

④ケア機器等の給付・助成の実施

- ・65歳以上で住民税非課税の方に対して、自立生活の継続や外出の支援を目的として、歩行車の給付を行います。
- ・また、65歳以上で住民税非課税の難聴者に、補聴器購入費用の一部を助成します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ケア機器(歩行車)給付件数	607件	429件	520件	530件	550件
補聴器購入費助成件数	237件	164件	230件	240件	240件

⑤寝具乾燥消毒等サービスの実施

- ・60歳以上の要介護4～5の在宅の方に対して、寝具の乾燥消毒と水洗いクリーニングのサービスを行い、清潔な生活の保持と経済的負担・介護負担の軽減を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
寝具乾燥消毒 利用者数(延)	1,054人	942人	1,090人	1,100人	1,110人
水洗いクリーニング 利用者数(延)	201人	196人	210人	210人	210人

⑥福祉理美容サービスの実施

- ・ 60 歳以上の要介護 4～5 の在宅の方に対して理美容券を交付し、理美容師による出張理美容サービスを実施し、清潔な生活の保持と経済的負担の軽減を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(延)	1,437 人	1,480 人	1,510 人	1,530 人	1,540 人

⑦民間緊急通報システムの拡大

- ・ 65 歳以上の熟年者のいる世帯を対象に、緊急通報に 24 時間体制で警備員が駆けつけるとともに、生活反応確認機能を備えた民間緊急通報システムを区が契約した利用料で提供します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年度末設置台数	2,525 台	3,725 台	4,730 台	5,740 台	6,740 台

⑧介護者交流会の開催

- ・ 熟年相談室において、介護者同士の情報交換、講師による介護者負担軽減につながる情報の提供、認知症サポート医による相談など、介護者を支援していく介護者交流会を開催します。区ホームページ等により開催の周知を行い、より多くの介護者の参加を進め、さらなる介護者支援を行います。
- ・ 各熟年相談室で年 6 回開催することにより、介護者の精神的負担を軽減していくとともに、虐待防止の啓発や介護離職の防止にも努めていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	205 回	114 回	114 回	114 回	114 回
参加者数	1,462 人	600 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

⑨消費生活相談と情報提供の充実

- ・消費者センターは熟年者をはじめ区民の消費者トラブルについて、相談を受け、解決のお手伝いをします。
- ・熟年者を狙った悪質な詐欺的商法など、複雑・巧妙化した取引による消費者被害から救済するため、熟年相談室などの関係機関と連携して、迅速かつ適切な解決を図ります。
- ・消費者被害に遭わないための知識や、商品・サービスの選択及び使用・利用上の注意点など、主体的・合理的な消費生活を送る上で役立つ情報を、消費生活情報紙の発行、ホームページ、メールニュースによる発信、地域の団体・グループへの講師派遣などにより提供していきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
消費者相談件数	4,885 件	4,500 件	4,500 件	4,500 件	4,500 件
熟年者被害未然防止のための団体への講師派遣回数	43 回	20 回	20 回	20 回	20 回
リズム運動会場での啓発実施回数	45 回	40 回	40 回	40 回	40 回

⑩戸別訪問収集の実施

- ・65歳以上のひとり暮らし世帯、世帯全員が65歳以上の世帯、障害者のみの世帯で、ごみ・資源を集積所まで運ぶことが困難な方に対して、一定の条件のもと戸別にごみ・資源の収集を行い、負担の軽減をします。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施世帯数	1,087 世帯	1,098 世帯	1,100 世帯	1,136 世帯	1,171 世帯

※年度実績は当該年度の3月31日現在の実績とする

⑪生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

- ・低所得世帯、障害者や介護を要する熟年者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。利用目的別に貸付の条件・基準が定められています。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規貸付件数	51件	60件	継続	継続	継続

⑫不動産担保型生活資金の貸付（社会福祉協議会）

- ・現に居住している自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する65歳以上の熟年者世帯に対し、その不動産を担保に不足する生活費を貸付け、必要な相談支援を行い世帯の自立を支援します。貸付契約の終了時に貸付元利金を一括して償還していただきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規貸付件数	4件	4件	継続	継続	継続

(2) 安心介護のまち【介護保険事業計画部分に相当】

介護を必要とする方が安心して介護サービスが利用できるように、介護保険事業における各サービスの量と質の確保を図るとともに、サービス利用支援や基盤整備を進めていきます。

- 1** 介護保険サービス量等の見込み（103～133 ページに掲載）
- 2** 介護保険財政の実績と見込み（134～137 ページに掲載）
- 3** 保険給付費等及び保険料の見込み額（138～145 ページに掲載）
- 4** 介護保険事業を円滑に推進するための施策（146～154 ページに掲載）
- 5** 権利擁護事業の充実（155～156 ページに掲載）
- 6** 介護保険事業の推進（157～159 ページに掲載）

4 みんなにやさしいまちづくり

(1) 安全・快適、心のバリアフリーのまち

熟年者や障害者を含めたすべての方が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、利用しやすい施設への整備を推進します。

また、交通安全対策の充実を図るとともに、地震などの災害に備えるため、区民との協働による防災体制の強化を進めます。

①福祉のまちづくりの推進

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、東京都福祉のまちづくり条例、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例等に基づき、多くの方が利用する病院や大規模店舗だけでなく、共同住宅や戸建て開発などの新築・増改築に際しても、民間事業者や区民との連携をとりながら、熟年者をはじめ誰にでもやさしい建築物を整備し、福祉のまちづくりを進めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
東京都福祉のまちづくり 条例に基づく届出件数	25 件	25 件	25 件	25 件	25 件
江戸川区住宅等整備基準 条例に基づく協議件数	226 件	230 件	230 件	230 件	230 件

②だれもが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進

- ・ 誰にでもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、区内のバリアフリー施設を紹介するマップを配布するとともに、マップをホームページに掲載し、熟年者や子ども、障害者など、誰もが快適に移動でき、外出しやすいまちを目指します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
バリアフリーマップ ホームページ掲載 (掲載施設数)	追加情報 随時 HP 更新 (341 件)	追加情報 随時 HP 更新 (353 件)	追加情報 随時 HP 更新	冊子の改訂版 作成	冊子の改訂版 発行

③公共施設のバリアフリー化の推進

- ・ 熟年者や障害者などの社会参加が促進されるよう、公共施設の改修事業にあわせてエレベーター設置を行い、バリアフリー化を推進します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
整備か所数	0 か所	2 か所 (児童相談所・ 陸上競技場)	0 か所	1 か所 (松島コミュニテ ィ会館)	2 か所 (塩沢江戸川荘・ 児童文学館)

④駅施設のバリアフリー化の推進

- ・ 駅施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、更なるバリアフリー化を推進します。
- ・ 交通機関の要となる鉄道を、誰もが安全で快適に利用できるよう、円滑な移動環境が整ったバリアフリールートを整備してきました。
- ・ 今後は、駅の特性に応じ、複数ルートの整備に向け、鉄道駅舎のエレベーター設置を鉄道事業者に要請していきます。

⑤人にやさしい道づくりの推進

- ・ 熟年者をはじめ、区民が道路を安全で快適に利用できるように、歩道巻込み部の段差解消やバス停の環境整備等を行います。
- ・ さらに、歩行者を交通事故から守るため、ブルーレーンや自転車ナビマーク等を設置する自転車走行環境を整備するとともに、ドライバーの視認性を高めるため、交差点の特殊舗装や路肩のカラー舗装等の安全対策を進めます。
- ・ また、区民の健康づくりに役立つように、河川の土手、親水公園や親水緑道、緑道に健康サインや距離の表示等の整備を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
歩道巻込み部の段差解消	29 か所	20 か所	道路改修工事 及び占用工事に あわせて改修	道路改修工事 及び占用工事に あわせて改修	道路改修工事 及び占用工事に あわせて改修
自転車走行環境整備	15,500m	7,200m	7,300m	6,200m	7,100m
路肩のカラー舗装	150 m ²	60 m ²	50 m ²	50 m ²	50 m ²
使いやすいバス停改良	9 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

⑥区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実

- ・ 利用者の実態を踏まえ、駅及び地域拠点を中心としたバスネットワークの充実を図ります。
- ・ 生活に密着した公共交通であるコミュニティ交通について、地域の方々や交通事業者等と連携しながら導入の可能性を検討します。

⑦だれにもやさしい公園づくりの推進

- ・ユニバーサルデザインを念頭に、誰もが利用しやすい公園づくりを目指し、出入口等の段差解消、手洗所の洋式化、手すりの取り付け等の改修、健康器具の整備、ベンチ等休養施設の整備などを行います。また、地域の方が参加した公園づくりワークショップの成果を活かし、地域により身近で親しまれる公園の整備と効率的な維持管理に努めます。
- ・さらに公園での清掃、花の植え付け、水やり等の活動を行う「公園ボランティア」を支援し、社会参加による生きがいづくりを進めます。そのために、より気軽に区民が行動できるよう、各種講座や区ホームページなどを通じて、分かりやすい情報発信を進めます。
- ・また、江戸川区の豊富な河川を活かし、四季の変化が楽しめ、やすらぎの空間となるよう、国や東京都との協力のもと、緑道の整備や親水護岸の整備、河川緑地を活用したスポーツ・レクリエーションの場の整備を進めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公園整備 ・新設か所数 ・手洗所の改修棟数	4 か所 1 棟	4 か所 0 棟	4 か所 2 棟	計画中	計画中
公園ボランティア ・団体数 ・人数	237 団体 4,257 人	241 団体 4,295 人	推進	推進	推進
水と緑のネットワーク づくり	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等

⑧区民との協働による防災体制の強化

- ・災害による被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが、普段からできる準備と発災時にとるべき適切な行動を理解して、それを実践することが大切です。これらを効果的に実践できるよう、地域防災訓練や防災講習会等を通じて、防災に対する意識啓発及び地域特性等知識の向上を図り、地域の防災力を高めていきます。
- ・そして、町会や自治会などの自主防災組織との協働により各小中学校に避難所運営協議会を設立して、地域の熟年者や障害者など、災害時に支援を必要とする方を地域で支える体制づくりを推進します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域防災訓練 ・実施回数(職員出向回数) ・参加者数	41 回 7,478 人	中止	継続	継続	継続
防災講習会等 ・実施回数(職員出向回数) ・参加者数	110 回 7,435 人	20 回 1,000 人	継続	継続	継続
避難所運営協議会 ・設立数 ・前年度末までの既設数	22 校 38 校	5 校 60 校	継続	継続	継続

⑨災害時要支援者への支援強化

- ・一次避難所での生活が困難な要支援者を受け入れるため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等 47 施設と避難所としての施設利用に関する災害時協力協定を締結しています。また、水害時でも受け入れ可能な 29 施設を福祉避難所として開設し、要支援者の安心・安全な避難行動を支援します。
- ・今後、さらに受入れ施設の拡大を図り、協定団体との連携を強化することにより要支援者への支援を充実していきます。

⑩交通安全対策への取組

- 交通安全の基本は、「相手への思いやりと交通ルールの遵守、正しい交通マナー」の日々の実践です。熟年者をはじめとする区民を交通事故から守るため、各種団体との連携をとりつつ、交通安全運動や地域のイベント、安全教室などをおして交通安全意識を啓発します。また、交通事故が多いとされる夕暮れ時や夜間の歩行者確認に有効な、反射材を使ったステッカーなどの配布と着用を進めます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
広報えどがわ ・定期掲載回数 ※緊急時は適時対応	15 回	15 回	15 回	15 回	15 回
「交通安全区民の集い」 ・参加者数	500 人	中止	500 人	500 人	500 人
区行事等の参加者への 交通安全啓発 ・開催回数 ・参加者数	16 回 16,200 人	中止	16 回 16,200 人	16 回 16,200 人	16 回 16,200 人
熟年者向けの交通安全教室 ・開催回数 ・参加者数	7 回 330 人	3 回 150 人	10 回 500 人	10 回 500 人	10 回 500 人
反射材の配布・貼付活動 ・実施回数 ・参加者数	13 回 840 人	3 回 150 人	12 回 600 人	12 回 600 人	12 回 600 人
交通安全チラシ等による啓発 ・実施回数 ・参加者数	5 回 18,500 人	中止	5 回 18,000 人	5 回 18,000 人	5 回 18,000 人

(2) いつまでも住み続けることのできるまち

熟年者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住まいの条件整備や支援を行います。

①居住支援協議会の取組

- ・低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進等について協議しています。
- ・住宅に係る情報提供を適切に行うとともに、空き家を含む民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するネットワークを構築し、熟年者の住まいの安定化を図っていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	3回	3回	継続	継続	継続

②有料老人ホームの整備指導

- ・介護など生活に必要な支援を受けられる民間有料老人ホームについては、良好な居住環境の確保を目的に「江戸川区有料老人ホーム設置指導要綱」を設け、一定の水準を保つよう指導しています。
- ・今後も、多様な住まいの選択肢のひとつとして、さらに適正な指導を充実させていきます。
- ・令和2年10月現在、江戸川区内には、介護付有料老人ホームが40施設（定員2,412人）、住宅型有料老人ホームが7施設（定員130人）設置されています。

③特別養護老人ホーム待機者への支援の実施

- ・ 自宅での介護が困難な方などが、早い段階で施設におけるサービスを受けられるよう介護付有料老人ホームの空床を活用した取組を実施します。特別養護老人ホームへの入所を長期間お待ちの方で、介護付有料老人ホームに入居して特別養護老人ホームへの入所を待機する方に、介護付有料老人ホームの居住費の一部を補助します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特別養護老人ホーム 待機者解消対策事業	—	25 人	40 人	継続	継続

④高齢者向け賃貸住宅の供給促進

- ・ 平成 24 年度から高齢者が安全・安心できる住まいの供給を進めてきました。今後「サービス付き高齢者向け住宅」の供給にあたっては、ニーズを見極めながら、地域的に均等に供給が行われるように進めていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
累積整備戸数	409 戸	409 戸	409 戸	440 戸	440 戸

⑤都市型軽費老人ホームの整備支援

- ・ 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族の援助を受けることが困難な 60 歳以上の低所得の方に対し、所得に応じた負担で入居が可能な「都市型軽費老人ホーム」の整備を支援していきます。
- ・ 整備にあたっては、事業者の参入意向を見極めつつ、国交付金等を活用しながら、適正に運営できる事業者の確保を図ります。
- ・ 令和 2 年 10 月現在、江戸川区内には、6 施設（定員 80 人）が設置されています。

⑥住まいの改造助成の実施

- ・ 熟年者が介助を要する状態になっても、住み慣れた住宅に住み続けられるよう、住まいを改造する際の費用を助成し、暮らしやすい生活が送れるよう支援します。
- ・ 介護保険の居宅住宅改修等に該当する場合は、介護保険支給額を超える分を助成し、在宅生活を支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
助成件数	108 件	160 件	155 件	155 件	155 件

⑦民間賃貸住宅家賃等の助成

- ・ 民間賃貸住宅に住み、取り壊し等のために転居を求められた熟年者が、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、転居前後の家賃の差額や転居一時金等を助成し、住宅の確保を支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
助成件数	165 件	158 件	155 件	150 件	145 件

⑧住まい関連ボランティアへの支援

- ・ 熟年者の暮らしやすい住まいづくりのために、住まいの簡単な補修、民間アパート探しなど、熟年者の住まいに関するボランティア活動を行っている各種ボランティア団体等の活動を支援します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住まいのボランティア 件数	6 件	10 件	10 件	10 件	10 件
熟年者に親切なお店 支援件数	67 件	75 件	75 件	75 件	75 件

⑨戸建住宅耐震改修工事助成

- 江戸川区耐震コンサルタント派遣を受けた後、江戸川区戸建住宅耐震改修設計等助成事業を利用して改修計画等を作成した世帯に、耐震改修工事費用の一部を助成します。
- 特に、耐震化が進んでいない地域への戸別訪問や相談会等を実施することにより、戸建住宅の耐震化に関する熟年者への啓発と相談体制の強化を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
改修工事費用助成件数	35 件	37 件	40 件	40 件	40 件

⑩家具転倒防止ボランティアへの支援

- 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の熟年者のみの世帯及び身体的事情などで自力では家具等の転倒防止器具の取り付けが困難な方の世帯を対象に、熟年者住まいのボランティア推進協議会（区内の建築組合で構成）が、家具等の転倒防止の施工（無料）を進めています。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
支援件数	57 件	60 件	60 件	60 件	60 件

5 生活を支える体制づくり

(1) 安心してサービスが利用できるまち

誰もが安心してサービスを利用できるよう、情報提供の充実や相談窓口機能を強化するとともに、苦情への対応や権利擁護事業を推進していきます。

①情報提供の多様化と充実

- ・ 広報紙、チラシ、ホームページ、パンフレットなどのあらゆる情報媒体を活用し、区民が様々なサービスや制度の情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。また、ホームページ及びパンフレット「みんなのあんしん 介護保険」については、誰もが自ら情報を得ることができるよう、今後、アプリによる音声読み上げや多言語対応に取り組んでいきます。
- ・ 介護保険や熟年者の福祉サービス等の情報提供については、熟年相談室等の相談窓口を充実させ、一人ひとりの状況にあった情報提供を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
広報えどがわ	適時	適時	適時	適時	適時
区ホームページ・ 介護保険のページ・ パンフレット	継続	継続	事業計画 及び 制度の周知	継続	継続
熟年相談室、介護保険課、 健康サポートセンターによる 相談・情報提供	継続	継続	継続	継続	継続

②相談・助言に関する窓口機能強化

- ・ 熟年相談室の総合相談機能の拡充を図り、区全体の相談体制を強化します。
- ・ 必要に応じて調査・指導を実施するなどきめ細かに対応し、利用者等からの苦情をサービス改善のきっかけとしてサービスの質の維持・向上に有効に役立てていきます。
- ・ 24時間365日、介護に関する相談に対応するため、区内2か所の熟年相談室にて「24時間介護電話相談」を実施しています。
- ・ 介護や障害があっても安心して在宅生活を送れるよう、なごみの家で「なんでも相談」を実施しています。
- ・ なごみの家の休館日と夜間については、「在宅療養電話相談窓口」を設置し、夜間を含め365日、在宅療養に関する相談に対応しています。

		令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
熟年相談室設置数		27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)	27か所 (内分室8)
相談 人数	熟年相談室	62,513人	63,000人	63,500人	64,000人	64,500人
	介護保険課	8,859人	7,400人	8,800人	8,800人	8,800人
24時間介護電話相談件数		162件	170件	180件	190件	200件

③認知症サポーターの養成

- ・ 認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- ・ 区の養成目標を年間 3,000 人と定め、計画的に講座を開催します。
- ・ 認知症サポーター養成講座を受講した商店、事業者、学校、町会・自治会等について「えどがわオレンジ協力隊」として認定し、地域の取組を後押ししています。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
講座開催数	110 講座	40 講座	100 講座	100 講座	100 講座
サポーター養成数	2,989 人	1,000 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
えどがわオレンジ協力隊	142 団体	180 団体	230 団体	280 団体	330 団体

④認知症地域ネットワーク活用事業

- ・ 江戸川区医師会との連携の下、医療と介護に関わる関係機関のネットワークづくりを進めます。介護サービス事業者に対しては、講演会を通じて認知症に関する正しい知識と理解を促進し、医療と介護の連携を強化していきます。
- ・ 地域の方への認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の方を介護している方に向けた専門的な電話相談窓口の設置、さらには熟年相談室での介護者交流会において認知症サポート医へ相談する機会を設定するなど、認知症の方の早期発見・早期対応にも努めていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ホットライン相談件数	230 件	330 件	330 件	330 件	330 件
事業者向け講演会参加者数	47 人	60 人	60 人	60 人	60 人
区民向け講演会参加者数	76 人	66 人	75 人	75 人	75 人
介護者交流会における 認知症サポート医による 相談回数	15 回	19 回	19 回	19 回	19 回

⑤ 認知症早期発見・早期対応への取組

- ・ 認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる方やその家族に対して個別の訪問を行い、早期発見・早期対応に向けた支援を行います。認知症初期集中支援チームは、認知症支援コーディネーター（「西瑞江熟年相談室江戸川区医師会一之江」に設置）が中心となり、江戸川区医師会（認知症サポート医等）、熟年相談室（認知症地域支援推進員）、認知症疾患医療センター（専門医等）等と連携し、初期のアセスメントや訪問などの支援を集中的・包括的に行い、認知症が疑われる場合は、診断を受けるための医療機関の受診を促し、診断後は適切な医療・介護サービスの導入を図ります。
- ・ また、地域において認知症の方への支援を行う関係者が課題を検討し、情報交換を行うための会議の開催、認知症のケアや医療・介護の連携等に係る研修を実施して、認知症の方とその家族の支援に携わる関係者の認知症対応力の向上を図ります。
- ・ 熟年健診の際に実施する「フレイル質問票」における認知機能の調査において、認知症の疑いがある対象者に対して、改訂長谷川式簡易知能評価スケールによる「認知症あんしん検診」を実施し、必要な医療や福祉サービスにつなげる取組を行います。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談延人数	377人	320人	400人	400人	400人
チーム対応件数	8人	11人	11人	11人	11人
認知症あんしん検診	—	実施	継続	継続	継続

⑥熟年者緊急短期入所実施事業

- ・ おおむね 65 歳以上で、認知症その他の理由により一時的に介護を要する熟年者であって、身元が不明又は居宅での生活が困難な方に対し、短期入所を実施します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所利用日数	2 日	12 日	7 日	7 日	7 日

⑦認知症徘徊等緊急一時保護実施事業

- ・ 警察署で保護されたおおむね 65 歳以上で、認知症その他の理由により一時的に介護を要する熟年者であって、一定時間を過ぎても帰来先が判明しない方に対し、施設で一時保護を実施します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
一時保護利用人数	—	10 人	20 人	20 人	20 人

※令和 2 年 10 月事業開始

⑧権利擁護の推進

- ・区は、成年後見制度の利用促進のための報酬助成事業や、申立人不在の場合の区長申立てに関する事務を実施しています。成年後見制度の利用相談のほか、福祉サービスへの苦情受付などについては、社会福祉協議会に委託し実施しています。
- ・社会福祉協議会は、認知症などで判断能力に不安のある熟年者等が地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護の中心的な機関として安心生活センターを設置し、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりといった安心生活サポート事業を行っています。
- ・さらに社会貢献型後見人を養成し、自ら監督人になるなど広く活動の場を提供するとともに、社会福祉法人が後見人となる法人後見事業も実施しています。
- ・令和3年度から、おひとり様支援事業と入院時サポート事業は、一部要件を見直し、より利用しやすくします。
- ・今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、区民及び関係機関・団体へのPR活動の強化、潜在しているニーズの掘り起こしに努め、区民がより安心してサービスを利用できる体制づくりを進めていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉サービスの利用相談 や手続き支援件数	6,731 件	7,000 件	7,500 件	8,200 件	9,000 件
安心生活サポート事業 契約件数(年度末件数)	69 件	85 件	95 件	95 件	100 件
入院時サポート事業	2 件	3 件	10 件	15 件	20 件
おひとり様支援事業 新規契約件数	3 件	3 件	10 件	15 件	20 件
成年後見制度区長申立 件数	69 件	75 件	80 件	85 件	90 件
社会福祉協議会による 法人後見受任件数	15 件	35 件	55 件	70 件	80 件
社会福祉協議会による 後見監督人受任件数	31 件	35 件	45 件	60 件	70 件
社会貢献型後見による 後見人受任件数	31 件	36 件	50 件	70 件	80 件
成年後見制度利用支援 事業(報酬助成)利用件数	78 件	103 件	123 件	143 件	163 件

⑨民生・児童委員との連携強化

- ・ 民生・児童委員の資質向上のために各種研修や研究活動を行い、地域における社会福祉の推進役として力を発揮できるよう、連携を強化していきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
委員数	444 人	444 人	444 人	一斉改選	—
相談・支援件数	2,509 件	2,500 件	継続	継続	継続

⑩社会福祉士等卒後連携事業

- ・ 区内の専門学校と連携し、社会福祉士等の養成課程の卒業生であって、区での活躍を期待することができる者を、区が最長3年間、福祉・介護支援員（会計年度任用職員）として雇用し、福祉及び介護分野における多様な問題に対応する区の福祉向上に寄与する人材として育成します。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規採用人数	3 人	4 人	5 人	5 人	5 人
雇用人数	9 人	9 人	8 人	12 人	15 人

(2) 連携により円滑なサービスを提供するまち

地域における身近な相談機関である熟年相談室において、介護に関する相談やネットワークづくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携をとりながら、サービスの円滑な提供・運営を進めます。また、地域共生社会構築の拠点である「なごみの家」においては、地域力を活用しながら地域の課題を解決するために多機関を調整する役割を担っていきます。

①熟年相談室（地域包括支援センター）の機能強化

- ・総合相談窓口の役割を果たす熟年相談室の運営が、安定的・継続的に行われることを目的とし、PDCA サイクルに基づく事業評価の実施などにより、更なる機能強化に努め、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図ります。
- ・介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供していくため、様々な主体との連携強化や取組を図ります。地域の社会資源を活用した継続的・包括的なケア体制を整備し、地域ケア会議・地域連携会議の拡充をとおして介護サービス事業者や医療機関、民生・児童委員、町会・自治会、地域のボランティア等のネットワークづくりを強化し推進していきます。
- ・高齢者虐待については、熟年相談室と区の協働のもと、適切に対応しています。通報受理件数が年々増加を続けていることから、的確かつ迅速な対応を可能とするため、高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備えた「高齢者虐待対応システム」を構築し、緊急性が高いものや対応困難なケースについては、個別に専門家を交えたケア会議等を実施することで効率的・効果的な対応を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域ケア会議実施回数 (地域連携会議含む)	48回	54回	60回	60回	60回
高齢者虐待対応のための ケア会議実施回数	24回	24回	24回	24回	24回

②保健・医療・介護の連携強化

- ・医療・介護の関係機関間の情報・意見交換、課題検討の場づくりを推進し、相互の顔の見える関係づくり、ネットワーク構築を進めます。
- ・医療と介護の連携体制強化に向け、在宅医療・介護連携の推進を目的とした取組を実施します。主に、医療従事者や介護サービス事業者等と在宅医療・介護連携推進事業会議や意見交換会を開催し、課題抽出や対応策を検討するとともに、多職種連携研修と在宅医療・介護連携研修を開催し、連携推進を図っていきます。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
会議の開催回数	8回	8回	6回	6回	6回
研修の開催回数	9回	9回	10回	10回	10回

③社会福祉協議会との連携強化

- ・地域福祉の中核である社会福祉協議会との連携・情報共有を進め、安心生活サポート事業や成年後見制度利用支援事業など権利擁護機能がさらに充実するよう積極的に支援していきます。
- ・また、社会福祉協議会へは福祉サービスの苦情相談事業を委託しており、苦情処理に対する区民・事業者・区との調整のため、今後もさらに連携を強化していきます。

④熟年者を見守るネットワークの強化

- ・地域支援ネットワークでは、子どもから熟年者まで障害の有無に関わらず、なごみの家を中心とした見守りを行います。区、熟年相談室、民生・児童委員や協力団体・事業所が連携をとり、区民の方々の通報に迅速に対応します。
- ・関係機関の連携の強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していきます。

⑤なごみの家による地域づくりの推進

- ・地域共生社会の実現に向けて、地域の課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組む支え合いの地域づくりを進めていきます。
- ・複雑化・複合化する地域住民の課題に対し、町会・自治会や民生・児童委員等の地域の関係者、保健・医療・福祉等の関係者、関係機関と協働のもと、継続的な伴走支援を行う重層的な支援体制を強化し推進していきます。

		令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
なんでも相談	相談件数	5,570 件	6,014 件	6,495 件	8,577 件	10,951 件
	うち、多機関が関わる 相談の件数	55 件	60 件	65 件	86 件	109 件
地域や関係機関との連携	地域支援会議開催数	15 回	9 回	27 回	33 回	39 回
	多機関協働による 個別支援のケース会議 開催数	55 回	60 回	65 件	86 件	109 件
	なごみの家での ボランティア延人数	2,663 人	548 人	2,700 人	3,300 人	3,900 人
	見守り支援訪問活動の 実施件数	1,215 件	休止	1,620 件	3,645 件	3,645 件
住民主体の活動創出	町会会館等を活用した 居場所の新設数	1 か所	0 か所	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施
	来所者の発案による サロン活動	ペン字、 葉書絵、 初心者体操 等多数	ペン字、 葉書絵、 初心者体操 等多数	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施
	にこにこ運動自主活動 グループの創出	0 件	6 件	10 件	15 件	20 件

第2章 介護保険事業計画

1 介護保険サービス量等の見込み

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	(人)	4,911	5,050	5,183	5,300	5,437	5,546
	(回)	117,222	119,514	129,469	126,804	129,434	132,045

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴介護	(人)	546	554	600	565	573	578
	(回)	2,748	2,785	3,071	3,017	3,042	3,063
介護予防 訪問入浴介護	(人)	2	2	2	2	2	2
	(回)	7	6	6	5	5	5
合計	(人)	548	556	602	567	575	580
	(回)	2,755	2,791	3,077	3,022	3,047	3,068

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※訪問入浴介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問入浴介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

③訪問看護・介護予防訪問看護

- ・病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)又は言語聴覚士(S T)が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問看護	(人)	2,073	2,387	2,654	3,035	3,427	3,847
	(回)	23,268	27,147	31,410	35,259	40,167	45,316
介護予防訪問看護	(人)	203	246	261	306	341	378
	(回)	1,887	2,304	2,570	2,896	3,251	3,605
合計	(人)	2,276	2,633	2,915	3,341	3,768	4,225
	(回)	25,155	29,451	33,980	38,155	43,418	48,921

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※訪問看護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問看護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）又は言語聴覚士（ST）が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問リハビリテーション	(人)	177	180	140	203	216	229
	(回)	2,290	2,234	1,709	2,328	2,478	2,628
介護予防 訪問リハビリテーション	(人)	11	15	16	22	27	32
	(回)	140	191	172	195	234	275
合計	(人)	188	195	156	225	243	261
	(回)	2,430	2,425	1,881	2,523	2,712	2,903

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※訪問リハビリテーション（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防訪問リハビリテーション（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅療養管理指導	4,922	5,374	5,904	6,163	6,608	7,047
介護予防居宅療養管理指導	285	310	329	335	349	360
合計	5,207	5,684	6,233	6,498	6,957	7,407

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※居宅療養管理指導（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防居宅療養管理指導（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑥通所介護

- ・ 要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所介護	(人)	4,680	4,944	4,813	5,472	5,764	6,039
	(回)	44,554	47,944	48,675	53,676	57,316	60,960

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた居宅の要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、心身機能の維持回復を目的として理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所リハビリテーション	(人)	963	995	811	1,040	1,064	1,084
	(回)	7,478	7,749	5,965	8,040	8,137	8,257
介護予防 通所リハビリテーション	(人)	135	164	147	224	261	303
合計	(人)	1,098	1,159	958	1,264	1,325	1,387
	(回)	7,478	7,749	5,965	8,040	8,137	8,257

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※通所リハビリテーション(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防通所リハビリテーション(予防給付)の対象は要支援1～2の人

※介護予防通所リハビリテーションは、月あたり包括報酬のため回数は設定できない

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・要支援・要介護者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所生活介護	(人)	1,030	1,048	795	1,068	1,080	1,085
	(日)	8,466	8,414	7,327	8,804	8,859	8,885
介護予防 短期入所生活介護	(人)	19	21	12	24	25	27
	(日)	100	123	86	165	172	183
合計	(人)	1,049	1,069	807	1,092	1,105	1,112
	(日)	8,566	8,537	7,413	8,969	9,031	9,068

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※短期入所生活介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防短期入所生活介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・病状が安定期にある要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院等への短期間の入所により、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話・支援を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所療養介護	(人)	104	109	61	110	113	113
	(日)	898	917	607	913	940	940
介護予防 短期入所療養介護	(人)	0	1	0	1	1	1
	(日)	0	3	0	1	1	1
合計	(人)	104	110	61	111	114	114
	(日)	898	920	607	914	941	941

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※短期入所療養介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防短期入所療養介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 心身の機能の低下により日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のために必要な福祉用具を貸与します。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉用具貸与	7,436	7,894	8,324	8,658	9,079	9,469
介護予防福祉用具貸与	1,307	1,402	1,459	1,640	1,773	1,904
合計	8,743	9,296	9,783	10,298	10,852	11,373

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※福祉用具貸与（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※介護予防福祉用具貸与（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- 入浴又は排せつの用に供するような衛生上貸与に適さない福祉用具を購入した要支援・要介護者に対して、購入費を支給します。

単位：件／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定福祉用具購入	142	141	149	145	147	148
特定介護予防福祉用具 購入	40	35	35	35	35	35
合計	182	176	184	180	182	183

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

※特定福祉用具購入（介護給付）の対象は要介護1～5の人

※特定介護予防福祉用具購入（予防給付）の対象は要支援1～2の人

⑫居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

- ・手すりの取付け、段差解消などの住宅改修を行った要支援・要介護者に対して、改修費を支給します。

単位:件/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護住宅改修	94	102	86	103	104	104
介護予防住宅改修	45	46	39	47	47	47
合計	139	148	125	150	151	151

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※居宅介護住宅改修(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防住宅改修(予防給付)の対象は要支援1～2の人

⑬居宅介護支援・介護予防支援

- ・要支援・要介護者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービス又は介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者等を定めた計画を作成します。
- ・サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
- ・居宅介護支援は、居宅介護支援事業者、介護予防支援は、熟年相談室が行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護支援	10,986	11,517	11,853	12,484	13,015	13,494
介護予防支援	1,577	1,701	1,754	1,968	2,117	2,261
合計	12,563	13,218	13,607	14,452	15,132	15,755

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※居宅介護支援(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防支援(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 要介護者等に対する生活期リハビリテーション提供体制の検討 〉

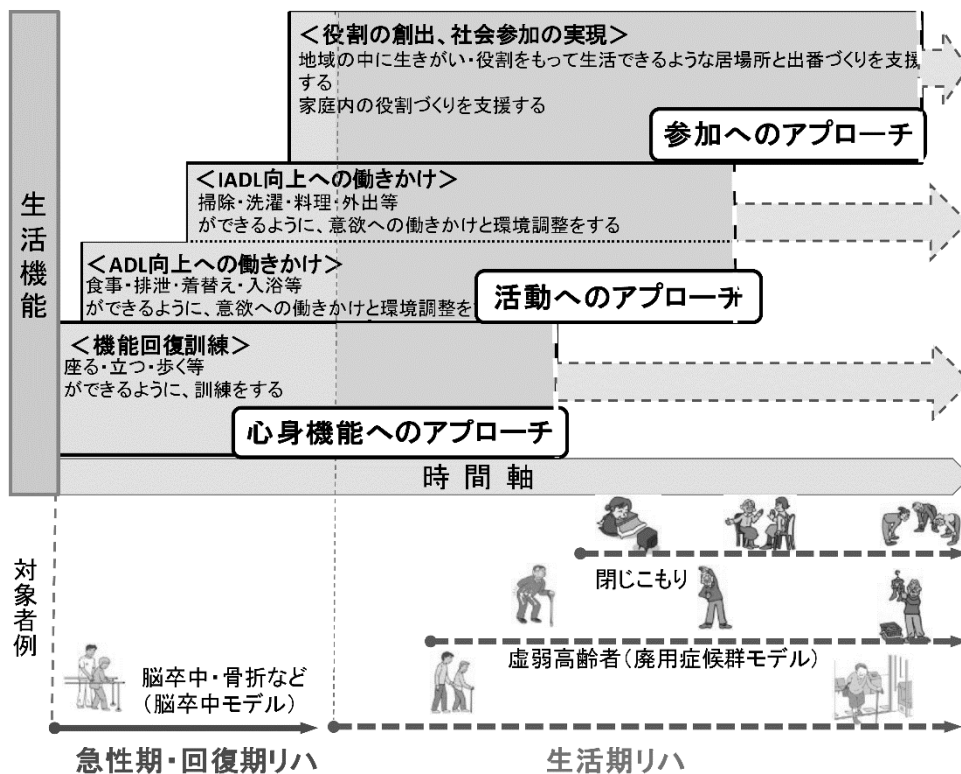
【1】生活期リハビリテーション体制整備の必要性

リハビリテーションは、単なる心身機能向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものです。

医療依存度の高い要介護者が増加する中、医療保険で実施する急性期、回復期のリハビリテーション、さらには認知症も含めた介護者の負担軽減を図ることから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへの切れ目のないサービス提供体制の構築が求められています。

ここでは、国の示す「リハビリテーションの手引き」※の指標を用いて、区的生活期リハビリテーション提供体制に係る現状を把握・分析するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を送っていくために必要な生活期リハビリテーションを提供するための具体的な取組を検討していきます。

※出典：「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」（令和2年8月厚生労働省老健局老人保健課）



出典：「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書（平成27年3月）」

【2】評価指標を用いた現状の分析

「リハビリテーションの手引き」に沿って、現状の把握と評価のため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設及び介護医療院の4サービスについて、主に以下の指標を用いて検討しました。

ア サービス提供事業所数

前記のサービスのうち、介護医療院を除くサービスについて、本区の事業所数は、いずれも東京都の平均を上回っており（介護医療院については、データの出典時点(平成30年度)は本区には存在せず実績なし）、近隣区と比較しても同程度の事業所数があることが確認できました。

このことから、現状の本区の生活期リハビリテーション提供施設は、東京都の標準的な水準にあり、必要なサービスを利用できる状態にあると考えられます。

イ 利用率

本区の介護老人保健施設及び介護医療院の利用率は、全国や東京都の平均、近隣区と大きな差はなく、病院での急性期・回復期のリハビリテーションを受けたのち、介護老人保健施設でのリハビリテーションを経て居宅生活に戻っていくという一連の流れができていていることが示唆されています。

一方、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用率は、おおむね全国や東京都の平均、近隣区よりも低い数値となっており、居宅生活に戻ってからの生活期リハビリテーションについて、提供施設は備えているものの、他自治体ほど利用が進んでいない可能性があることも示唆されました。

ウ 二つの指標を用いた分析から見えてくること

本区には、多くの通所介護事業所や訪問看護事業所が設置されており、サービス提供の中で利用者に向けて、機能訓練指導員等により身体機能の向上につながるような助言などを行っている場合があります。

しかしながら、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション事業所といった提供施設の整備は進んでいることから、今後はより専門的かつ適切なサービスを必要としている要介護者等が利用できるよう、生活期リハビリテーションの重要性の認知を促進するとともに、ケアマネジャーが作成するケアプランの一層の充実に向けた取組が重要となります。

【3】現状を踏まえた目標と今後の取組

生活期リハビリテーションを必要とする要介護者等が適切にサービス利用することを促進していくためには、利用者やケアマネジャーが生活期リハビリテーションの重要性に対する意識をより高めていくことが重要です。

そのため、ケアマネジャーをはじめとした介護従事者、あるいは医療従事者も対象とした、生活期リハビリテーションに係る研修等を実施していきます。

こうした取組を通じて、生活期リハビリテーションの重要性や知識などを深め、関係者間での情報共有や顔の見える関係づくり、さらには連携の促進が図れるよう検討していきます。

(2) 居住系サービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援・要介護者等に対し、当該施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定施設入居者生活介護	1,421	1,526	1,609	1,804	1,912	2,014
介護予防 特定施設入居者生活介護	167	171	160	172	182	192
合計	1,588	1,697	1,769	1,976	2,094	2,206

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※特定施設入居者生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防特定施設入居者生活介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設	1,692	1,745	1,705	1,930	2,079	2,147

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績
 ※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 2040年を見据えた特別養護老人ホームの整備について 〉

- ・今後、高齢化の進行による施設需要の増加、家族の介護離職防止の観点から施設の整備が求められています。一方で、現役世代も減少していく中で、財政負担や人材確保などの介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっています。区では2040年を見据えた中長期的な視野に立ち、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めていきます。

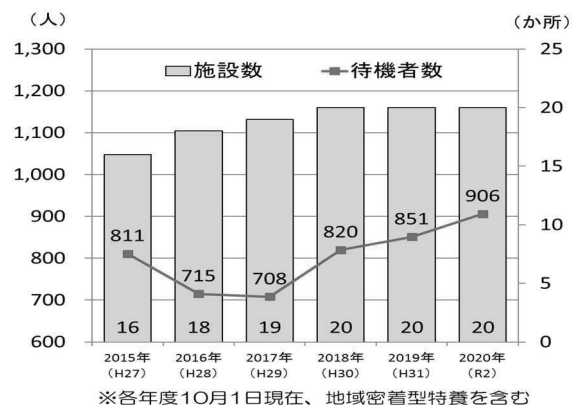
【1】施設整備における課題

高齢化の進行による社会保障費の増に加え、現役世代の減少に伴う税収の減、担い手不足が見込まれる中、特別養護老人ホームの整備には次の課題があります。

- (1) 建設・維持に多額の財政負担と介護保険料への影響
- (2) 介護人材の不足
- (3) 高齢者が減少した際は供給過多
- (4) 既存施設の老朽化による改築の可能性
- (5) 建設用地として広い土地が必要

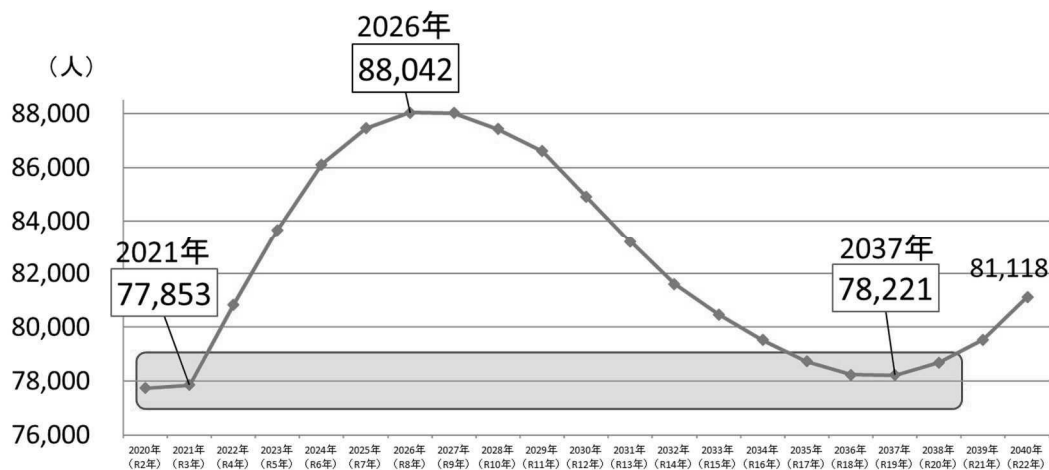
【2】施設数と待機者数の推移

第6期と第7期の6年間では、待機者数は平均800人となっています。



【3】75歳以上の第1号被保険者数の推計

介護が必要な状態になりやすい75歳以上の被保険者数は、令和8年度(2026年)の1回目のピークを経て、令和19年度(2037年)まで減少し続け、その後は再び増加に転じます。



※江戸川区「施策策定のための人口等基礎分析(中位推計値)」を基に算出

【4】第8期計画期間中の整備スケジュール(予定)

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
東小松川一丁目	既存20施設 合計1,643床	20床増床予定 合計1,663床		
北小岩一丁目		80床開設予定 合計1,743床		
南葛西三丁目			115床開設予定 合計1,858床	

※地域密着型を含む

【5】施設整備の中長期的な考え方

- (1) 後期高齢者である75歳以上の被保険者数の推計から、令和8年度(2026年)のピーク後の減少局面を踏まえて整備していく必要があります。
- (2) 同推計では、令和3年度(2021年)と令和19年度(2037年)の75歳以上の被保険者数がいずれも約7万8千人となっており、現在の需要数と同水準の整備が一つの目安と考えられます。
- (3) 今後、既存施設の建て替えによる増床も想定される中で、令和6年度以降においては、緊急性の高い待機者の数等を勘案しながら、必要最低限の新規整備を行っていきます。

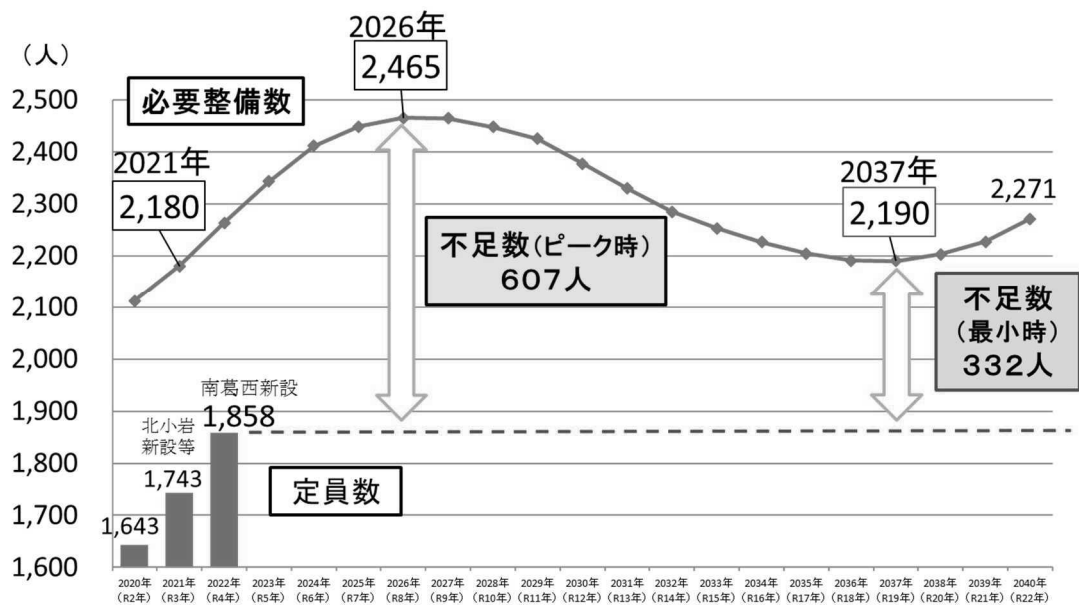
【6】必要整備数の推計

特別養護老人ホームの入所申込の際には、本人の状況、介護者の状況、住まいの状況などを総合的に勘案し、優先度を算出しています。施設整備における前述の課題を踏まえ、優先度が特に高い方が速やかに入所できることを基本とし、次のとおり必要整備数を推計します。

① 令和2年10月の特別養護老人ホーム待機者：906人
うち、優先度が特に高い方：62.1%

② 現在の特別養護老人ホーム定員 + 待機者のうち優先度が特に高い方
1,643人(地域密着型を含む20施設) + 563人(906人×62.1%) = 2,206人
⇒ 2,206人を令和2年10月の必要整備数とする

③ 2,206人は、75歳以上の被保険者数77,732人(令和2年9月末現在)の2.8%であるため、令和3年以降において75歳以上の被保険者推計の2.8%を特別養護老人ホームの必要整備数と想定



本区の75歳以上の被保険者数は、令和8年度(2026年)の1回目のピークを経て減少し、底を打つ令和19年度(2037年)の必要整備数の推計は2,190人となります。現在の特別養護老人ホームの定員に、令和3年度と4年度に開設予定の定員を加えると1,858人となり、令和19年度(2037年)の不足数は332人と推計されます。

【7】2040年を見据えた整備方針

- (1) 今後、既存施設の建て替えによる増床も想定される中で、2040年までを見据え、令和3年度に1施設、令和4年度に1施設を開設した後、令和8年度までに、あと330床程度を新規整備することを目標とします。
- (2) 計画的に整備するため、公募による事業者選定を実施します。
- (3) 令和8年度（2026年）の必要整備数のピークとの差に対しては、在宅生活を支える取組をさらに推進するとともに、自宅での介護が困難な方などが早い段階で施設におけるサービスを受けられるよう介護付有料老人ホームの空床を活用した区独自の特別養護老人ホーム待機者への支援等を実施します。
- (4) 本方針は、3年ごとの計画策定時において、75歳以上の被保険者数の推移、待機者数の状況等を踏まえ必要に応じて見直します。

【8】新規整備の主な条件等

- (1) 特別養護老人ホームの施設運営は、民設民営を基本とします。
- (2) 東京都の施設整備基本指針によりユニット型（個室）での整備を基本とします。ただし、低廉な価格での利用ニーズに配慮し、多床室の整備も必要となることから、100床以上の施設を整備する場合は、プライバシーを確保したうえで定員の3割を多床室とすることを原則とします。
- (3) 高齢者とともに障害者にも対応した短期入所生活介護を定員の1割併設するなど、共生社会の構築に資するサービスや機能を併設することを原則とします。

【9】今後の整備スケジュール（予定）

No		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
1	東小松川一丁目		20床 増床予定					
2	北小岩一丁目		80床 6月開設予定					
3	南葛西三丁目			115床 6月開設予定				
4	新規整備①		公募 1施設			開設		} 合計 330床程度
5	新規整備②		公募 1施設			開設		
6	新規整備③			公募 1施設		開設		

②介護老人保健施設

- ・ 介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人保健施設	1,081	1,058	1,003	1,014	1,014	1,014

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は供給量見込み

③介護療養型医療施設

- ・ 病院又は診療所の療養病床等に入院している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護療養型医療施設	115	44	10	9	8	0

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は供給量見込み

※令和 5 年度に廃止予定（江戸川区内の介護療養型医療施設は、令和元年度までに介護医療院に転換済み）

④介護医療院

- ・ 長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護医療院	2	61	93	124	125	130

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は供給量見込み

(4) 地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。
- ・利用者は区民に限定され、区が事業者の指定や監督を行います。
- ・地域密着型サービスには、以下の①から⑨のサービスがあります。
- ・なお、下記⑥⑦⑧には必要利用定員総数を設定します。必要利用定員総数を超えるような状態が生じた場合、区は事業者の指定を拒否することができるため、日常生活圏域ごとの過不足を見据え、事業者指定を行っていきます。

■地域密着型サービスの類型

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護
- ④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ⑤小規模多機能型居宅介護
- ⑥認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ⑨看護小規模多機能型居宅介護

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・重度の要介護者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが連携しながら、定期巡回訪問又は通報に応じた随時訪問による対応を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	38	46	46	62	85	119

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	3	4	6	船堀	3	4	5
小岩	8	11	15	二之江	2	2	3
鹿骨	7	9	13	宇喜田・小島	5	7	10
瑞江	5	7	10	長島・桑川	2	3	4
篠崎	3	4	6	葛西南部	2	3	4
松江北	5	7	10	葛西中央	6	8	11
松江南	3	5	7	小松川平井	6	8	11
一之江	2	3	4	全区	62	85	119

②夜間対応型訪問介護

- ・在宅で生活する中・重度の要介護者に対し、夜間の定期的な巡回訪問又は通報に応じた随時訪問により、訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
夜間対応型訪問介護	95	61	52	57	54	52

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、適正に運営できる事業者の確保を図ります。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	3	3	3	船堀	2	2	2
小岩	7	7	6	二之江	2	2	1
鹿骨	6	6	6	宇喜田・小島	5	4	4
瑞江	5	4	4	長島・桑川	2	2	2
篠崎	3	3	3	葛西南部	2	2	2
松江北	5	4	4	葛西中央	5	5	5
松江南	3	3	3	小松川平井	5	5	5
一之江	2	2	2	全区	57	54	52

③地域密着型通所介護

- ・要介護者に対し、定員 18 人以下のデイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型通所介護	(人)	2,215	2,200	1,912	2,174	2,164	2,143
	(回)	19,731	19,499	17,364	18,853	18,694	18,516

※令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・近年、小規模通所介護事業者が多く参入している状況から、事業者の実態把握を行いつつ利用者のニーズを見極めながら、質の向上に資するよう、適正な事業者指定に努めていきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	105	105	104	船堀	95	94	93
小岩	271	270	267	二之江	62	62	61
鹿骨	238	237	235	宇喜田・小島	174	173	171
瑞江	174	173	172	長島・桑川	68	67	67
篠崎	116	115	114	葛西南部	76	76	75
松江北	180	180	178	葛西中央	210	209	207
松江南	125	124	123	小松川平井	205	204	202
一之江	75	75	74	全区	2,174	2,164	2,143

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

(認知症デイサービス)

- ・ 認知症の要支援・要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援や機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型通所介護	(人)	286	282	251	274	269	264
	(回)	2,882	2,969	2,709	2,947	2,918	2,895
介護予防認知症対応型通所介護	(人)	1	1	1	1	1	1
	(回)	2	2	1	1	1	1
合計	(人)	287	283	252	275	270	265
	(回)	2,884	2,971	2,710	2,948	2,919	2,896

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※認知症対応型通所介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防認知症対応型通所介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等、他の介護サービスとの併設も視野に入れ、整備を行っていきます。
- ・ 整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	13	13	13	船堀	12	12	12
小岩	34	34	33	二之江	8	8	8
鹿骨	30	30	29	宇喜田・小島	22	22	21
瑞江	22	22	21	長島・桑川	8	8	8
篠崎	15	14	14	葛西南部	10	9	9
松江北	23	22	22	葛西中央	27	26	26
松江南	16	16	15	小松川平井	26	25	25
一之江	9	9	9	全区	275	270	265

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 要支援・要介護者に対し、通い、訪問又は泊まりのサービスを提供し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護	241	255	251	270	297	324
介護予防 小規模多機能型居宅介護	17	22	18	20	22	24
合計	258	277	269	290	319	348

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※小規模多機能型居宅介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防小規模多機能型居宅介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 在宅生活を継続するために必要なサービスと位置づけ、日常生活圏域ごとに整備することを目標とします。
- ・ 整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。
- ・ 単独での整備が難しい場合には、認知症高齢者グループホームなどとの併設型も視野に含めて検討していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	14	15	17	船堀	13	14	15
小岩	36	40	43	二之江	8	9	10
鹿骨	32	35	38	宇喜田・小島	23	25	28
瑞江	23	26	28	長島・桑川	9	10	11
篠崎	16	17	18	葛西南部	10	11	12
松江北	24	27	29	葛西中央	28	31	34
松江南	17	18	20	小松川平井	27	30	33
一之江	10	11	12	全区	290	319	348

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

- ・ 認知症の要支援・要介護者に対し、認知症高齢者グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型共同生活介護	628	652	665	710	745	781
介護予防 認知症対応型共同生活介護	9	11	9	9	10	10
合計	637	663	674	719	755	791

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)は供給量見込み

※認知症対応型共同生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

※介護予防認知症対応型共同生活介護(予防給付)の対象は要支援2の人

〈 整備の方向性 〉

- ・ 今後も増加が見込まれる認知症の人に対する居住系サービスの主流として位置づけていきます。
- ・ 日常生活圏域ごとにみると、現状の整備状況に偏在がみられることから、事業者の参入意向を考慮しながらも、ある程度均等に整備されるよう誘導を図っていきます。
- ・ 整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位:人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	35	36	38	船堀	31	33	35
小岩	90	94	99	二之江	21	22	23
鹿骨	79	83	87	宇喜田・小島	57	60	63
瑞江	58	61	63	長島・桑川	22	24	25
篠崎	38	40	42	葛西南部	25	26	28
松江北	60	63	66	葛西中央	69	73	76
松江南	41	43	45	小松川平井	68	71	74
一之江	25	26	27	全区	719	755	791

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	36	2	36	2	36	2
小岩	81	5	81	5	99	6
鹿骨	124	7	124	7	124	7
瑞江	54	3	54	3	54	3
篠崎	63	3	63	3	63	3
松江北	54	3	54	3	72	4
松江南	45	2	45	2	45	2
一之江	9	1	27	2	27	2
船堀	18	1	36	2	36	2
二之江	35	2	35	2	35	2
宇喜田・小島	54	3	54	3	54	3
長島・桑川	36	2	36	2	36	2
葛西南部	18	1	18	1	18	1
葛西中央	90	5	90	5	90	5
小松川平井	54	3	72	4	72	4
全区	771	43	825	46	861	48

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

(小規模介護専用型有料老人ホーム等)

- ・定員が 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者に対し、当該施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型特定施設入居者生活介護	16	18	17	18	18	18

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績
 ※令和 3 年度 (2021 年度)～5 年度 (2023 年度) は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・他の地域密着型サービスとの併設など、事業者の参入意向を踏まえながら整備を検討していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位:人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	2	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	1	1	1	葛西中央	2	2	2
松江南	1	1	1	小松川平井	1	1	1
一之江	1	1	1	全区	18	18	18

〔 日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み 〕

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	0	0	0	0	0	0
小岩	0	0	0	0	0	0
鹿骨	0	0	0	0	0	0
瑞江	0	0	0	0	0	0
篠崎	18	1	18	1	18	1
松江北	0	0	0	0	0	0
松江南	0	0	0	0	0	0
一之江	0	0	0	0	0	0
船堀	0	0	0	0	0	0
二之江	0	0	0	0	0	0
宇喜田・小島	0	0	0	0	0	0
長島・桑川	0	0	0	0	0	0
葛西南部	0	0	0	0	0	0
葛西中央	0	0	0	0	0	0
小松川平井	0	0	0	0	0	0
全区	18	1	18	1	18	1

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

- ・定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	50	49	48	20	20	20

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・施設の形態としては、通いの機能など地域との交流が可能なサービスとの併設型を基調とします。
- ・整備にあたっては、必要に応じ国の交付金等を活用していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	1	1	1	船堀	1	1	1
小岩	2	2	2	二之江	1	1	1
鹿骨	2	2	2	宇喜田・小島	1	1	1
瑞江	1	1	1	長島・桑川	1	1	1
篠崎	1	1	1	葛西南部	1	1	1
松江北	2	2	2	葛西中央	2	2	2
松江南	1	1	1	小松川平井	2	2	2
一之江	1	1	1	全区	20	20	20

[日常生活圏域別必要利用定員総数及びか所数の見込み]

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	定員	か所	定員	か所	定員	か所
北小岩	0	0	0	0	0	0
小岩	0	0	0	0	0	0
鹿骨	20	1	20	1	20	1
瑞江	0	0	0	0	0	0
篠崎	0	0	0	0	0	0
松江北	0	0	0	0	0	0
松江南	0	0	0	0	0	0
一之江	0	0	0	0	0	0
船堀	0	0	0	0	0	0
二之江	0	0	0	0	0	0
宇喜田・小島	0	0	0	0	0	0
長島・桑川	0	0	0	0	0	0
葛西南部	0	0	0	0	0	0
葛西中央	0	0	0	0	0	0
小松川平井	0	0	0	0	0	0
全区	20	1	20	1	20	1

⑨看護小規模多機能型居宅介護

- ・医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助（訪問看護）を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
看護小規模多機能型居宅介護	21	20	19	19	39	68

※平成30・令和元年度は年度平均実績、令和2年度は4月～11月審査分平均実績

※令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）は供給量見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・在宅生活を継続するために必要なサービスとして位置づけ、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。

〔 日常生活圏域別利用者数の見込み 〕

単位：人

日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	日常生活圏域	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北小岩	1	2	3	船堀	1	2	3
小岩	2	5	9	二之江	1	1	2
鹿骨	2	4	8	宇喜田・小島	1	3	5
瑞江	1	3	5	長島・桑川	1	1	2
篠崎	1	2	4	葛西南部	1	2	2
松江北	1	3	6	葛西中央	2	4	7
松江南	1	2	4	小松川平井	2	4	6
一之江	1	1	2	全区	19	39	68

(5) 介護予防・生活支援サービス

①訪問型サービス・通所型サービス

- ・要支援 1～2 及び基本チェックリストの実施による介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、区が指定する介護サービス事業者等、多様な担い手が日常生活の手助けとなる訪問型、通所型などの生活機能維持向上のためのサービスを提供します。

単位：人／月

	実績			計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス	1,714 人	1,627 人	1,527 人	1,733 人	1,799 人	1,855 人
通所型サービス	3,222 人	3,191 人	2,641 人	3,398 人	3,527 人	3,636 人
合計	4,936 人	4,818 人	4,168 人	5,131 人	5,326 人	5,491 人

※平成 30・令和元年度は年度平均実績、令和 2 年度は 4 月～11 月審査分平均実績

※令和 3 年度（2021 年度）～5 年度（2023 年度）は利用見込み

〈 整備の方向性 〉

- ・介護予防を目的とし、自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう実施します。
- ・通所型サービスを中心に、介護事業者に加え N P O 法人など多様な主体による多様なサービスが創設されるなど順調に推移しています。今後は、通所型サービスだけではなく訪問型サービスも含めて、多様な主体による多様なサービスの導入を推進していくことにより、介護予防・日常生活に係る効果的な支援を実施します。

(6) 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み

以下は、江戸川区における地域支援事業の主要事業と事業量の見込みです。

〔 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み 〕

事業の分類	主要事業名		事業量見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 介護予防・日常生活支援総合事業	サービス訪問型	国基準と同等又は緩和型サービス	21,000 件	21,800 件	22,500 件
	サービス通所型	国基準と同等又は緩和型サービス	41,300 件	42,900 件	44,200 件
	介護予防ケアマネジメント		43,200 件	44,900 件	46,300 件
	介護予防教室		2,000 人	2,000 人	2,000 人
	熟年介護サポーター		470 人	510 人	550 人
	介護予防把握事業		72,200 人	72,300 人	73,600 人
② 包括的支援事業	総合相談・支援		実施	実施	実施
	高齢者の権利擁護		実施	実施	実施
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		実施	実施	実施
	生活支援体制整備		実施	実施	実施
	医療・介護連携		実施	実施	実施
	認知症施策の推進		実施	実施	実施
③ 任意事業	介護者交流会等		1,500 人	1,500 人	1,500 人

2 介護保険財政の実績と見込み

(1) 介護保険財政の3年間のまとめ

① 保険給付費等決算額

[保険給付費等決算額]

	平成30年度		令和元年度		令和2年度(予算)	
	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比
居宅サービス給付費	20,426,116	54.71%	21,724,594	55.36%	23,805,379	55.37%
施設サービス給付費	9,667,400	25.89%	9,913,851	25.26%	10,653,851	24.78%
地域密着型サービス給付費	5,269,526	14.11%	5,376,078	13.70%	6,015,864	13.99%
高額介護サービス費	1,008,345	2.70%	1,152,519	2.94%	1,351,528	3.14%
高額医療合算介護サービス費	70,886	0.19%	169,669	0.43%	158,565	0.37%
特定入所者介護サービス費	855,220	2.29%	862,231	2.20%	962,171	2.24%
審査支払手数料	40,126	0.11%	42,753	0.11%	43,928	0.10%
保険給付費計	37,337,621	100.00%	39,241,694	100.00%	42,991,286	100.00%
地域支援事業費	1,941,452		1,912,212		2,174,128	
合計	39,279,073		41,153,907		45,165,414	

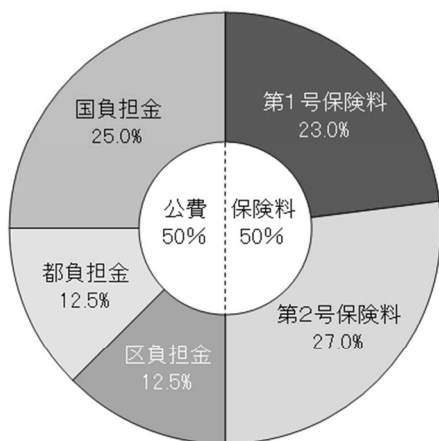
※各費目には、介護予防分を含む

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

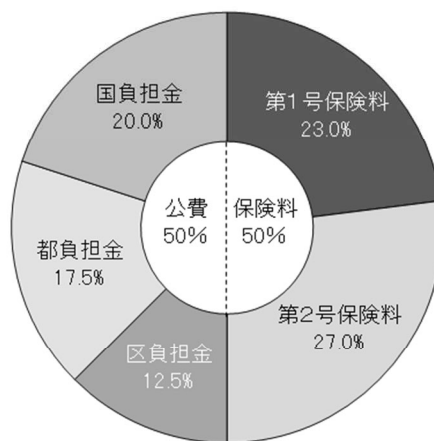
(2) 保険給付費財源の財源構成及び内訳

〔 第7期介護保険給付費の財源構成 〕

居宅サービス給付費

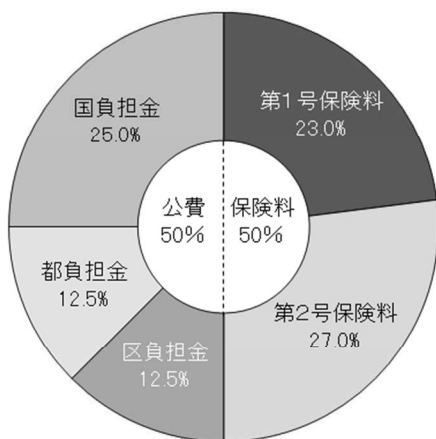


施設サービス等給付費

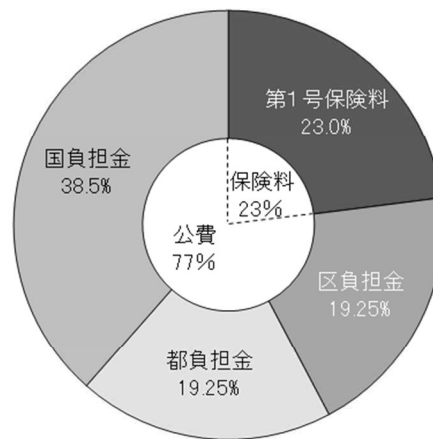


〔 第7期地域支援事業費の財源構成 〕

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業費、任意事業費



※国負担金には、調整交付金を含む

[保険給付費財源内訳]

		平成30年度		令和元年度		令和2年度(予算)	
		負担額 (千円)	構成比	負担額 (千円)	構成比	負担額 (千円)	構成比
公費・保険料対象給付費総額		39,279,073	100.00%	41,153,907	100.00%	45,165,414	100.00%
公 費	国庫負担金	7,351,545	18.72%	7,712,850	18.74%	8,430,593	18.67%
	調整交付金	1,545,704	3.94%	1,755,880	4.26%	1,634,132	3.62%
	東京都負担金	5,644,130	14.37%	5,908,864	14.36%	6,494,872	14.38%
	区負担金	4,945,531	12.59%	5,182,990	12.59%	5,688,785	12.60%
	公 費 計	19,486,910	49.61%	20,560,584	49.96%	22,248,382	49.26%
保 険 料	第2号被保険者の保険料	10,460,556	26.63%	10,966,495	26.65%	12,022,223	26.62%
	第1号被保険者の保険料	9,002,604	22.92%	8,420,911	20.46%	9,229,598	20.44%
	介護給付費準備基金取崩額	224,691	0.57%	836,696	2.03%	1,031,067	2.28%
	低所得者保険料軽減分	104,312	0.27%	369,221	0.90%	634,144	1.40%
	保険料計	19,792,163	50.39%	20,593,323	50.04%	22,917,032	50.74%

※公費・保険料は、次年度で精算するため、当該年度の介護保険事業特別会計決算額とは一致しない

※公費・保険料対象給付費総額は、返還金等が生じているため、当該年度の保険給付費決算額とは一致しない

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

(3) 保険料の収納状況及び使途

[第1号被保険者の保険料収納状況及び使途]

			平成30年度		令和元年度		令和2年度(予算)	
			収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率
保険料収納額			9,756,442	95.81%	9,574,848	96.29%	9,242,484	95.70%
内 訳	現年分	特別徴収	8,358,662	100.00%	8,254,522	100.00%	8,030,414	100.00%
		普通徴収	1,308,159	88.73%	1,243,164	89.41%	1,154,208	86.85%
	滞納繰越分		89,621	24.50%	77,161	24.32%	57,863	19.38%

		支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比
		使 途 内 訳	保険給付費	8,686,864	89.04%	8,250,380	86.16%
地域支援事業費	355,269		3.64%	317,413	3.32%	369,212	3.99%
介護給付費準備基金積立金	703,603		7.21%	997,053	10.41%	1	0.00%
その他(還付金等)	10,706		0.11%	10,000	0.10%	11,041	0.12%

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

(4) 介護給付費準備基金

- ・令和2年度末の基金残高見込み額は約36億2,447万円となっています。

3 保険給付費等及び保険料の見込み額

(1) 保険給付費を推計する上での主な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症の流行下における自粛・行動抑制等が、高齢者の心身の状況に影響を与えている可能性があります。
- ・令和3年度(2021年度)介護報酬改定は、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保」を図るため、改定率全体としては0.7%の引き上げが行われます。
- ・介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、令和3年8月より、特定入所者介護サービス費の食費居住費の助成及び高額介護サービス費における自己負担上限額の見直しが行われます。

(2) 計画期間における保険給付費等見込み額

- ・上記の留意点に加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込み量を推計した結果、第8期(令和3年度～令和5年度)の3年間に必要な保険給付費等は、合計で約1,493億円と見込まれます。

[保険給付費等見込み額]

単位:千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
居宅サービス給付費	25,852,954	27,217,525	28,445,022	81,515,501
地域密着型サービス給付費	5,701,471	5,853,540	6,186,104	17,741,115
施設サービス給付費	11,324,030	12,091,646	12,516,385	35,932,061
特定入所者介護サービス費	816,968	737,252	756,809	2,311,030
その他の給付費	1,602,619	1,676,733	1,752,247	5,031,599
地域支援事業費	2,196,986	2,255,954	2,305,508	6,758,448
合計	47,495,028	49,832,650	51,962,074	149,289,752

※居宅サービス給付費には、居宅介護支援費、特定福祉用具購入費、住宅改修費を含む

※その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合計

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計に一致しない場合がある

〔 地域支援事業の費用見込み額 〕

単位:千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	1,524,572	1,580,869	1,628,554	4,733,995
包括的支援事業・任意事業	672,414	675,085	676,954	2,024,453
合 計	2,196,986	2,255,954	2,305,508	6,758,448

※各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計に一致しない場合がある

(3) 介護給付費準備基金の活用

- ・江戸川区では、第7期計画期間においても安定した介護保険財政の運営が進められており、令和2年度末の介護給付費準備基金残高は約36億2,447万円になると見込まれています。この基金の一部を取り崩すことにより、第8期保険料の上昇抑制に充てることが可能です。
- ・第8期においては、約31億6千万円を投入し、保険料の上昇を抑えるために活用します。

(4) 第8期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉

- ・(1) から(3) までの諸条件等をもとに、第8期(令和3年度～令和5年度)の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料を試算すると、以下のとおりとなります。

(保険料の算出方法は、144～145 ページを参照)

〔 第8期(令和3年度～令和5年度)の保険料基準額 〕

月額 5,900円

- ・介護報酬の改定等を踏まえ、サービス見込量等を精査するとともに、適正な負担水準等を考慮し、介護給付費準備基金を投入することにより、基準額を5,900円としました。

(5) 第1号被保険者の所得段階別保険料

- ・国においては、標準の段階設定を、第7期に引き続き9段階としています。ただし、段階を判断する基準所得金額については、第7期と比較し、7～9段階に変更がありました。
- ・江戸川区においては、より所得に見合った保険料を設定するため、国の標準段階にならない、所得区分及び料率の見直し、保険料段階の更なる多段階化を行い、第8期の保険料段階を16段階とした上で、一部料率を見直します。また、第1～3段階には第7期に引き続き公費を投入して、基準額に対する料率を引き下げ、低所得者に配慮した保険料とします。

〔 江戸川区における保険料段階の対応 〕

	第1期 (H12～ 14年度)	第2期 (H15～ 17年度)	第3期 (H18～ 20年度)	第4期 (H21～ 23年度)	第5期 (H24～ 26年度)	第6期 (H27～ 29年度)	第7期 (H30～ R2年度)	第8期 (R3～ R5年度)
江戸川区における 保険料段階	5段階	6段階	7段階	8段階 9区分	12段階 14区分	15段階	15段階	16段階
介護保険法 による 保険料段階	5段階以上	5段階以上	6段階以上	6段階以上	6段階以上	9段階以上	9段階以上	9段階以上

〔 第 8 期(令和 3 年度～令和 5 年度)における所得段階別保険料 〕

※保険料基準額:年額 70,800 円(月額 5,900 円)

所得段階	対 象 者		基準額に 対する料率	保険料 (月額)
第 1 段階	生活保護を受けている方		基準額 ×0.5 ↓ ×0.3 (公費投入 0.2)	2,950 円 ↓ 1,770 円
	住世 民 帯	老齢福祉年金の受給者 前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方		
第 2 段階	税 全 非	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	基準額 ×0.75 ↓ ×0.5 (公費投入 0.25)	4,425 円 ↓ 2,950 円
第 3 段階	課 員 税 が	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75 ↓ ×0.7 (公費投入 0.05)	4,425 円 ↓ 4,130 円
第 4 段階	住 民 税 非 課 税 者 が い る	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.90	5,310 円
第 5 段階	世 帯 税 課 税 者 が い る	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	基準額	5,900 円
第 6 段階	本 人 が 住 民 税 課 税 者 が い る	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	7,080 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	7,670 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	8,850 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.70	10,030 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.95	11,505 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額×2.20	12,980 円
第 12 段階		合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	基準額×2.45	14,455 円
第 13 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満の方	基準額×2.70	15,930 円
第 14 段階		合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の方	基準額×3.00	17,700 円
第 15 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満の方	基準額×3.30	19,470 円
第 16 段階	合計所得金額が 3,000 万円以上	基準額×3.60	21,240 円	

[参考 : 第 7 期(平成 30 年度～令和 2 年度)における所得段階別保険料]

※保険料基準額:年額 64,800 円(月額 5,400 円)

料率は令和 2 年度

所得段階	対象者		基準額に対する料率	保険料(月額)
第 1 段階	生活保護を受けている方		基準額 ×0.5 ↓	2,700 円 ↓
	住世	高齢福祉年金の受給者 前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	×0.3 (公費投入 0.2)	1,620 円
第 2 段階	民帯 税 全 非	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	基準額 ×0.75 ↓ ×0.5 (公費投入 0.25)	4,050 円 ↓ 2,700 円
		前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75 ↓ ×0.7 (公費投入 0.05)	4,050 円 ↓ 3,780 円
第 3 段階	課 員 税 が	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	基準額 ×0.75 ↓ ×0.7 (公費投入 0.05)	4,050 円 ↓ 3,780 円
第 4 段階	が住 い民 る税 課 世 帯 者	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び 合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	4,860 円
第 5 段階		本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び 合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	基準額	5,400 円
第 6 段階	本 人 が 住 民 税 課 税 者	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.20	6,480 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.30	7,020 円
第 8 段階		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 ×1.50	8,100 円
第 9 段階		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額 ×1.70	9,180 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.90	10,260 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×2.10	11,340 円
第 12 段階		合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	基準額 ×2.30	12,420 円
第 13 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満の方	基準額 ×2.50	13,500 円
第 14 段階		合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の方	基準額 ×2.75	14,850 円
第 15 段階	合計所得金額が 2,000 万円以上の方	基準額 ×3.00	16,200 円	

(6) 2025年、2040年のサービス水準の推計

- ・これまで、介護保険制度においては、介護サービスの確保のみならず、熟年者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくため、地域包括ケアシステムを深化・推進させてきました。
- ・第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)が近づく中、さらに先を展望し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備や高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められています。
- ・このことを踏まえ、保険給付費等の総額を推計した結果、令和元年度(決算額)の約412億円から、令和7年度(2025年度)には約542億円と約1.3倍に増加し、介護保険料(月額)も、7,100円程度に上昇すると見込まれます。さらに、令和22年度(2040年度)には、約562億円と約1.4倍に増加し、介護保険料(月額)も、8,400円程度に上昇すると見込まれます。




[令和7年(2025年)のサービス水準]

	令和7年度(2025年度)
保険給付費等	約542億円
介護保険料(月額)	7,100円程度

[令和22年(2040年)のサービス水準]

	令和22年度(2040年度)
保険給付費等	約562億円
介護保険料(月額)	8,400円程度

[参考 : 保険給付費算定までのながれ]

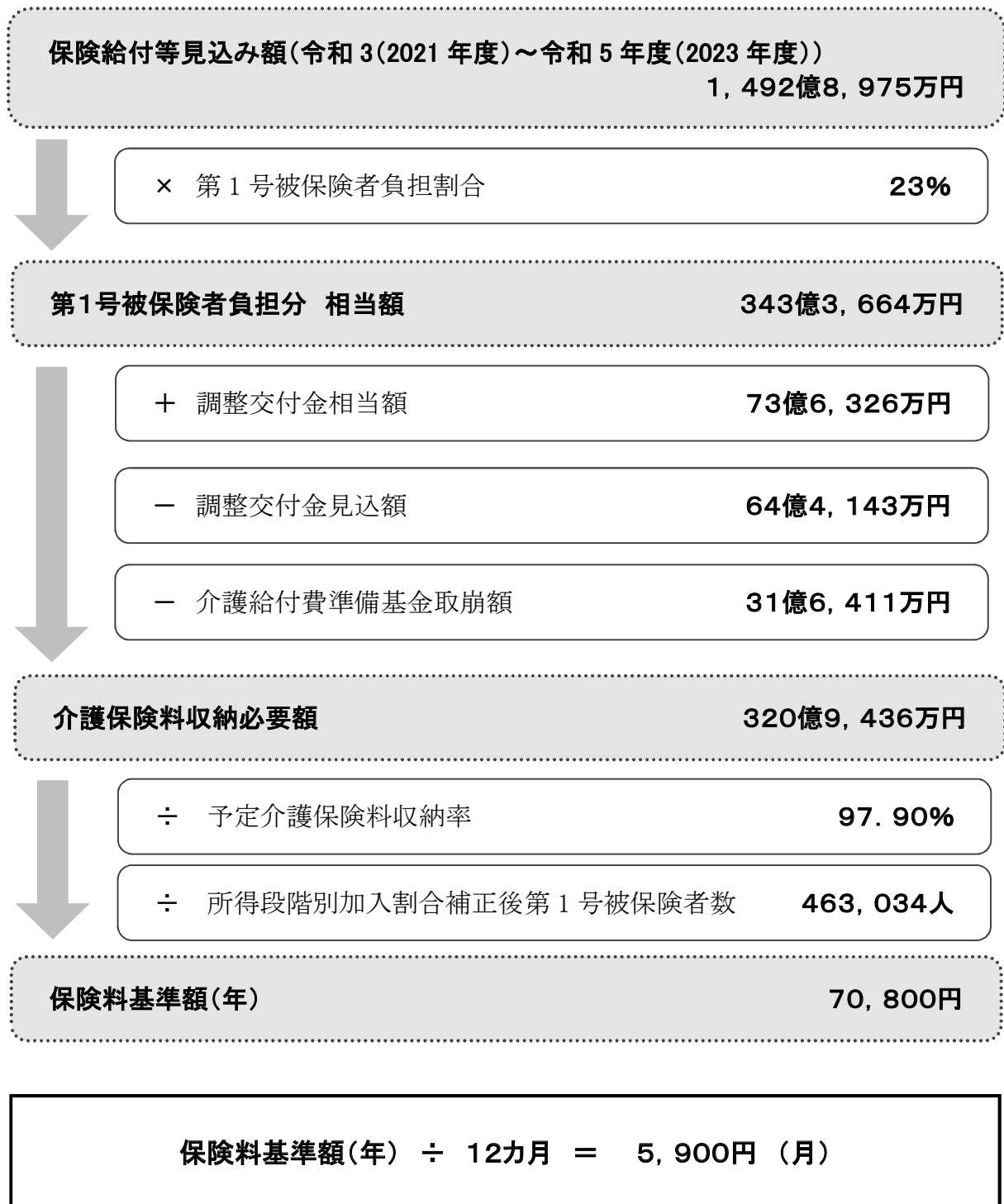
<p>人口及び 要介護認定者数 の推計</p> 	①	高齢者人口(第1号被保険者数)の推計 (令和3年度～令和5年度、以下同様)
	②	①に、実績を踏まえ、要介護認定者数を自然体推計 ・要介護認定者数＝被保険者数×要介護認定率
	③	②に、介護予防等施策を反映して、要介護認定者数を推計
<p>施設・居住系 サービス見込み量 の推計</p> 	④	③から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・要介護認定者数×各サービス利用率
	⑤	④に、今後のサービスの整備方針等を踏まえ、利用者数を設定して推計
<p>居宅サービス 見込み量の推計</p> 	⑥	③から⑤の施設・居住系サービス利用者数を除いた居宅サービス対象者数から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・居宅サービス対象者数(要介護認定者数－施設・居住系サービス利用者数)×各サービス利用率
	⑦	⑥に、今後のサービスの充実方針等を反映して、利用者数を推計
	⑧	⑦から、近年の実績を踏まえ、居宅サービス利用量を推計 ・居宅サービス利用者数×1人あたり利用回(日)数
<p>保険給付費 の推計</p>	⑨	施設・居住系サービス給付費＝利用者数×1人あたりサービス給付費 居宅サービス給付費＝利用量×1回(日)あたりサービス給付費 ・介護報酬改定率等の影響を反映する

※上記の「施設サービス」には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

※上記の「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

※上記の「居宅サービス」は、居宅サービス及び地域密着型サービス(施設・居住系サービスに該当するサービスを除く)を指す

[参考 : 介護保険料基準額算定までの流れ]



4 介護保険事業を円滑に推進するための施策

(1) サービス利用等における低所得者への配慮

【現状】

- ・介護保険制度は、原則として利用料の一部を利用者が負担する仕組みとなっています。しかし、高額な利用料や住宅改修費の支払いが困難な人に対しては、円滑なサービス利用を進めるための助成制度等を設けています。

【方向】

- ・低所得者が必要なサービスを利用できるための支援を、以下のとおり、引き続き展開していきます。

〔法定事項〕 ・ 特定入所者介護サービス費

・ 高額介護サービス費

・ 高額医療合算介護サービス費

〔国・都の制度〕 ・ 生計困難者等への利用者負担額軽減制度事業

〔江戸川区〕 ・ 江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業

〔独自制度〕 ・ 江戸川区高額介護サービス費等資金貸付事業

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
特定入所者介護サービス費	862,231 千円	866,373 千円	816,968 千円	736,562 千円	758,942 千円
高額介護サービス費	1,152,519 千円	1,229,583 千円	1,367,733 千円	1,433,779 千円	1,500,333 千円
高額医療合算介護サービス費	169,669 千円	158,565 千円	185,375 千円	191,091 千円	197,516 千円
生計困難者等への 利用者負担額軽減制度事業					
・認定証交付者数	26 人	30 人	30 人	30 人	30 人
・事業者補助金	1,219 千円	1,889 千円	1,889 千円	1,889 千円	1,889 千円
介護保険サービス利用者 負担額の助成(区)					
・認定証交付者数	21 人	19 人	19 人	19 人	19 人
・助成額	2,154 千円	2,252 千円	2,137 千円	2,137 千円	2,137 千円
高額介護サービス費等資金 の貸付(区)	0 件 0 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円	1 件 100 千円

(2) 介護人材の確保に向けた各種事業の実施

【現状】

- ・ 介護人材の新たな確保とともに、定着を図ることにより、中堅職員などを育成することが喫緊の課題となっています。

【方向】

- ・ 資格の取得を目指す学生等に、区内介護事業所での就労を条件に経費を助成する「介護福祉士育成給付金」や「介護職員初任者研修等受講費用助成事業」により、新規人材の確保を図ります。
- ・ 就労やボランティア活動を希望する方や介護に関心がある方などを対象に、「介護の担い手研修」や「介護はじめてセミナー」を開催し、裾野の拡大を図ります。
- ・ 区内介護保険サービス事業所を対象に、「介護人材採用力強化セミナー」を実施し、介護事業者が求める人材を適切に確保できるよう、職員採用や離職防止のノウハウの習得を支援します。
- ・ 災害時の二次避難所に指定され、災害対応職員を配置する事業者に宿舍借り上げ経費を補助する「介護職員宿舍借り上げ支援事業」により、人材確保とともに災害対策の推進を図ります。
- ・ 3年以内に6割が離職する現状を踏まえ、一定年数事業所で働いた常勤職員に対し、奨励金を支給する「介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業」により、職員の定着と中堅職員の育成、ひいてはサービスの質向上を図ります。

	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護福祉士育成給付金	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件
介護職員初任者研修等 受講費用助成事業	32 件	17 件	50 件	50 件	50 件
介護の担い手研修	104 人	90 人	100 人	100 人	100 人
介護はじめてセミナー	13 人	25 人	30 人	30 人	30 人
福祉のしごと相談会・面接 会	51 人	77 人	80 人	80 人	80 人
介護人材採用力強化セミナー	29 人	140 人※	60 人	60 人	60 人
介護職員宿舍借り上げ支 援事業	0 か所	1 か所	5 か所	6 か所	7 か所
介護・福祉人材緊急確保・ 定着奨励金事業	—	実施	継続	継続	継続

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

(3) サービスの質の向上のための方策

①介護サービス従事者の資質向上

【現状】

- ・サービスの質の向上を図るため、医療と介護の関係者による「顔の見える関係づくり」を進めております。さらには、多職種連携を目的とした各種研修を行い、資質の向上や連携体制の強化に取り組んでいます。

【方向】

- ・医療と介護の連携など多職種連携の推進を目的とした会議や研修などを開催し、さらなる体制強化などを進めていきます。

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
多職種連携研修 (令和元年度) 意思決定支援、感染症予防、 生活保護制度、 成年後見制度 自立支援のための地域づくり (令和2年度) 感染症対策、防災、 高齢者虐待、生活保護制度 ヤングケアラー	5回 796人	5回 2,535人※	課題に応じて プログラム再編		
在宅医療・介護連携研修 (令和元年度) 口腔ケア、服薬、在宅療養 入退院支援 (令和2年度) 認知症、口腔ケア、 終末期ケア、入退院支援	4回 503人	4回 2,028人※			
	9回 1,299人	9回 4,563人※			

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

②各種団体への支援

【現状】

- ・「NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会」や「江戸川区訪問介護事業者連絡会」、「江戸川区訪問看護ステーション連絡会」、「江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会」などが組織されており、多職種による連携が深まりつつあります。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設についても連絡会等が組織されており、緊密な情報交換が行われています。

【方向】

- ・今後も各種団体の自主的な取組を支援し、質の向上に努めていきます。
- ・介護人材の確保や育成を支援するため、区内介護事業所に就職を希望する方への支援や介護事業所を対象としたセミナーなどを行っていきます。
- ・多職種連携を推進する支援事業を実施していきます。

		実績		計画		
		令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
各種 連絡 会	ケアマネジャー等研修	9回 1,299人	9回 4,563人※	継続	継続	継続
	江戸川区訪問介護 事業者連絡会	自主運営	継続	継続	継続	継続
	江戸川区地域密着型 サービス事業者連絡会	自主運営	継続	継続	継続	継続
	福祉のしごと相談・面接会 (地域密着型面接会)	10月開催 参加:51人	10月開催 参加:77人	継続	継続	継続
	介護はじめてセミナー	1回 13人	1回 28人	60人	60人	60人
	介護の担い手研修	104人	88人	100人	100人	100人
	介護人材採用力強化セミ ナー	29法人	140法人※	実施	実施	実施

※動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

③介護サービス情報の公表と第三者評価の推進

【現状】

〈介護サービス情報〉

- ・利用者が各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分に合ったより良い事業者を選択することができるように、介護保険法に基づき、すべての事業者に対して介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務づけられています。

〈第三者評価〉

- ・介護保険サービスの評価は、各事業者による第三者評価等が進められています。
- ・地域密着型サービスで義務化されているサービスを中心に、受審できるよう支援をしています。

【方向】

〈介護サービス情報〉

- ・利用者が安心してサービスを選択・決定できるよう、ホームページで公表されている「介護サービス情報」の周知を行い、利用を促進していきます。

〈第三者評価〉

- ・第三者評価が義務化されていない事業者についても、サービスの質の向上を図るため、第三者の客観的評価を取り入れるよう意識啓発を行うとともに、併せて、利用者が事業者を選択する際の判断材料となるよう、評価結果を公表するよう指導していきます。
- ・義務化されている地域密着型サービス事業者に対する第三者評価受審の支援を引き続き実施し、介護サービスの質の向上に取り組むための事業運営を支援していきます。

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
認知症高齢者グループホーム 地域密着型介護老人福祉施設	33 施設 1 施設	30 施設 2 施設	継続	継続	継続
・とうきょう福祉ナビゲーション への掲載 ・制度のPR ・ホームページの利用促進	実施	継続	継続	継続	継続

④相談及び苦情対応の強化

【現状】

- ・区では、介護保険課と熟年相談室に身近な相談窓口を設置し、利用者、事業者双方の調整を行っています。
- ・相談窓口で受けた苦情は、区職員による電話や訪問、文書等で事業者に伝え、苦情対応状況の確認や事業者内でのサービス改善を促しています。

【方向】

- ・熟年相談室の総合相談機能の整備を推進し、苦情対応の充実と強化を図ります。
- ・必要に応じて調査やサービスの改善に向けた助言を実施するなどきめ細かに対応し、利用者等からの苦情をきっかけとして、サービスの質の維持・向上に有効に役立てていきます。

		実績		計画		
		令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
熟年相談室設置数		27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)
相談 人数	熟年相談室	62,513 人	63,000 人	63,500 人	64,000 人	64,500 人
	介護保険課	8,859 人	7,400 人	8,800 人	8,800 人	8,800 人
健康サポートセンター		8 か所	8 か所	継続	継続	継続
苦情受付 (介護保険課・ 熟年相談室)		58 件	50 件	継続	継続	継続

⑤介護給付適正化計画に基づく事業者指導等

【現状】

- ・都の介護給付適正化計画に基づき、区は給付の適正化について、具体的な目標を定めています。

【方向】

- ・介護給付適正化とは、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度に資するものです。
- ・今後、すべての団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらにはすべての団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、介護給付の適正化を一層推進していきます。

〔適正化プログラムに基づく事業計画〕

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
認定調査結果の全件点検	実施	実施	継続	継続	継続
ケアプラン点検	実施(152件)	実施(187件)	継続	継続	継続
福祉用具・住宅改修の 実地調査	実施(108件)	実施(120件)	継続	継続	継続
介護給付費通知の送付	実施(年1回)	実施(年1回)	継続	継続	継続
縦覧点検・医療情報との 突合	国保連委託	国保連委託 委託対象外 の実施準備	国保連委託 委託対象外 の実施	継続	継続

※「福祉用具・住宅改修の実地調査」の件数は、熟年者施策の「住まいの改造助成」の件数（全件実地調査）としており、その一部に介護保険を利用した改修が含まれる。

〔 事業者指導の計画 〕

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
地域密着型サービス等 (実地指導)	100 件	80 件	100 件	100 件	100 件
地域密着型サービス等 (集団指導)	3 件	2 件	3 件	3 件	3 件

5 権利擁護事業の充実

(1) 判断能力が低下した人への支援

【現状】

- ・日常生活上の判断能力に不安のある熟年者や障害者の相談・支援を行うため、社会福祉協議会に「安心生活センター」が設置されています。
- ・安心生活センターでは、日常の生活を支えるため、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う「安心生活サポート事業」や、成年後見制度の利用相談などを行っています。

【方向】

- ・今後、利用者は増加していくと考えられ、安心生活サポート事業、成年後見制度といった権利擁護事業について、必要な人が活用できるように周知を図るとともに、社会福祉協議会へも必要な支援を行います。
- ・また、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、利用促進につなげる様々な取組を進めます。そのため、安心生活センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置づけ、熟年相談室やなごみの家とも連携しながら利用者支援に努めます。
- ・さらに、弁護士・司法書士等の職能後見人への報酬を負担できない人に対して法人後見や報酬助成を行うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

(2) 高齢者虐待への対応

【現状】

- ・介護保険課、熟年相談室で高齢者虐待の相談・通報を受け付けています。相談・通報があった際には、区と熟年相談室が連携し、ケアマネジャーや関係機関等の協力による養護者のサポート、見守り、虐待被害者の保護等の対応を行っています。
- ・介護疲れや悩み等から高齢者虐待につながる恐れのあるケースについては、熟年相談室がケアマネジャーや民生・児童委員等と協力し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。
- ・虐待の認識がない場合等、通報に至らないケースもあるため、高齢者虐待に関する情報の周知を図り、相談の敷居を下げることで潜在化を防ぐ取組を行っています。この結果、近年通報件数が増加しています。
- ・老人福祉法上の措置案件など深刻なケースも増加しており、緊急性が高いものや困難なケースへの対応、ケース記録の作成・管理に係る関係職員の負担増は喫緊の課題となっているため、虐待の対応・体制の強化を図っています。
- ・医師会、弁護士会、臨床心理士、警察、介護サービス事業者、民生・児童委員などの支援ネットワークを活用して対応しています。

【方向】

- ・高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備えつつ、確実な記録を可能とする「高齢者虐待対応システム」を構築し、支援ネットワークを活用しながら専門家を交えたケア会議等の実施を推進することで、より効率的で効果的な対応の実現を図ります。
- ・熟年相談室の対応を強化するため、臨床心理士や弁護士などの専門家を交えた事例研修等を引き続き実施します。
- ・高齢者虐待の未然防止と早期発見のため、相談窓口を明確にするとともに、虐待の疑いを感じたらすぐに相談できるよう、区ホームページやSNS、ポスター等を活用し、露出度を上げることで啓発を図ります。
- ・高齢者虐待防止に関する研修や集団指導をさらに充実させ、虐待を早期発見できる環境づくりを進め、介護従事者による虐待防止を図ります。

6 介護保険事業の推進

(1) 公平・公正な要介護認定の実施

【現状】

- ・要介護認定審査及び判定を行う第三者機関として、医療・保健・福祉の各分野の専門家からなる介護認定審査会を設置し、公平・公正な要介護認定の実施に取り組んでいます。
- ・適切かつ公平な要介護認定を行うために、認定調査票の全件内容確認、認定調査員通信の発行、認定審査会委員・認定調査員の研修を行っています。
- ・新規申請者は、区職員か区が委託しているNPO法人江戸川区ケアマネジャー協会の調査員が、更新・変更申請者は、主に委託している居宅介護支援事業所の調査員が認定調査を担当・実施しています。

【方向】

- ・介護保険の要介護認定の公平性を保ち、介護保険サービスを安心して利用できるよう、引き続き全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切かつ迅速に実施されるよう持続可能な審査会の運営に取り組みます。
- ・介護認定審査会委員及び専門調査員、認定調査員、主治医に対する研修を充実し、より公平な要介護認定を推進します。

	実績		計画		
	令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
委員研修	2回	2回	継続	継続	継続
調査員研修	7回	4回	継続	継続	継続
認定調査員通信の発行	12回	4回	継続	継続	継続

(2) 各種介護保険事業の指定事務の実施

【 現 状 】

- ・地域密着型サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者及び居宅介護支援事業者については、地域の実情に応じた多様なサービス提供体制を確保するため、区が指定を行っています。
- ・いずれの事業についても、指定基準の遵守状況等を定期的に確認するため、6年ごとに指定更新を行っています。

【 方 向 】

地域密着型サービス

- ・公平・公正の観点から、地域密着型サービスの適正な実施を図るため、「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービス事業者の指定や指定拒否その他必要事項に関して、適宜意見聴取を行います。
- ・区では十分かつ質の高いサービス提供が確保されるよう、公募により、地域密着型サービスの指定候補事業者の選定を行っています。

介護予防・生活支援サービス

- ・新規指定、指定更新等の事務について、区が適切に行います。
- ・実地指導及び集団指導を通じ、適切な事業の推進を図ります。

居宅介護支援

- ・新規指定、指定更新等の事務について、区が適切に行います。
- ・ケアプラン点検、実地指導及び集団指導を通じ、事業者運営の適正化を図るとともに適切なケアマネジメントの推進及び給付の適正化を図ります。

(3) 業務効率化に向けた取組

- ・各種介護保険事業の指定申請等において、郵送による書類提出を可とし、提出書類を削減するなど、業務の効率化を進めてきました。
- ・今後も国や都の動向を注視し、継続的な見直しを行いながら、適宜、簡素化、標準化、ICT等の活用について取り組んでいきます。

(4) 共生型サービスの推進

【現状】

- ・障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所でサービスが利用できる観点や、限りのある福祉人材を有効に活用し、サービス提供するという観点から、高齢者や障害者(児)等がともに利用できる共生型サービスを実施する事業者が少しずつ増えています。

【方向】

- ・共生型サービスの推進にあたっては、介護サービス及び障害者(児)サービスの量や質の確保に留意し、整備を支援していきます。

(5) 介護保険事業計画の推進・評価

【現状】

- ・区では、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」、「江戸川区地域密着型サービス運営委員会」、「熟年相談室運営協議会」等において、計画の進捗状況の把握・点検等を行っています。

【方向】

- ・介護保険の現状や動向を随時、点検・評価していくとともに、要介護認定やサービス利用の動向などの様々な課題について、区民、事業者、関係機関等の声を聞きながら分析・検討し、計画の進捗状況の管理や評価を行います。

実績		計画		
令和元年度 実績	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2020年度)	令和5年度 (2021年度)
計画の推進・評価	第8期計画に 向けての 諸課題整理	計画の推進・評価	計画の推進・評価	第9期計画に 向けての 諸課題整理

資料



1 江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく江戸川区介護保険事業計画(以下「計画」という。)の進捗状況の検証及び改定を行うに当たり、熟年者の保健及び福祉の現況を明らかにするとともに、介護保険事業に係る保険給付等に係る計画の円滑な実施を図るため、江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を江戸川区長(以下「区長」という。)に報告する。

- (1) 計画の進捗状況の検証に関する事項
- (2) 計画の改定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、26名以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 医療保健関係者 6名以内
- (3) 社会福祉関係者 8名以内
- (4) 被保険者を代表する者 4名以内
- (5) 区内関係団体から推薦された者 3名以内
- (6) 江戸川区議会議員 2名以内
- (7) 江戸川区職員 1名

2 前項第4号に規定する被保険者を代表する者は、公募による者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命した日から3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(委員以外の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報償)

第9条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課計画係において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

2

江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討
委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属等
学識経験者	○ 太 田 貞 司	神奈川県立保健福祉大学
	澤 岡 詩 野	ダイヤ高齢社会研究財団
医 療 保 健 関 係 者	◎ 小 川 勝	江戸川区医師会
	○ 浅 岡 善 雄	
	金 沢 紘 史	江戸川区歯科医師会
	篠 原 昭 典	江戸川区薬剤師会
	藤 井 かおる	東京都医療社会事業協会
	上 村 和 子	江戸川区訪問看護ステーション連絡会
社 会 福 祉 関 係 者	林 義 人	江戸川区熟年者福祉施設連絡会
	三 田 友 和	NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会
	江 面 秀 樹	江戸川区訪問介護事業者連絡会
	梅 澤 宗一郎	江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会
	館 山 幸 子	熟年相談室（地域包括支援センター）
	大 越 利依子	江戸川区生活支援協議会
	山 口 昌 一	江戸川区民生・児童委員協議会
	山 崎 実	江戸川区社会福祉協議会
区 民 (被保険者)	寺 本 孝 行	公 募
	片 岡 英 枝	
	菊 地 智 恵	
	池 山 恭 子	
	中 川 泰 一	江戸川区連合町会連絡協議会
	村 田 清 治	江戸川区くすのきクラブ連合会
	石 井 恵 子	江戸川区ファミリーヘルス推進員会協議会
区議会議員	白 井 正三郎	江戸川区議会議員
	佐々木 勇 一	江戸川区議会議員
行政代表	山 本 敏 彦	江戸川区副区長

※◎は委員長、○は副委員長

3

検討委員会開催日程と検討内容

回	日程	検討内容
第1回	令和2年7月17日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 第8期計画の方向性と検討委員会スケジュールについて 生きがい施策の推進について(介護予防・健康づくり施策の充実・推進) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進について
第2回	令和2年8月21日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 中長期的な視野に立った介護サービス基盤の整備及び住まいの確保 <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス基盤の整備について 安心して住み続けられる住まいの確保 介護人材の確保、業務効率化の取組について 在宅医療・介護連携のさらなる推進
第3回	令和2年9月15日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進について 高齢者の権利擁護・虐待対応について 区内介護事業所における災害・感染症対策について 計画策定の方向性(案)について
第4回	令和3年2月8日(月) (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 第7期計画の進捗状況について 第8期中間のまとめの公表結果について 第8期計画(案)について
報告	令和3年3月10日(水)	<p>熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画策定報告</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響のため、第5回検討委員会は中止。区長への報告・手交は、検討委員会委員長が実施</p>

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（社会福祉法、介護保険法）

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進（介護保険法、老人福祉法）

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律）

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設（社会福祉法）

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

5 令和3年度（2021年度）介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症対策の強化
- ・災害への地域と連携した対応の強化
- ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応
- ・業務継続に向けた取組の強化

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- ・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充
- ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

- ・ガイドラインの取組推進
- ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

- ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
- ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

- ・訪問看護や訪問入浴の充実
- ・個室ユニットの定員上限の明確化
- ・緊急時の宿泊対応の充実

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・事務の効率化による逡減制の緩和
- ・介護予防支援の充実
- ・医療機関との情報連携強化

○地域の特性に応じたサービスの確保

- ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- ・リハビリテーションマネジメントの強化
- ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生管理や栄養マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- ・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- ・施設での日中生活支援の評価
- ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- ・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用
- ・特養の併設の場合の兼務等の緩和
- ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- ・署名・押印の見直し
- ・電磁的記録による保存等
- ・運営規程の掲示の柔軟化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し
- ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- ・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し
- ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ・介護職員処遇改善加算（IV）（V）の廃止
- ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

- ・月額報酬化（療養通所介護）
- ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・基準費用額（食費）の見直し

6

介護保険制度の変遷

		第1期 (平成12年度～14年度)	第2期 (平成15年度～17年度)	第3期 (平成18年度～20年度)
国の制度	制定・改正内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">介護の社会化</div> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保険制度の導入 ○「措置」から「契約」へ ○福祉と医療保健サービスの一体的な提供 ○ケアマネジャーによるケアプラン作成 ○サービス利用者負担1割 ○介護報酬の地域区分の設定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">在宅介護の推進</div> <ul style="list-style-type: none"> ○介護報酬による誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護等の居宅サービスの報酬引上げ (短時間提供や生活援助) ・ケアプラン報酬引上げ ・施設サービス報酬引下げ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">制度の抜本の見直し 継続性の確保</div> <ul style="list-style-type: none"> ○予防重視型システムへの転換 ・予防給付の創設 (要支援1～2) ・地域支援事業の創設 ○施設サービス費用見直し ・介護保険施設でのホテルコスト(食費・居住費)の自己負担導入 ○在宅支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの創設 ・地域包括支援センター創設
	介護報酬改定率	—	— 2.3%	— 2.4%
江戸川区	保険料基準額	2,920円	3,220円	3,700円
	準備基金投入額	—	7億6,700万円 (約15億円)	5億3,000万円 (約9億円)
	介護保険給付費(決算額)	(12年度) 約91億円	(15年度) 約165億円	(18年度) 約191億円
	65歳以上人口	(12年度) 78,644人	(15年度) 92,098人	(18年度) 104,729人
	高齢化率	12.5%	14.2%	15.8%
	後期高齢者割合	34.8%	35.3%	36.7%
	認定率 第1号被保険者	(12年度) 9.1%	(15年度) 11.7%	(18年度) 12.8%

※準備基金…介護給付費準備基金、()内は投入前の基金総額

第4期 (平成21年度～23年度)	第5期 (平成24年度～26年度)
介護人材の確保に向けた 介護報酬の見直し	地域包括ケアシステムへの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○初のプラス改定 (3.0%) ○処遇改善交付金による介護従事者の給与改善 (+15,000円相当) ○専門性・キャリアへの加算 ○地域区分の見直し(人件費の地域格差を反映) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ☆介護保険料の抑制 ・介護給付費準備基金の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する包括的な支援を推進 ○医療と介護の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・単身・重度でも対応可能なサービス創設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24時間定期巡回等サービス) 複合型サービス (訪問看護と小規模多機能の複合型) ・介護予防・日常生活支援総合事業の導入 ※任意 ○サービスの質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員によるたんの吸引等 ○高齢者の住まいの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者住宅の推進 <p>※安否確認・生活相談サービス必須</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ☆保険料の大幅な上昇 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の自然増 ②第1号被保険者負担割合増 (20%→21%) ③地域区分の見直し (特別区 15%→18%) ④処遇改善交付金 → 処遇改善加算 (介護報酬化) ⇔準備基金・財政安定化基金の活用
+ 3.0%	平成24年度 + 1.2% ※処遇改善加算、地域区分の見直し含む 平成26年度 + 0.63% ※消費税引き上げ(8%)への対応のため
3,700円	4,800円
14億300万円 (約19億円)	6億円 (約14億円) ※財政安定化基金含む
(21年度) 約231億円	(24年度) 約286億円
(21年度) 118,651人	(24年度) 127,814人
17.5%	18.9%
39.0%	43.8%
(21年度) 12.6%	(24年度) 14.0%

※準備基金…介護給付費準備基金、()内は投入前の基金総額

		第6期 (平成27年度～29年度)
国の制度	制定・改正内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 地域包括ケアシステムの構築 ・ 介護保険制度の持続可能性の確保 </div> <p>1 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>○地域支援事業の充実（包括的支援事業の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の追加：在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援・介護予防の充実 <p>○予防給付の地域支援事業への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護・介護予防通所介護を地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行 <p>※介護事業所、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人など地域の多様な主体を活用</p> <p>○特別養護老人ホームの新規入所対象者の限定（原則として、要介護3以上に）</p> <p>2 費用負担の公平化</p> <p>○低所得者の保険料の軽減割合を拡大</p> <p>○一定以上所得者の利用者負担を2割に見直し</p> <p>○補足給付の支給要件に所得のほか預貯金等の資産要件を勘案</p> <p>-----</p> <p>☆保険料上昇の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の自然増 ②第1号被保険者負担割合増（21%→22%） ③地域区分の見直し（特別区18%→20%） ④介護保険施設の整備 <p>⇔準備基金の活用</p>
	介護報酬改定率	平成27年度 - 2.27% 平成29年度 + 1.14% ※介護人材の処遇改善のため
江戸川区	保険料基準額	4,900円
	準備基金投入額	20億3,120万円 (約20億9,124万円)
	介護保険給付費等(決算額)	(27年度) 約344億円 ※第6期より介護保険給付費等とし、地域支援事業費を含む
	65歳以上人口	(27年度) 140,764人
	高齢化率	20.5%
	後期高齢者割合	45.4%
認定率第1号被保険者	(27年度) 15.3%	

※準備基金…介護給付費準備基金、()内は投入前の基金総額

第7期
(平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度))

地域包括ケアシステムの深化・推進 ・ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - 医療・介護の連携の推進等
 - ・介護医療院を創設
 - ・都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定整備
 - 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ・福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- 2 介護保険制度の持続可能性の確保
 - 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
 - 介護納付金への総報酬割の導入
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

☆保険料上昇の要因

- ①高齢者の自然増
 - ②第1号被保険者負担割合増(22%→23%)
 - ③介護保険施設の整備
- ⇔準備基金の活用

	平成30年度 +0.54%
	令和元年度から令和2年度 +2.13%
	5,400円
	27億3,500万円 (約27億7,115万円)
(30年度)	約393億円
(30年度)	146,651人
	21.0%
	50.2%
(30年度)	16.9%

※準備基金…介護給付費準備基金、()内は投入前の基金総額

		第8期 (令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度))
国の制度	制定・改正内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地域共生社会の実現</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた努力義務を規定 ・ 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定 ・ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まいの設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ○ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加 ○ 社会福祉連携推進法人制度の創設 <p>-----</p> <p>☆保険料上昇の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の自然増 ② 介護保険施設の整備 <p>⇔準備基金の活用</p>
	介護報酬改定率	+ 0.7% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05% (令和3年9月末までの間)
江戸川区	保険料基準額	5,900円
	準備基金投入額	31億6,411万円 (約36億2,447万円)
	介護保険給付費等(予算額)	(令和3年度) 約475億円
	65歳以上人口	(令和2年10月1日現在) 147,739人
	高齢化率	(令和2年10月1日現在) 21.2%
	後期高齢者割合	(令和2年10月1日現在) 52.2%
	認定率第1号被保険者	(令和2年9月末現在) 18.1%

※準備基金…介護給付費準備基金、()内は投入前の基金総額

7 用語解説（あいうえお順）

【あ】

- ・ **アウトリーチ**：生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を訪れることができない個人や家族に対し、家庭や学校、地域の集まりの場等に支援者が出向き、関係づくりを行いながら、支援につながるよう積極的に働きかける取組。
- ・ **安心生活サポート事業**：判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助や日常的な金銭管理、大切な書類の管理などを行う事業。
- ・ **SNS（エヌエヌエス）**：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称で、Web上で社会的ネットワークを構築することを可能にするサービス。
- ・ **SDGs（エスディージーズ）**：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標。平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されている。
- ・ **NPO（エヌピーオー）**：民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的としない活動を行う団体の総称。

【か】

- ・ **介護給付費準備基金**：保険料収納額を必要な経費に充てた残余金を、次年度以降の保険給付に要する経費に充てるため、区に設置する基金。
- ・ **介護予防・日常生活支援総合事業**：従来予防給付として提供されていた全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者等に介護予防や生活支援サービスを総合的に提供する仕組みとして、平成27年度の介護保険制度改正により創設された。要支援者等に介護予防と生活支援サービスを提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての熟年者を対象にする「一般介護予防事業」からなる。
- ・ **ケアプラン（居宅（介護予防）サービス計画）**：どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画。利用者の心身状態、住宅の状況、本人及び家族の希望などを聞いた上でケアマネジャー等が作成する。

- ・ **ケアマネジメント**：利用者の必要なサービスを見極め、複数のサービスを組みあわせ、総合的に提供されるよう調整を行い、サービスの効果を評価する一連のプロセス。
- ・ **ケアマネジャー（介護支援専門員）**：介護保険サービス利用者等から依頼を受けて、その人の健康状態や家族状況、希望などを把握し、最も適切なサービスを組みあわせた計画（ケアプラン）を作成する。サービスが円滑・適正に提供されるよう調整等を行う専門職。
- ・ **健康寿命**：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- ・ **言語聴覚士（ST）**：様々な原因でことばによるコミュニケーションに問題を生じた人、食べる・飲み込むことに問題を生じた人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活の構築を支援するリハビリテーション専門職。
- ・ **高額医療合算介護サービス費**：国保同士など同じ医療保険に加入している世帯内で医療保険と介護保険の両方に自己負担がある時に、合算した自己負担が決められた限度額を超えた場合、申請により超過分が支給され負担が軽減される制度（高額医療・高額介護合算制度）により支給する介護サービス費。

【さ】

- ・ **サービス付き高齢者向け住宅**：熟年者の居宅の安定確保を目的に、「改正高齢者住まい法」（平成23年4月公布）により登録制度として創設された。主な基準としてバリアフリーであること、一定の面積や設備を有すること、安否確認と生活相談サービスが提供されることなどがあげられる。
- ・ **財政安定化基金**：保険料未納や給付費の見込み誤りによる財源不足の際、資金の交付・貸付を受けるために都道府県が設置する基金。財源は、国・都道府県及び区市町村（第1号被保険者の保険料）が拠出する。
- ・ **作業療法士（OT）**：身体または精神に障害のある人に対し、手芸、工作等の作業を行い、主として家事動作などの応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るリハビリテーション専門職。
- ・ **サルコペニア**：加齢や疾患により、筋肉量が減少することで、握力や下肢筋・体幹筋など全身の筋力低下が起こること、または、歩くスピードが遅くなる、杖や手すりが必要になるなど身体機能の低下が起こることを指す。
- ・ **GPS（ジーピーエス）**：グローバル・ポジショニング・システム(Global Positioning System) の略称で、人工衛星を利用して位置情報を知るための仕組み。

- ・ **社会貢献型後見人**：後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外に成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人。市民後見人と同義。
- ・ **熟年介護サポーター**：区内在住の要介護認定を受けていない熟年者の社会参加と介護予防を促進する事業。サポーターとして、区内介護福祉施設等における入所者の話し相手、洗濯物の整理などの活動をする、活動時間に応じてポイントが付与される。
- ・ **熟年相談室**：江戸川区における地域包括支援センターの愛称。
- ・ **審査支払手数料**：区から国民健康保険団体連合会に委託された介護報酬の審査支払業務を行う際にかかる手数料。
- ・ **すくすくスクール**：小学校の放課後や学校休業日に、校庭・教室・体育館などの施設を利用して、子どもたちがのびのびと自由な活動ができる事業。地域・学校及び保護者の連携によって多くの大人と交流することで、子どもたちの豊かな人間性を育むことを図る。
- ・ **成年後見制度**：判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。

【た】

- ・ **第1号被保険者**：65歳以上の区民。
- ・ **第三者評価**：専門的知識を持つ中立的な第三者が客観的に福祉サービスを評価し、評価結果を利用者や事業者によく情報提供するためのサービス評価システム。
- ・ **第2号被保険者**：40～64歳の区民。
- ・ **地域共生社会**：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
- ・ **地域支援事業**：被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。

- ・ **地域包括支援センター**：介護保険法の改正に伴い平成18年4月1日から創設された機関。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを主な業務としている。江戸川区では、平成24年4月1日から愛称を「熟年相談室」とし、より一層の周知を図っている。
- ・ **地域ミニデイサービス**：熟年者等の閉じこもり予防を目的として、町会会館等を利用し、ファミリーヘルス推進員が町会・自治会の協力を得て、ボランティアの方々と趣味活動、レクリエーション、会食などを行う地域の支えあい活動。
- ・ **都市型軽費老人ホーム**：低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族の援助を受けることが困難な60歳以上の方に対し、食事その他必要なサービスを提供する施設。従来の軽費老人ホームに比べて、居室面積の最低基準や人員配置基準等が緩和された。23区や大阪市全域など、都市部の特定地域にのみ開設が認められている。

【な】

- ・ **認知症サポーター**：認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援するボランティアのこと。認知症サポーターになるには、「認知症サポーター養成講座」を受講しなければならない。
- ・ **認知症支援コーディネーター**：認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家（保健師・看護師等の医療職）であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う。
- ・ **認知症初期集中支援チーム**：認知症サポート医である専門医1名と医療系及び介護系職員2名以上（保健師・看護師・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士等）で構成するチームのことで、複数の専門職による個別の訪問支援、受診勧奨や本人・家族へのサポート等を行う。
- ・ **認知症地域支援推進員**：認知症の方にとって効果的な支援を行うため、地域の実情に応じて、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人材のこと。

【は】

- ・ **長谷川式簡易知能評価スケール**：認知症の疑いや認知機能の低下を早期に発見することができるスクリーニングテスト。
- ・ **8020運動**：生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わうために、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「生涯を通じた歯の健康づくり」のための運動。
- ・ **パブリックコメント**：行政機関が計画等を策定するにあたって、事前にその内容等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集すること。
- ・ **バリアフリー**：障害者を含む熟年者等が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。
- ・ **標準的居宅サービス**：訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与をいう。在宅の方が利用できるサービス。
- ・ **ファミリーヘルス推進員**：家庭及び地域における健康づくりを推進するため、町会・自治会の推薦により、区長が委嘱する任期2年のボランティアのこと。区と連携しながら、地域における健康講座の開催、区民健診の受診勧奨など地域健康づくりの要として活動している。
- ・ **フレイル**：加齢とともに、心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をいう。「虚弱」を意味する「frailty」を語源として作られた言葉で、多くの方が健康な状態からのフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられている。
- ・ **保険料基準額**：所得段階の第5段階における保険料であり、基準額をもとに所得に応じた9段階以上の保険料額が設定される。

【や】

- ・ **有料老人ホーム**：熟年者が入居し、食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供する施設であり、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定事業者であれば、施設内で介護サービスを提供でき、指定事業者でなければ、地域の居宅介護サービスを受けることができる。
- ・ **ユニバーサルデザイン**：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

- ・ **要介護度**：介護サービスの利用を希望する人が、介護保険の対象となるかどうか、またどのくらいの介護を必要とするかを公平に判定するもの。介護度は7段階と非該当(自立)に分かれている。

【ら】

- ・ **理学療法士（PT）**：病気、けが、高齢などによって運動機能が低下した状態にある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法及び物理的療法（電気刺激、マッサージ、温熱等）等を用いて自立した日常生活が送れるよう支援するリハビリテーション専門職。
- ・ **臨床心理士**：臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、相談者の心の問題を解決したり、精神的健康の回復・保持・増進・教育への寄与を職務内容とする専門職。

江戸川区
熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び
第8期介護保険事業計画

令和3年3月



発行 江戸川区福祉部福祉推進課計画係

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

電話：03（5662）1275

URL：[https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e039/kuseijoho/
keikaku/jigyokekaku.html](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e039/kuseijoho/keikaku/jigyokekaku.html)

※「江戸川区熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画」データ版は、
上記URL又はQRコードにアクセスしてご覧ください。

